
日本リスク・プロフェッショナル学会会報

実践危機管理

第20号

(創立15周年記念号)

目 次

はしがきに代えて—改正保険法のはなし—	戸出 正夫 (1)
危機管理とコンプライアンスに関する一考察	三宅 芳夫 (5)
リスクマネジメントの一般システム論適応を考察する	舟本 勝彦 (12)
シンクタンク企業の特徴を活かしたリスクマネジメント実務の展開	宮本 恭 (17)
不動産事業におけるリスクマネジメント	村田 悟郎 (30)
不動産売買取引におけるリスク	松永 光雄 (38)
原子力施設における地震リスクのマネジメント	徳常 泰之 (43)
ブランド過信経営のリスク	藤江 俊彦 (47)
食の安全とリスク	佐久間 潔 (52)
食品リスク	井上 喬 (57)
リスクヘッジニーズに対応する商品先物市場	森 幸弘 (60)
リスクの源泉は経営者だ	亀井 利明 (64)
医療費と社会的リスク	中村 典子 (68)
災害時医療受診リスクとわが国慣習のバランス	竹川 享志 (74)
日本の公的年金保険制度のリスクに関する考察	疋田 秀裕 (78)
医療リスクと紛争処理	川崎 和治 (81)
産科医療補償制度について	(84)
刃物使用事件と危機管理対策について	竹本 恒雄 (90)
凶悪犯罪とリスクマネジメント	小栗 吉雄 (102)
統計にみる凶悪犯罪の実態とリスクマネジメント	平岡 轉 (109)
2008年度スイス国際中小企業学会に参加して	亀井 克之 (113)
学会活動ニュース	(116)
日本危機管理士協会だより	(121)
ベネッセコーポレーションの案内	(124)
日本R P学会開催通知 (必見のこと)	(125)

はしがきに代えて—改正保険法のはなし—

戸出 正夫（日本危機管理士協会）

1. 保険法の現状と改正の背景

民営の保険契約を規律する法律といえば、それは明治32年（1899年）に公布・施行された商法典である。商法第2編「商行為」第10章「保険」の規定がそれであり、一般に保険法と呼ばれている。この法律の中味は損害保健と生命保険に関する一般規定であって、損害保健にあつては火災保険および運送保険に関する特則が置かれている。また、海上保険については、これらとは別に、商法第3編「海商」第6章「保険」で規定されている。これらの規定は明治44年（1911年）に一部が改正されたのみで、多くの条文は百有余年を経た今日もそのまま現行保険法として保険契約を律している。

民法分野においては、民法や会社法など基本法についても規定の現代化が行われており、保険法も例外ではない。現在の発達した保険契約について、19世紀末に制定された法律が適用されるということは、新しい法解釈や判例規範により現代の進歩した保険契約に妥当するような合理的運用が出来たととしても、もはや限界であろう。

2. 保険法改正の動き

保険法については、かねてから改正の機運はあつた。損害保険にあつては、昭和10年（1935年）、昭和17年（1942年）、昭和29年（1954年）と何度かその動きを見たが、改正には至らなかった。そして、昭和39年に至り、保険の急速な発展に鑑みて、新しい損害保険契約法の研究会、すなわち「保険法研究会」が著明保険法学者13名と実務家4名の合計17名によって立ち上げられ、名称も「保険法制研究会」と改めて、鋭意、新損害保険法の研究を続けたのである。

その後、メンバーも増え、10年にわたる研究の成果として、昭和48年（1973年）、損害保険総則の改正試案が公表され、日本私法学会第37回大会（於：神戸大学）シンポジウムで広く学会の批判を受けることが出来たのであった。当時の速記録は、学会機関紙の「私法」第36号に残されている。そして、翌昭和49年（1974年）10月、同試案は「損害保険契約法改正試案理由書」として公刊されている。

さらに保険法制研究会は、損害保険各則の火災保険・新種保険（責任保険を除く）および傷害保険に関する規定の研究を7年の歳月をかけて続行、昭和57年（1982年）11月、『損害保険契約法（各則）改正試案・傷害保険契約法（新設）試案理由書』を公表したのであった。同時に、7年前に出来上がっていた前述の損害保険総則についても見直しを行っている。このように、改正試案をより良いものにする努力を惜しまなかったものであり、以後、見直しはたびたび行われている。なかんずく、傷害保険については平成7年（1995年）に『傷害保険契約法（新設）試案（1995年確定版）』が公刊されている。

一方、生命保険分野においても、生命保険法制研究会が昭和62年（1987年）6月に設立され、10年余の研究の結果、平成10年（1998年）9月、『生命保険契約法改正試案

(1998年版)理由書』『傷害保険契約法新設試案(1998年版)理由書』『疾病保険契約法新設試案(1998年版)理由書』を公刊し、続いて平成11年(1999年)、生命保険法制研究会(第二次)を発足させ、平成14年(2002年)3月に『生命保険契約法改正試案(2002年修正版)』を刊行した。

なお、傷害保険については、(社)日本損害保険協会および(社)日本生命保険協会の協賛と実質的な協力のもと、さらに研究を進め、平成15年(2003年)6月、「傷害保険契約法試案(2003年版)理由書」を刊行している。

生命保険法制研究会(第二次)は、さらに研究を進め、2002年版試案の条文自体に修正を加えた部分と理由書に修正を加えた部分を含めた全部を織り込んで、平成17年(2005年)6月、『生命保険契約法改正試案(2005年確定版)理由書』『疾病保険契約法試案(2005年確定版)理由書』を一冊にまとめ、公刊した。

以上により、保険法学者を中心に実務家を交えた長い年月にわたる保険法改正試案が確定したのである。その努力は、わが国保険法学発展にも大いに寄与したものであって、高く評価すべきであろう。

3. 保険法改正の経緯

以上の改正試案作成とは別に、平成18年(2006年)9月の法制審議会第150回会議は見直しを諮問するに当たって次の点をあげていた。以下、「平成16年9月6日法務大臣諮問第78号(保険法の見直しに関する諮問)」の「別紙見直しのポイント」を引用する。

「第1 規律の内容の現代化について

- 1 商法が定める保険の種類を見直すとともに、損害保険契約および生命保険契約に属さない傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約について、典型契約としての位置付けを与え、その適切な規律を法定するものとする。
- 2 損害保険契約に関し、物を保険の対象とする物保険についてその機能に応じて規律を見直すとともに、現代社会で重要な役割を果たしている責任保険に付いてそのルールを整備するものとする。
- 3 生命保険に関し、今後の高齢化社会における役割の重要性などに鑑み、多様なニーズにこたえることが出来るように規律を見直すものとする。
- 4 その他、保険契約の成立、変動および終了に関する規律について、保険契約者の保護、保険の健全性の維持、高度情報化社会への対応等に配慮し、その内容を見直すものとする。

第2 現代語化その他の改正について

片仮名・文語体の法文を平仮名・口語体の法文に改めるとともに、所要の規定の整備を行うものとする。」

以上の諮問を受け、法制審議会保険法部会の審議が平成18年11月より開始された。平成20年1月までに合計24回の審議を行い、同年1月16日の第24回会議において「保険法見直しに関する要綱案」が承認され、次いで同年2月13日、法制審議会第155回会議で最終的に承認されて、「保険法見直しに関する要項」が確定した。これに基づき、法務省は保険法案を作成し、早くも平成20年3月に国会に上程し、衆参両院の審議を経て5月30日に「保険法」が可決成立、同法は6月6日に法律第56号として公布されたのであ

る。新保険法の施行日は付則第1条により、公布の日から2年を越えない範囲で政令で定めるとされている。少なくとも平成22年6月までに新法が施行されることは間違いない。なお、海上保険法は改正されていない。立法技術上の問題で1か条（商法841条ノ2）を追加しただけである。

4. 新法制定の意義

新保険法は独立法となった。したがって、契約に関する原則を定める民法の特別法の地位に立つ。保険法に記載されていないことは、当然、民法が適用になる。そして、現行法の文語体の法文を口語体に改めている。以下、改正の意義を概観する。

1 従来の損害保険と生命保険に加えて傷害疾病保険に関する類型を追加し、これを「法が定めた契約の型」、すなわち、典型契約化した。

2 新たに定義規定を設け、共済契約であっても、実質的な契約内容が保険と同じであれば、保険法の適用対象とした。その結果、保険法は適用されるが、保険業法は適用されない共済（監督上、協同組合法が適用されるため）が生じることになる。

3 損害保険契約について、現代の発達した保険契約の機能に応じてその規律を改め（超過保険、危機の増加（通知義務）、保険給付の履行期など）、責任保険についてもルールを整備した（後出の絶対的強行規定として第三者の先取特権など）。

4 保険契約者保護を強化するために、告知義務をはじめ通知義務など現行法よりも保険契約者の保護を強化した。

5 いずれの規定が強行規定かを定め、絶対的強行規定の他に、片面的強行規定を多数設けて保険契約者側に不利益に変更できないものとした。

6 保険契約外の第三者については、現行保険法の及ぶところではない。そのため第三者との法律関係や、立法措置がなければ、合理的解決が難しい。例えば、責任保険にあっては、被害者は契約当事者ではなく第三者である。一方、保険契約者は被害者に対する損害賠償のために責任保険契約を締結しているにもかかわらず、保険事故が発生し、保険金請求権が生じた後で被保険者が破産すれば、保険金に予定されている財産は破産財団のものとなり、被害者は保険金を受け取ることが出来ない。このような不都合を回避するために、保険金受取人の先取特権を規定し、これを絶対的強行規定とした。また、生命保険などにおける保険金受取人の介入権の規定などが絶対強行規定として新設されている。

5. 新法制定の問題点

保険法制研究会は40年にわたって検討を加え、精緻な試案を作成し、学会の批判も消化したものであるのに対し、新法は見直し要綱確定から法案上程まで僅か2ヶ月。しかも試案をなぞった形跡があまり見られない。そのためか新法の条文はどちらかというとシンプルで、以後の解釈にゆだねるところが多いように見受けられる。

一方、片面的強行規定の出現により、新法施行日までに、各種保険普通保険約款を片面的強行規定に反しないように改定する必要がある。例えば、保険金の支払期限をとつ

てみても、どのように約款を改正すべきか、技術的にも難しいものがある。

そのような問題点を露呈しながらも、新法はすでに公布された。施行日までに準備しなければならないものごとは、保険会社にとってきわめて多いのではなからうか。これが私の偽らざる感想である。

ところで、実践危機管理第20号のはしがきとして一筆啓上したい。

日本リスク・プロフェショナル学会は平成6年（阪神・淡路大震災の前年）に亀井利明氏、関本蘭子氏、竹本恒雄氏、ならびに私を中心として設立された「危機管理カウンセリング研究所」にその起源がある。これは（1）リスクマネジメントにカウンセリングの理論と実務を導入する必要がある、（2）リスクマネジメントの研究には単に企業危機管理のみならず、家庭危機管理の研究も必要であるという認識に基づく行動であった。

ところが、危機管理カウンセリング研究所はその後「家庭危機管理学会」（日本リスクマネジメント学会の姉妹学会）へと発展し、さらに（a）リスクマネジメントの研究には中小企業や家庭の危機管理の実務の研究が必要であること、（b）RMA、FCA、企業危機管理士、家庭危機管理士などの資格・称号を発展させることが必要であるとの認識で、平成14年に日本リスク・プロフェショナル学会へと姿を変えていった。したがって当学会は本年で創立15周年を迎えることになる。

学会誌もいろいろと姿を変え、平成18年7月から「実践危機管理」と命名することになり、15号から再出発することになった。本誌は年2回刊行しており、本号は第20号に当たる。頁数も120頁を超え、内容も極めて充実したものとなっている。大方のご支援を賜りたいと思う。

2009年1月7日

戸出 正夫

（日本危機管理士協会会長

元白鴎大学大学院教授、認定危機管理士）

危機管理とコンプライアンスに関する一考察 ～中小企業に対する法律面および実態面からのアプローチ～

三宅 芳夫 (大阪経済法科大学)

1. はじめに

毎日のように起こる企業不祥事をなくするにはどうしたらよいか、大和銀行ニューヨーク支店事件の判決はコンプライアンスに対する大きな教訓を残した。

この判示を教訓として多くの研究がなされ、書籍も発行されてきた。しかし殆どの研究は大企業を対象としたものであり、中小企業に対するコンプライアンスの研究は皆無に等しい。中小企業数はわが国の企業数の99%強を占めており、社会的に見て極めて大きな存在である。しかし中小企業は大企業に比べ、資金や人材などの経営資源に大きな制約を受けており、その制約のもとで、独自の解決策を求めていくしかないのである。

本稿ではどう判決の中で示された「危機管理」を中心として「コンプライアンス」につきその原因を究明し、中小企業における解決策を考察する。

2-1. 大和銀行ニューヨーク支店事件の判決

平成12年9月20日、大阪地方裁判所は大和銀行ニューヨーク支店損失事件につき直接危機管理という言葉を用いて下記事項につき判示した（大阪地・判平成12年9月20日、判時1721号3頁）。

【事件概要】大和銀行ニューヨーク支店の行員が、無断かつ薄外で米国財務省証券の取引等を行ったことにより、当該行員の勤務する大和銀行に約11億ドルの損害を与えたことに関する株式代表訴訟である。

- ① 取締役は取締役会の構成員として、また代表取締役または業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、更に代表取締役および業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた取締役としての善管注意義務および忠実義務の内容である。
- ② 外国法令に従うことは、取締役の善管注意義務の内容をなし、商法266条1項5号は、取締役に対し、わが国の法令に従うことを求めているだけでなく、外国に支店、駐在員事務所等を設けるなどして、事業を海外に展開するにあたっては、その国の法令に従うことも求めている。
- ③ 取締役に対し、過去の経営上の措置が善管注意義務および忠実義務に違背するとしてその責任を追求するためには、その経営上の素地を執った時点において、取締役の判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいはその意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったことを要する。
- ④ 海外視点における従業員の不正取引により銀行に多額の損害が生じた場合に、証券の保管残高の確認方法が適切さを欠いていたことを理由に、支店長である取締役に

任務懈怠の責任が認められた事例。

- ⑤ 不正な取引の事実を知りながら、米国法が要求する当局への届出をしなかった取締役および届け出るように他の取締役に働きかけなかった取締役に、善管注意義務違反の責任が認められた事例。
- ⑥ 銀行の頭取あるいは副頭取は、各業務担当取締役にその担当業務の遂行を委ねることが許され、各業務担当取締役の業務執行の内容につき疑念をさしはさむべき特段の事情が無い限り、監督義務懈怠の責めを負うことはない。
- ⑦ 取締役は、自ら法令を遵守するだけでは十分では無く、従業員が会社の業務を遂行する際に違法な行為に及ぶことを未然に防止し、会社全体として法令遵守経営を実現しなければならない。
- ⑧ 取締役は、従業員が職務を遂行する際違法な行為に及ぶことを未然に防止するための法令遵守体性を確立すべき義務がある。
- ⑨ 取締役は、会社経営を行うに当たり、外国法令を含む法令を遵守することが求められているのであり、取締役に与えられた裁量も法令に違反しない限りにおいてのものであって、取締役に対し、外国法令を含む法令に従うか否かの裁量が与えられているものではない。
- ⑩ 支点における財務省証券の保管残高の確認方法について疑念を差し挟むべき特段の事情が無い限り、不適切な監査方法を採用したことについて、検査部および支点の指揮系統に属さない取締役には監視義務違反を認めることはできない。
- ⑪ 株主が元取締役の責任を追及する本件代表訴訟請求を提起するに当たり会社を代表するものとして元取締役である監査役に事前の訴訟請求をしている場合には、訴えは不適法であり却下される。
- ⑫ 監査役は、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これも監査役としての善管注意義務の内容である。

以上のことから同判決は

- (i) 危機管理については①、⑫
- (ii) コンプライアンスについて②～⑪

と読み取れる。

しかし、上記 (ii) の②～⑪はすべてその狙いは企業における危機管理であることが推察できる。この判例でコンプライアンスがわが国で注目を集める端緒となった。

次に危機管理などについてその概念を述べる。

2-2. リスクマネジメント及び危機管理の意義

リスクマネジメントは企業保全や現状維持のための企業防衛のマネジメントであり、その目的は企業倒産からの防衛戦略であり、倒産危険の科学的管理である¹。さらに、リスクは純粹リスク、すなわち、損失のみ発生する場合で自然災害、偶発事故などがあり、これらは予想不可能である。一方投機リスクは損害を発生する場合もあるし、利益

が発生する場合もあり、予測が可能である。それは企業活動に存在し、リスク一般²を対象とする。これに対し、危機管理はリスク中の異常性の強い巨大災害、持続性の強い偶発事故、政治的・経済的あるいは社会的な難局などを対象とし、企業が難局に直面した場合の決断、指揮、命令、実行の総体を言い、リスクマネジメントの一部を構成する³。上記判例の「危機管理」はこの概念が当てはまる。従ってこの企業不祥事は一種の故意で起こったことで、それはコンプライアンスの問題であり、発生してしまったリスクなのである⁴。

2-3. コンプライアンスは法令順守のことか

コンプライアンスは日本の学説では高巖や吉川吉栄「倫理法令遵守」都市⁵、この法令の中にはマニュアル、規則、倫理、習慣なども含まれるとされる。

これに対し、マスメディアでは必ずといっていいほど「法令順守」と注釈され、判例中心の欧米の概念を使用するには非常に無理がある。すなわち、法令順守は字面だけの解釈を金科玉条とする風潮を生むことになり、グレーゾーンの解釈が社会常識と不適合状態を起こすことになる。例えば福知山線脱線事故では個人情報保護法を盾に取り、言葉の限界や法の精神への無理解から杓子定規の解釈により、被害者の家族に対し、病状に関する情報を提供しないという事態が発生してしまった。

こうした弊害を根絶する解釈の仕方として郷原信郎は「コンプライアンスとは組織に向けられた社会的要請に鋭敏に反応し、目的を実現していくこと」⁶と定義している。それは、法の目的を考えないとする思考停止の排除を狙ったものである。

最近では金融商品取引法施行⁷に伴って、顧客の立場を考えず、必要以上の説明がなされる事態が発生し、苦情が出ている。さらにここでの社会的要請は何かという法文の主旨を理解せず、技葉末節の文章にこだわり、膨大な手続きや流れ図を作り、多額な費用を掛けている事例が見受けられる。

ここで注意しなければならないのは、企業不祥事のうち、いわゆる法令違反が罰則を伴うものがあり、業種により適用される法令の種類が異なることである。したがって、業種に応じて遵守すべき法令や条文の優先順位をつける必要が出てくる。また下請け企業の場合、親企業が上場会社であれば金融商品取引法を視野に入れた指導をされる可能性が高い。

それでは厳罰主義で企業不祥事は全て防げるであろうか？企業不祥事はその真の原因の把握がなければ違反を繰り返すのみで、解決は出来ないのである。

そこで企業不祥事に関し、(財)経済広報センターのアンケート(1997年調査)を示すと、その原因が何かの質問に対し、回答はまず「企業風土」がトップで、日常の我々の行動の規制要因の大きな部分を占めており、2番目には「経営者の自覚不足」で、中小企業の経営者は企業維持そのものに必死であり、コンプライアンスを意識した経営がなされていないこと、3番目は「企業倫理が不明確」であり、大企業ではCSRとしてその定着化を図ろうとしている。4番目には「チェック体制の不備」である。5番目が「営業活動を優先」、つまり利益優先の企業活動を企業規模の大小にかかわらず行っている

ことを意味している。

いみじくも、大和銀行ニューヨーク支店事件の背景はこれらの要因が絡んでいることが窺われる。

3. 中小企業^②の特質

大和銀行ニューヨーク支店事件後も多くの企業不祥事が発生し、その企業は業績不振に陥り、破綻に至る企業もあった。特に中小企業においては、その背景にわが国特有の企業風土が影響を及ぼしている帰来がある。こうした特色を経営資源ごとに分析すると、「ヒト」の面では組織の業はオーナーであることで、オーナーの考え方が企業そのものを表しており、コンプライアンスに対する意識の有無により企業風土が変貌する（上記2-3、「企業不祥事要因1及び3番目に附合」）。「モノ」の面では厳しい市場競争の中にあってコンプライアンスはコスト・アップ要因として考えられ、敬遠される（上記2及び5番目に附合）。「カネ」の面では、その調達につき個人保証の差し入れ又は担保提供が、金融機関からの融資条件とされ、融資自体が極めて厳しい状況に至ることがある。その背景には中小企業の隠蔽体質があり（上記1番目に不附合）、計数が極めて不透明で信用されていないことがある。このことはチェック機能が手薄であることを示すもので、コンプライアンスの視点からは放置できない（上記4番目に附合）。

中小企業は発展すれば販売先等各種ステークホルダーとの強調（collaboration）を必要とし、コンプライアンスの点からもチェック機能等、企業の組織の充実が課題となる。

又、事業を立ち上げる時点から、経営者は企業目標と同時にコンプライアンスに対する認識を深めておくだけの先見性を必要とする。そのために経営者は企業の理念にコンプライアンスを明記し、規律ある企業風土の醸成を忘れてはならない。規律の具体化はまず法律の主旨に関して理解することから始まり、倫理感の醸成を図ることである。次項においてはコンプライアンスを法的側面と実態面から考察する。

3-1. 中小企業に対し法律の視点から

法令違反につき様々の観点から見てきたが、ここでは法令がどのような予防機能を備えているかにつき、会社法を通して概観する。

商法は大企業を対象とした法律であったため、組織において中小企業では人材不足等から監査役、取締役会等が形骸化してしまったことの反省がなされた。そこで会社法では定款の自治が与えられ、組織も最低株主総会および1人の取締役でよいとされて、むしろ中小企業にとって極めて利用し易いものとなった。

中小企業は規模の大小により組織形態も変わり、不祥事を防止するチェック機能は次のような機関で、規模に応じて選択が可能である。株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人、会計参与^③等の諸機関がそれである。その前提として取締役は会社の規模の大小にかかわらず善管注意義務（民法644条）・忠実義務（会社法355条）を負っており、創業者自身あるいは右腕と言われる人物が取締役となれば当然これらの義務を負うことになる。

チェック機能のうち、会社法が新しく取り入れた制度に会計参与があり、中小企業では極めてメリットの大きいものである。この制度は有資格制度¹⁰であり、会計参与は企業の中へ入り込み、取締役と共同で経理事務を行う¹¹。

新システムの会計参与が中小企業の経営に対し、次のような影響を与えると¹²と予測される。

① 資金調達の可能性の面では、会計参与は株主代表訴訟の対象となる。従ってその責任感から、この制度を導入した中小企業の経理は透明性を増し、透明性への信頼感が株式、社債発行を容易にし、中小企業に新しい、資金調達の道を開くものである。さらに金融機関の中小企業に対する融資姿勢の変化が期待できる。② 経理者の人的支援の面では、中小企業にとっては人材不足により経理事務のレベルアップが困難であったが、この制度の導入により、経理の透明性が増し、経営者は経営に専念でき、コンプライアンスに対しても関心を示す余裕が期待できる。隠蔽の経営姿勢も情報開示を重視する姿勢へと変化する可能性が出ていた。③ コンプライアンス重視の企業風土の醸成の面では、中小企業は所有と経営の分離が進んでおらず、個人の財産と会社の財産が分別管理されていない。このため経営者は自己や親族の利益に関心が向き、健全な企業風土醸成の阻害要因となっている。この制度の導入は経営者の意識を変え、粉飾決算の一掃に役立つ。

具体的には、コンプライアンスに関し、中小企業としては労働基準法等が業種にかかわらず、その遵守が問題となろう。また中小企業は従来、シェアが小さいとして問題になることが少なかったが、最近では食品業界において多くの問題を投げかけている。

3-2. 中小企業に対し実態面から

企業のコンプライアンスの取組みの実態は、内閣府のアンケート（2004）から傾向を把握できる。その内容はコンプライアンスの取組みを90%の企業が行っており、「企業倫理や違法の徹底を意識した経営」と答え他企業が80%近くに及んでおり、経営者の意識の高さを物語っている。次に倫理基準やマニュアルの策定、コンプライアンスに関する全従業員を対象とした教育研修などの採用が挙げられるが、特に人材に制約のある中小企業にあっても、その実現に努力することが望まれる。

従って、コンプライアンス教育は、自社において不可能な場合にはアウトソーシングを検討する方法があり、商工会議所などの研修制度を利用するのも一つの方法である。また中小企業が団体を組んで経営や教育問題などに対処する方法に協同組合がある。

この中で協同組合等¹³がどんな状況で活動しているか概観して見る。

中小企業組合白書は、「中小企業組合の基本は共同事業である」とその目的を明らかにしているが、組合の現在実施している事業の内容は共同購買事業が、50%弱と最も多く、教育・情報提供事業、福利厚生事業等と続く。そのうち教育・情報提供事業は2番目に多い項目であり、事業内容についてインタビューの結果はパソコン操作に関するものが主であり、コンプライアンスに関する教育は講師がいないため実施されていない。

中小企業庁は中小企業の育成に力を注ぎ、毎年資金的支援および研修等各種施策を行

ってきているが、かならずしも中小企業にその情報が行き渡っているとはいえない。その解決に一方法として、中小企業に最も接触の多い金融機関が、コンプライアンス情報を流すべきであるが、啓発の取り組みの実現の方法は今後の課題として更に研究を深めて行きたい。

4. おわりに

現状では、中小企業に対するコンプライアンスの研究の少なさと、教育する指導者の少なさがある。これからの課題は、中小企業に対するコンプライアンスの研究の発展、および指導者の育成手法の開発である。この問題は政府、地方公共団体、大学等の研究機関の本格的取組が期待される。

リスクマネジメントやコンプライアンスの問題は机上の空論では許されず、実効性の確保であり、法律面と実態の両面の考察が大切である。

以上。

【注釈】

- 1 亀井利明、1997。「危機管理とリスクマネジメント」P7
- 2 同上p8
- 3 同上p7
- 4 同上p187～188、190
- 5 高巖・T・ドナルドソン（1999）「ビジネス・エシックス」文真堂p5、吉川吉衛（2007）「企業リスクマネジメント」中央経済社p58
- 6 郷原信郎（2005）「コンプライアンス革命」文芸社p34
- 7 通称日本版SOX法といわれ2007年9月完全施行された。
- 8 日本における中小企業の定義は、「中小企業基本法」に定義されている。そこで、定義されているのは、製造業などでは、資本金3億円以下・常時雇用する従業員300人以下というような量的規定のみである。
アメリカの中小企業の定義では、製造業その他では、一般に従業員人数500人未満というような量的規定と、企業が独立して所有・経営されていること、企業の事業分野において支配的でない企業であり、「中小企業長官の設定する企業規模基準」に合致する企業といった質的規定がある。
ドイツでは、「中小企業に対する構造改革の基本要綱」に定義が示されている。① 資本市場を通じて資本調達を行わない。② 危険を自ら負担し、従業員とともに働く独立の経営者によって運営される。とあるが、これも質的規定とみなすことができる。
フランスでは、中小企業の一般法および法律上の一般的な定義は存在しない。統計上の定義としては、フランス国立統計経済研究所（INSEE）の定義が一般的に使用されており、中小企業は原則として従業員500人未満、商業では200人未満とされている。このことから考えるに、フランスは、日本同様に量的規定のみとみなすことができる。
<http://www.geocities.jp/mako432/tyuusyokigyoku.html>
- 9 酒巻俊雄監修（2005）「新会社法と中小会社の実務対応」中央経済社p201～204
- 10 同上p204
- 11 同上p206～207、中園繁克・増田英次（2005）「新会社法の実務」中経出版p99
- 12 内田久美子・鳥飼重和（2005）「中小企業の新「会社法」対策」TKC出版p112

- 13 ドイツ農村協同組合総連盟はライファイゼンによって作られ、その教育活動は会計監査役の理論訓練に集中され、その目的のために会計監査役向け訓練機関が1913年ベルリンに作られた。グンター・アシュホフ／エックルト・ヘニングセン著、東信協研究センター（1990）「ドイツの協同組合制度」日本経済評論社p128。これによるとドイツでは100年近く前から会計処理の厳正化に取組み、この時すでにコンプライアンス体制の構築がなされたことが推察できる。

【参考文献】

- Kono, Toyohiro. and Clegg, Stewart. (2001) Trends in Japanese Management, United States : Palgrave、相澤哲「(2005) 新・会社法」商事法務、中央経済社編
井窪安彦・佐長功・田口和幸、(2004)「実務企業統治・コンプライアンス講義」
民事法研究会
上田達三、(2002)「現代中小企業論」関西大学出版部
内田久美子・鳥飼重和 (2005)「中小企業の新「会社法」対策」TKC出版
加護野忠男・伊丹敬之 (2003)「ゼミナール経営学入門」日本経済新聞社
亀井利明 (1997)「危機管理とリスクマネジメント」同文館出版
グンター・アシュホフ／エックルト・ヘニングセン著、東信協研究センター訳 (1990)
「ドイツの協同組合制度」日本経済評論社
郷原信郎 (2005)「コンプライアンス革命」文芸社
同 (2006)「企業法とコンプライアンス」東洋経済新報社
同 (2007)「『法令遵守』が日本を滅ぼす」新潮新書
酒巻俊雄監修 (2005)「新会社法と中小会社の実務対応」中央経済社
高巖、稲津耕、高巖編著、森哲郎、出家ン世信之、猿丸敦子 (2001)
「ECS2000このように倫理法令遵守マネジメント・システムを構築する」日課技連
高巖・T・ドナルドソン (1999)「ビジネス・エシックス」文真堂
中園繁克・増田英次 (2005)「新会社法の実務」中経出版
百瀬恵夫 (2000)「中小企業「共同組織」革命」東洋経済新報社
吉川吉衛、(2007)「企業リスクマネジメント」中央経済社

(著者は大阪経済法科大学客員教授、認定危機管理士)

リスクマネジメントの一般システム論適応を考察する

舟本 勝彦（日本電気株式会社）

【要 旨】

本稿ではリスクマネジメントに、一般システム論の応用ができないかといった論点から考察している。特にシステム論適応の必要性、捉え方、利点、適応モデルなどの視点から、リスクマネジメント適応モデル（仮説設定）を目標追跡システム（意思決定システム）で試みた。その結果、適応できる可能性が高いことを確認できた。

【キーワード】

リスクマネジメント（RM）、システム論適応RMモデル、RM複雑性の縮減、構造的カップリング、目標追求システム、RM決定原理、RM意思決定の問題、RM意思決定の解

1 はじめに

リスクマネジメント（以下“RM”と略す）にシステム論の適応を考えると、RM問題や課題に対して結果や効果を出すために、方法、手順、技術など多くの局面でシステム論の活用を考慮しなければならない。また、RMの計画、認識、分析、選択、評価などRM展開局面では、システム論の科学的応用と具体化が重要となる。システム論を応用したRM展開で単純化モデルを活用する場合、認識したリスク現象や意義、意味などを理解した上で、正しい意思決定によるリスク選択や対応、評価など、的確にRM展開を実施する必要がある。

しかし、このようなRMモデルの捉え方は、正確で真なるRM問題について客観的に結論付けしたり、結果に対する最終ゴールの効果性などを担保・保証されたわけではない。したがって、システム論を応用したこのRM問題解決では、新たなRM展開をサポートできる一つの十分条件的なRM方法論として捉えなければならないと考える。以下に本稿では、一般システム論をRMモデルで適応可能性があることを仮説設定して、一般システム論の適応、捉え方、利点、適応モデルの検討などを考察する。

2 RMモデルに対して一般システム論適応を探る

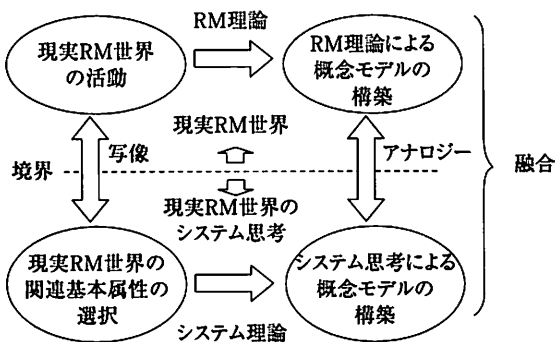
常日頃、あるリスク問題のある特定な見方（例えば表面的なリスク判断）で観察して、その場で作ったRMモデルや論点が絶対的に正しいと信じて議論することがある。しかしRM問題の現実世界では多くの場合、複雑な問題になっており、現状で起こっている真なるリスク事実や事象をすべてその場でRMモデルのパターン化することは至難の技である。このような困難状況を解決するためには、「RM複雑性の縮減」を図らなければならない。このためには、単純な形で一般システム化したRM問題認識や観察をすることが不可避と考える。特に特定なRM事象で観察する目的やスコープ（範囲）の設定、

分析方法などは、正確に単純化して示すことが重要になってくる。RMのシステム論適応モデル構築とその認識にはさまざまな切り口が考えられるが、「RM複雑性の縮減」一つの方法として、システム論適応RMモデルに一般システム理論を活用して、科学的にRM応用展開できるかどうかを確認し、複雑なリスク問題などのリスク現象や事象で複雑性の縮減が実現できるか、認識や検証することが肝要になってくる。したがって、単純RMモデルに一般システム論と言う写像関係を通して、単純なRM意思決定パターンの認識、分析、選択、評価など、RM適応ができるかどうかを本稿で考察することがポイントとなる。

3 システム論適応RMモデルの捉え方

RM展開活動を対象にシステム論を適応するモデル構築には、「RM問題そのものを認識」するのではなく、「RM問題が存在するものの見方」をモデル化することにある。その結果、モデルの妥当性の目的やRM環境とモデルとの境界が、RM展開活動の集合として明確になる。また、本稿のモデル構築の基本的な考え方は、「【図-1】システム論適応RMモデル構築の考え方」のように捉えている。すなわち、現実RM世界の活動とシステム論で思考する世界に分けて、RM現象をシステム論でアナロジー的に現実RM世界の活動を考察する。最終的にはRM理論で構築した理論とシステム思考で構築した理論が写像関係となり、両者が構造的カップリングする可能性が高くなる。

【図-1】システム適応RMモデル構築の考え方



現実RM世界の問題をシステム論適応RMモデルで考える観点としては、下記の項目が重要となる。

- (1) 論点を初めから絞り込まない
- (2) 本格的なリスク問題検討の基礎固めをする
- (3) 何を目的に目指すかハッキリする など

次に、システム論適応RMモデル構築で利用される特徴として、下記2点の視点による考察が考えられる。

(1) RM (対象事象) のパターン化による把握と推論する視点

(2) 仮説推論をRM展開 (プロセス) として表現する視点

まず前者の「RM (対象事象) のパターン化による把握と推論する視点」を考察する。日常のRMの視点では、どのような推論や論点で議論しているかがハッキリしないことが多くある。このような時、システム論適応RMモデルで行えば、議論の拠り所である「モデルや属性設定」を客観的に共有化できる。そして、このモデルや属性などをどのように設定しているかを示し、論理的 (ロジカルシンキング) に整合性の取れた推論によって、一貫性を持った共有化結論が出せる。次に後者の「仮説推論プロセスを分析者が自律的に把握して結論を出せる。このようなことは、仮説や推論検討に他者との誤解が生じにくいことが特徴として挙げられる。したがって、ここで重要なことは「RM分析者の主張のポイントは何か」、「曖昧さや直感による議論はないか」など、順次分類・整理してRM問題を考えていることになる。

このように、RM問題をシステム論適応RMモデルで分析を行うことは誰でも利用可能であり、さまざまなRM展開局面で活用できる。

4 システム論適応RMモデルによる利点

RM問題分析にシステム論を適応すれば、欠点として「抽象的である」、「数学的表現でわかりにくい」などといった点もあるが、利点を挙げると次のようになっている。

(1) RM展開の結論を出すリードタイムが短縮できる

(2) モデル主張者の推論把握、内容の論理把握、改良のサポート支援などが出来る

(3) RM展開の論定の共有化、他人との議論の客観性を図れる

(4) RM場認識や事象を単純化して捉えることが出来る など

そもそも「RMで問題のないモデルなどはない (完全なものはない)」、と言うことを前提にモデル化する場合、この欠点があることを認識しながら分析していることを理解する必要がある。ましてRMでは真の原因や真実の中に問題があるからこそ、その一つの方法として「科学的に単純化したシステム論的なモデルで、RM場を客観的に観察する」と言った視点が重要である。

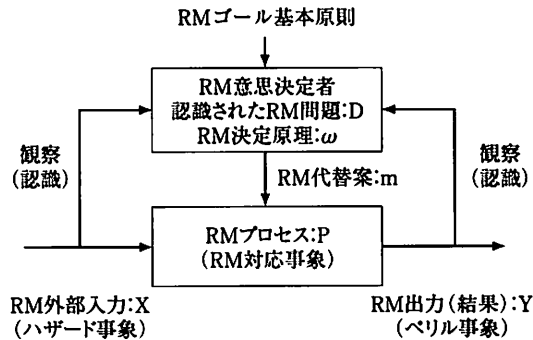
5 システム論を適応したRMモデル化の検討

一般システム論は大きく分けて、行動モデルと目的論モデルがある。行動モデルはシステムの行動を考察するモデルであり、入力・出力システムと複雑システムなどがある。一方、目的論モデルはシステム的意思決定や階層を考察するものであり、目的追求システム、2階層システム、多階層システムなどがある。特に目的論モデルの意思決定モデルでは、意思決定局面で多くのリスクが付きものである。本稿ではRMでのシステム論適応を考察しているため、RM分析モデルの同位体モデルとして一般システム論を応用したアプローチをしている。したがって、このモデルでは目的関数 (最適化行動、満足化行動など) を持った、独立単体モデルである代表的な「目標追求システム」で考察することとする。(注: 詳細なシステム論、モデル論等の説明は、本稿の論点ではない)

ので他書に譲る。)

考察するRM分析モデルは、「【図-2】RM分析モデル図」のようになる。

【図-2】RM分析モデル図



この分析モデルは目標追跡システムであり、意思決定システムを単純化したRM対応一般システムをあらわしている。また、このシステム構成（機能）は、意思決定とRMプロセスの2つの部分からなる。すなわち、意思決定は意思決定者が行うRMオペレーションであり、RMプロセスでは意思決定によりRMオペレーションされることになる。そして、RMすべきRM代替案（決定変数） m とRMができないRM外部入力 X が存在する。この外部入力 X は地震であったり、ビジネス事故であったりするハザード事象である。したがって、意思決定者はRM外部入力 X をRMプロセス P で、RM目標が達成できるようにRM決定変数 m を選択（トリートメント）することになる。すなわち、RM対応事象（リスク場）で起きている又は予測している現象や状態に対応した適切なる意思決定した結果、RM出力（結果） Y でRM対応の損得や優劣等を評価する、単純なRM分析モデルである。

RM分析モデル図よりそれぞれの機能の関係を形式的に定義すると、次のような7つのRM項目で表せる、RM目標追跡システム（RM Goal Seeking System: RM・GSS）となる。

$$RM \cdot GSS = (M, X, Y, P, V, G, \omega)$$

このRM・GSSの右記表記それぞれの記号と内容を詳細に定義すると、

- (1) M : RM代替案集合、 X : RM外乱集合（RM外部入力）、 Y : RM出力（結果）
- (2) P : $P \subset (M \times Y) \times Y$ はRMプロセスモデルである。
- (3) RMプロセスの入力は M と X 、出力は Y である。また、このシステムは入力—出力システムでもある。
- (4) V : RMの評価値集合を表す。
- (5) G : $P \rightarrow V$ は、RMプロセス行動に評価値を対応させる関数（RM評価関数）
- (6) RM・GSSの中で、 ω （RM決定原理）を除いた6項目、 $D = (M, X, Y, P, V, G)$ をRM意思決定の問題とする。

- (7) ω はひとつのRM意思決定の問題Dに対して、ひとつ又は2つ以上のRM代替案 $m \in \omega(D)$ をRM意思決定の解とする。

以上の分析モデルの形式的定義により、RM意思決定者にリスク認識された意思決定の問題DとRM決定原理の組み合わせ (D, ω) が、RM目標追跡システム(意思決定システム)で連携している。また、RM目標追求システム (D, ω) の目標は、RM決定原理 ω の中に組込まれていることとする。このことから仮説設定理論のモデルの結論として、RM決定原理で評価値を「最大又は最小」にするようなRM意思決定理論のモデルと一致する目標追跡システムになる。したがってこのようなRM分析モデルでは、システム論応用によりRM対応に利用できる可能性が高いといえる。

6 おわりに

RMをシステム論で写像的応用の考察を試みたが、結論的にはRM仮説モデルを目標追跡システムで適応可能性があることを確認できた。しかし、本稿でも記述しているが、絶対的な科学的推論やロジカルによるRMシステム論適応担保を得たわけではない。したがって、本件の考察が引き金となって、この分野の有識者による深い研究や多くの研究者による、今後の発展と研究促進を願いたい。また、私自身の浅学非才による本稿の十分な論理展開していないリスクがあるため、大きな誤りを犯していることも考えられる。よって、このことは先人研究者などによるご指導をいただければ幸いである。

以上

《参考文献等》

- 亀井利明 監修「基本リスクマネジメント用語辞典」同文館出版(2004)
- 松沢和夫 著「集合・位相入門」岩波書店(2005)
- 根来龍之 監訳「システム仕様の分析学」共立出版(1996)
- 旭貴朗 著「一般システム論におけるモデル」(論文)
- 高原康彦 著「リスク管理」(論文)
- その他文献(省略)

(筆者は認定危機管理士)

シンクタンク企業の特徴を活かした リスクマネジメント実務の展開

宮本 恭（三菱総合研究所）

1. 概要

企業のリスクマネジメントには、構築手法についての一般的な方法論はあるものの、決定的な定式はないので、実効性のあるリスクマネジメントシステムを構築して運用するためには、各企業の業態やマネジメントの実況等を踏まえつつ、創意工夫して取り組むべきである。

当社では、リスクモニタリングによる未然防止の仕組みを中心にした総合リスクマネジメントシステムを、2007年10月に構築して稼働している。本リスクマネジメントシステムの社内での通称は、Advanced Risk Management System：A-RMSであり、A-RMSという略称には、“経営の武器”という意味も込められている。

本稿では、当社の業態や既存のリスク対策状況等を述べた上で、これらを踏まえて科学的手法と実務との融合を目指したA-RMSの意義・特徴や、約1年にわたり推進してきた立場からの効果と課題を紹介するとともに、一般的な企業への示唆をとりまとめている。

2. 当社の業務概要とリスクマネジメント導入経緯

(1) 当社の概要

当社の創業は1970年であり、三菱グループの100周年記念事業として、シンクタンク企業を設立した事が始まりである。以降、長期にわたり、社会への貢献を掲げた政策志向のシンクタンクを目指してきたが、近年は顧客価値向上の業務による民間受注の拡大も図っている。

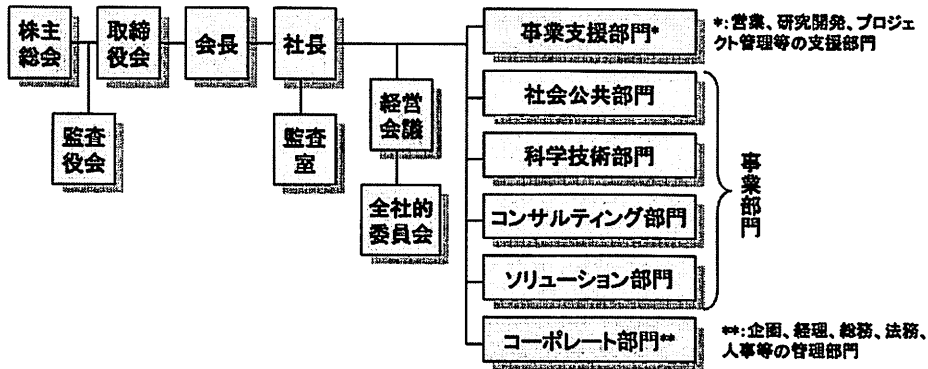
現在の資本金は53億円で、従業員は905名（2008年4月1日現在）だが、連裕子会社も含めた企業グループ全体では約2,800名に達する。また、売り上げ規模は、連結743億円、単体260億円、営業利益は、連結59億円、単体27億円となっている（表-1参照）。

表-1 当社の決算概要（2007年9月期）

	企業グループ全体（連結）	三菱総合研究所（単体）
売上高	743 億円	260 億円
営業利益	59 億円	27 億円
従業員	約 2,800 名	905 名
資本金	—	53 億円

注：当社の会計年度は9月末締めであり、2007年9月期とは、2006年10月～2007年9月までの直近の1年である。

企業経営の基盤となる主要な収益事業は、4事業部門を中心に展開中である。伝統あるシンクタンク部門（社会公共部門、科学技術部門）に加えて、近年はコンサルティング部門やソリューション部門も強化しており、官公庁から民間企業までの幅広く均衡のとれた営業店会を目指している（図－1参照）。



図－1 当社の組織概要

また、グループ企業としては、三菱総研DCS（旧ダイヤモンドコンピューターサービス）を2005年4月に連結対象会社としており、システム開発事業の構想段階から運用・処理に至る一環受注体制の構築を図っている。

(2) 当社業務の特徴

当社の事業部門の業務は、プロジェクトリーダーを中心に専門の研究員が参画したチームによるプロジェクト形式で実施される。プロジェクトは、一部の例外を除き、基本的には顧客からの受託業務が中心である。

顧客は、官公庁が中心で全体の約7割を占める。しかし、先述のとおり、近年は大規模なシステム開発関連のプロジェクト等を中心に、民間市場の営業開拓にも力を入れている。

(3) リスクマネジメントシステム導入の経緯

2000年以降、当社は急速な経営改革に取り組んでおり、全社的委員会の充実等により、経営の透明性強化や経営層と事業部門との連携の強化を図ってきた。また、2001年には、通称OPERAと呼ばれる基幹情報システム等を構築し、社内業務のIT化を推進した。さらに、2002年には、品質、環境ISO、プライバシーマークの取組を同時取得し、以後継続更新している。

一方、主要事業であるプロジェクトの品質向上等のために、プロジェクトマネジメントの強化も推進しており、プロジェクトリスク委員会による主要案件の入口管理、上記OPERAシステムを活かしたプロジェクト会計の管理強化、ISO9001を基にした品質マネジメントシステム（QMS）の構築、大規模なシステム開発事業を対象とする品質マ

ネジメントシステム（SI-QMS）の導入等を実施している。

内部統制については、コンプライアンスの充実やコーポレートガバナンスの強化を図ってきたが、最近では、経営を取り巻く環境からの要請を受け、会社法に基づく内部統制決議、J-SOXの導入推進、そして、本稿で記述している総合リスクマネジメントシステム（A-RMS）の導入を図っている。

（4）リスクマネジメントシステムを所管する組織

当社では、A-RMSを所管する組織として、2006年10月にコーポレート部門の経営管理部内にリスク管理グループを設置している、以前は、同部の法務グループが法務の枠を越えてリスク対応や危機対応にも取組んできたが、現在は、主にコンプライアンス関連は法務グループ、その他のリスク・危機一般はリスク管理グループが所管している。しかし、リスクや危機の内容により、プロジェクトの現場としての事業部門のほか、法務グループ、プロジェクトの品質所管部署、人事所管部署、広報所管部署等とも連携し、有事への対応を実施している。

3. 当社のリスクとその把握

（1）全社リスク調査

2006年10月から2007年5月まで、他者のリスクマネジメント・コンサルティングを実施する社内専門家チームの協力を得て、科学的手法によりリスクを総合的に評価する全社リスクに関する調査を実施した。本調査では、11の大分類の下、119のリスク項目、330のリスク要因を抽出・整理し、発生確率（4ランク）及び影響規模（5ランク。経済的影響のみでなく社会的影響や人的影響も判断基準として設定）で分類した。そして、発生確率×影響規模のリスクマトリクスを用いて、5段階の優先順位に判定するリスク評価を行うとともに、リスクマップ等も作成した（表－2参照）。

なお、個別のリスク要因ごとに、既存対策の有無や課題等についても調査したが、330のリスク要因のうちほぼすべての要因に対して何らかの対策が実施されていることも判明した。

表－2 リスクマトリクスのイメージ

		影響規模				
		微	小	中	大	極大
発生確率	高					I
	中		IV	III	II	
	低	V				
	稀					

(2) 重大リスクの抽出

また、本調査結果に基づいて、優先的に対応すべき当社の重大リスクを抽出し、A-RMSの原型となるリスクマネジメントシステムの構築を提案した。

当社の重大リスクとしては、受注割合の大きな官公庁等からの指名停止処分につながる不祥事の発生や、社会的要請の高まっている事業継続計画（BCP）策定、経営層の問題意識の強い社員の健康問題等があげられた。

4. A-RMSの構築と運用

3. の全体リスク調査の結果等を踏まえて、当社は2007年10月に総合リスクマネジメントシステム（A-RMS）を導入した。以下にその概要を述べる。

(1) A-RMSの概要

1) A-RMSの特徴

A-RMS導入の際に当社の経営層が最も力点を置いたのは、リスク予兆等の把握によりリスク顕在化を未然に防止することであった。

一方、当社では、平時の準備に脆弱な面が残っていた災害対応以外の重大リスクに関しては、A-RMS導入以前から品質、個人情報等の個別分野のマネジメントシステムが既に機能しており、行うべき対策はほぼ実施されていた。

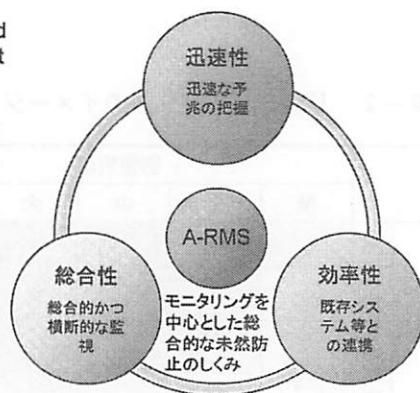
こうした状況を踏まえて導入したA-RMSの中核は、未然防止のための総合的なリスクモニタリング等の仕組みにあり、その特徴は、以下の3点に集約できる（**図－2 参照**）。

1 点目は、迅速性であり、リスク予兆を迅速に把握することである。

2 点目は、総合性であり、組織横断的な監視を行い、また、リスクへの対処も組織的に行う（リスクの影響規模次第では、全社一丸となった対応）ことである。

3 点目は、効率性であり、既存のマネジメントシステムとの連携のほか、事業部門の負担も鑑みつつ一定の効果を上げることを目指している。

A-RMS(Advanced Risk Management System)とは、右記の3つの特徴を有する「リスク顕在化の未然防止のしくみ」である。



図－2 A-RMSの特徴

2) A-RMSの理想形（将来形）と現状

当社のA-RMSでは、最終的には、自動化されたモニタリングシステムにより、リスク顕在化の予兆を事前に着実に把握し、適切な対応をとることができる仕組みを目指している。しかし、リスクモニタリングの自動化には、予兆とする内容を漏れなく提起すること、また予兆把握の（定量的）基準を設けて外形的に判断できるようにすること等の困難な問題の解決が必要である。このため、当面のリスクモニタリングは、モニタリング実施者の働きによるソフト監視のモニタリングをまず始めることとした（図-3参照）。

そして、このソフト監視のモニタリングを実施しながら蓄積した情報をもとに分析し、予兆内容の確定や予兆基準の明確化を実施し、将来は、自動化されたモニタリングシステムの構築を目指すこととしている。

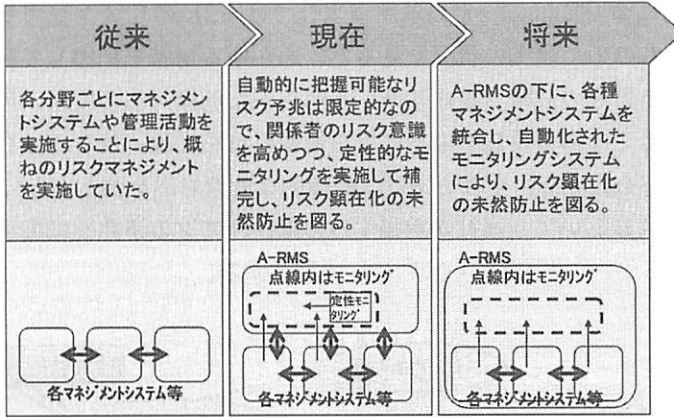


図-3 A-RMSの進化

3) A-RMSの位置付けと機能

A-RMSは、当社のマネジメント活動に対して、リスクマネジメントの視点から管理するものである。

したがって、図-4に示すように、A-RMSは、当社で実施しているさまざまなプロ

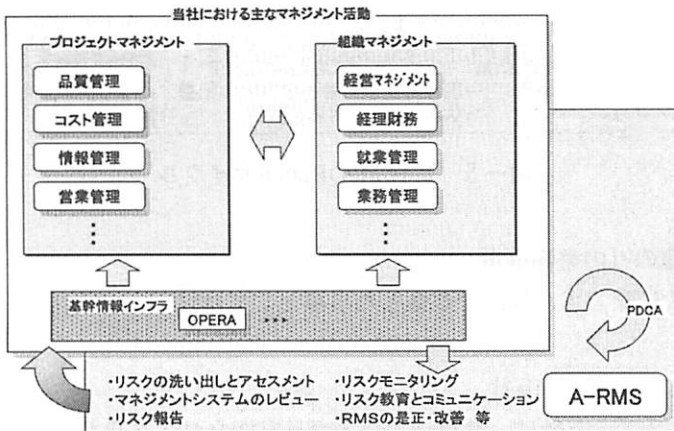


図-4 A-RMSの位置づけと機能

プロジェクトマネジメントや組織マネジメント（これらは基幹情報システムのデータに基づいて管理されている）と表裏一体となって、リスク顕在化の未然防止を実現している。

また、A-RMSの主要な機能としては、リスクの把握、リスクアセスメント、モニタリング、リスク報告、リスク対応、リスク教育、マネジメントレビュー等がある。

4) A-RMSのPDCA

現在のA-RMSでは、**図-5**に示すPDCAサイクルを推進しながら、当社（及び当社グループ）に関わるさまざまなリスク顕在化の未然防止を図っている。しかし、完全に未然防止することは困難なので、万一、リスクが顕在化した場合には、速やかに被害の最小化を目指すべく、全社的な対応体制に円滑に移行できるようにしている。

リスク顕在化については、一定の基準（当社では（2）のリスク管理基準に記載されている）があるものの、現実の状況を見ると、あらゆる情報を把握して判断することはできないため、要警戒の段階（警戒基準）と明らかな危機対応の段階（危機基準）の2段階に分け、前者では担当役員を中心に専ら情報収集を実施、後者では社長をトップとする危機対策本部を設立し、全社をあげて組織的な危機対応を図るとしている。

A-RMSのPDCAにおいて、当社が重視するのは、リスクの予兆を把握するためのモニタリング等であるが、これについては（3）で詳述する。

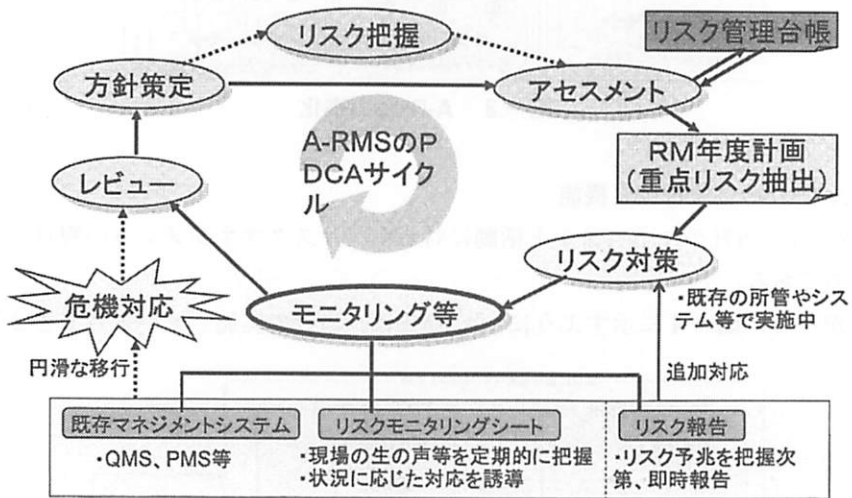


図-5 A-RMSのPDCAサイクル

(2) A-RMS関連の社内整備事項

A-RMSの導入に際して、社内で整備した事項としては以下がある。

1) リスクマネジメント方針

リスクマネジメント方針は、社員一人一人が日常からリスクを意識しながら、全員参加で実施しなければならないことを徹底するために定めたものである。

三菱総合研究所リスクマネジメント方針

三菱総合研究所は、社会的責任を果たし、社会価値、顧客価値、株主価値、社員価値の総体である「企業価値」を持続的に向上させる活動を適性に実行するために、リスクマネジメントを徹底し、以下に示す行動指針に基づいて適切な活動を行う。

- (1) 当社が果たすべき社会的責任の達成および企業活動における意思決定や目標達成を阻害する可能性を、当社の管理すべきリスクと定める。
- (2) 当社への社会的責任の達成と企業価値向上のために、危機の未然防止の徹底を図り、リスクの組織的な監視に努める。
- (3) 重大な影響をもたらすリスクが顕在化した場合は、迅速な組織的対応と情報開示により、影響の最小化と再発防止に努め、社会的信頼の維持・回復を図る。
- (4) 当社におけるリスクの内容や対策等のリスク情報について、顧客や株主に対して、適時、適切な情報開示を行う。
- (5) リスクマネジメントを経営の重要課題と認識し、リスクマネジメント展開の環境整備に努め、全社員参加の活動とすることにより、その実効性を担保する。
- (6) 社会の要求に応えるマネジメントレベルを実現するため、リスクマネジメントシステムの継続的改善に努める。

2007年10月1日
株式会社三菱総合研究所

2) A-RMSの実施体制

A-RMSの実施体制は、図-6に示すとおりである。新たな仕組みづくりや新たなリスク対策、グループ展開等は、実務担当者が集まる総合リスク管理連絡会で検討し、各部署との連絡調整はリスクマネジメント担当連絡会で実施している。両連絡会ともに毎月1回開催している。

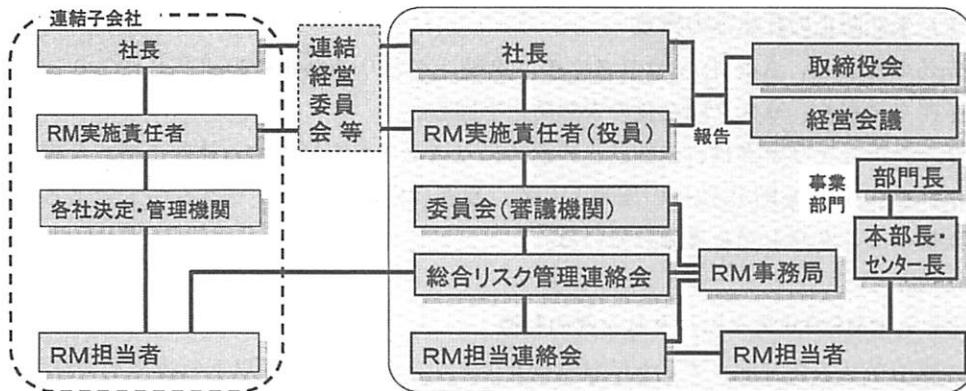


図-6 A-RMSの実施体制

3) リスク管理規則・リスク管理基準

リスク管理規則等は、リスクマネジメントを実施する際の社内規定として定めたもの

である。前者がリスクマネジメント及び危機対応に関する基本的な事項を定めた経営管理規則であり、後者はこれを補完する細則である。

4) リスク管理台帳

リスク管理台帳は、3. の全社リスク調査では、抽出した330のリスク要因について評価した結果等を取りまとめたものである。当社ではリスクの棚卸は3年ごとに実施することとしているが、A-RMS実践の中で新たに把握されたリスクについては、適宜追加している。

5) A-RMS手順書

A-RMSの“見える化”等のためにA-RMS手順書を取りまとめている。開始後1年しかないためPDCAも1サイクルにすぎないが、この1年の中で作業しつつ確認したことを適宜追加・拡充し、作成している。

6) グループ企業間の危機対応連携協定

グループ連結経営の強化を目指している当社においては、連結小会社のリスク状況を把握し、リスク予兆に関する報告を受け、迅速に危機対応することも極めて重要なことである。本協定は、グループ企業間のリスク予兆の迅速な報告、危機対応に向けての連携のあり方等を規定するものである。

(3) A-RMSにおける未然防止の仕組み

将来的には機能の進化を想定しているが、現在のA-RMSにおける未然防止の仕組みは、以下のとおりである。

1) 未然防止の仕組みの概要

先述のとおり、A-RMSではリスクモニタリングとリスク報告の組合せにより、リスク予兆を把握し、リスク顕在化の未然防止を図る。

リスクモニタリングは、未然防止のためにリスク予兆を把握する社内の機能全体を示すが、その中でA-RMS独自の施策として、現在は定性的なチェックシートによるソフト監視のモニタリングを実施している。

2) A-RMSのリスクモニタリングの特徴

- 一般的なリスクマネジメントにおけるモニタリングには、主に以下の2タイプがある。
- タイプ1：各リスクに対して講じた対策の結果、リスクの発生確率や影響規模がどう変化したかを評価するためのもの
 - タイプ2：リスク顕在化の未然防止に向けて、リスク（特に保有リスク）の状況がどのように変化しているか（していないか）を評価するもの

A-RMSのリスクモニタリングは、タイプ2に含まれるが、ハードの監視からソフトの監視までのさまざまな方法がある中で、当面のところ現在は、特にソフト監視に重点をおき、リスク顕在化の未然防止のために予兆やヒヤリハットを総合的に把握し、早期に対策を実施することを目的としている（図-7参照）。

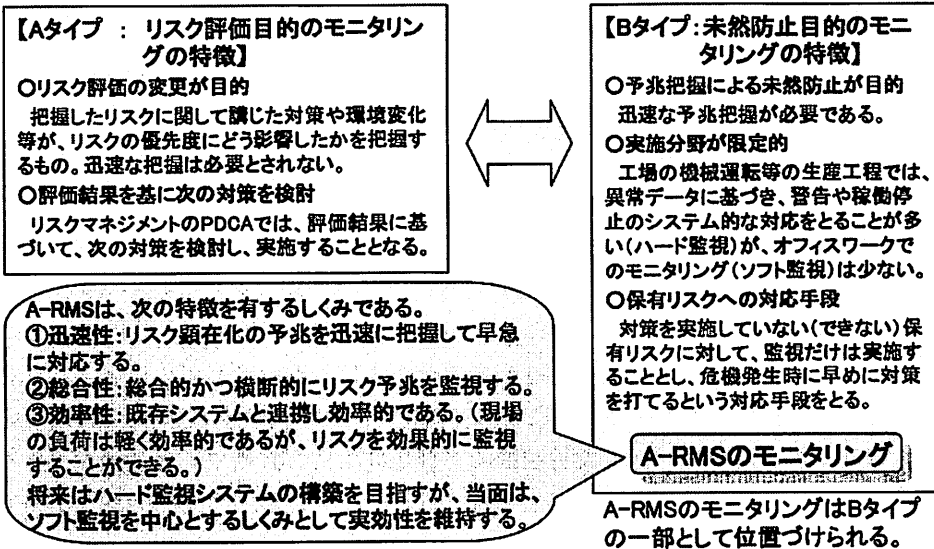


図-7 A-RMSにおけるリスクモニタリングの特徴

3) チェックシートによるソフト監視のモニタリングの内容

① 対象リスク

チェックシートによるソフト監視のリスクモニタリングでは、3. に掲げた当社の重大リスクのうち、BCP・防災関連以外のリスク予兆を把握して報告している。

② チェックシートの様式と方法

リスクモニタリングのチェックシートは、A4一枚程度のシートに予兆の有無をチェックし、有の場合は事実関係や各部署での対応状況を簡潔にコメントする様式である。毎月、全27部署のリスクマネジメント担当者が本シートに記入し、上長の承認を経てリスク管理グループに提出している。

コミュニケーションツールの観点からは、チェック項目数等の定量的な結果よりも生の声を伝えるコメントの方が有効であるが、始めから自由記述方式にすると、報告すべき事項が漏れてしまう可能性があるため、チェック&コメント補足という本様式が有効であると考えられる。

また、短いコメントでは十分な情報が得られないこともあるので、その場合は、さらにリスク管理グループが電話やメール等で各部署とコミュニケーションをとり、補足している。

③ ソフト監視のリスクモニタリングの意義

当社におけるA-RMS導入は、トップダウンで推進され、経営層はリスクマネジメントの重要性を理解していたが、現場には管理業務の負担増加を懸念する意識があった。特に、A-RMSの場合、個別分野の既存制度（マネジメントシステム）と重複しており、この意識はますます強まっていると推察された。

これらの問題を抱える中で、1年間A-RMSを推進するうちに、以下のようなソフト監視のリスクモニタリングの意義が見出された。

a) 未然防止のためのリスク予兆報告の実効性向上

1ヶ月ごとのシート記入では、リスク顕在化の未然防止にはならない（厳密に未然防止するためには、週1回以上の頻度が必要であるが、実行困難である）。そこで、チェックシートによるモニタリングを通じて、現場のリスク意識を高め、「リスク予兆とは何か」「どのようなことが生じたときに上司や管理部署に報告すべきか」を各担当者が理解することにより、適時・適切なリスク報告が行われることが重要である。また、リスク報告制度等の適時報告の仕組みは、利用されずに放置される懸念もあるため、リスクモニタリングによって報告すべきリスク予兆等を、月に1度定期的に棚卸することは、リスク報告制度の形骸化抑制にも有効である。少なくとも初年度1年間は、こうした効果が十分に発揮されたといえるが、今後A-RMSを継続していく中で、効果の持続に留意していく必要がある。

b) 他のマネジメントシステム等との連携

個別分野のマネジメントシステムのみでは、対象境界付近の問題をどちらで扱うかという判断が必要になるため、リスク報告第一報の迅速性が阻害される可能性がある。あるいは、現場の担当者の立場からすると、何の問題でどこに報告すべきか分かりにくい事案も少なくない。そこで、迷ったときには、まずリスク管理グループに報告することを徹底し、その後、本来の所管部署等と連携しながら事案に対応するという体制をとることにより、迅速な報告体制を実現している。チェックシートの取組みは、他システムとの連携により構築したリスクに関する一元的な報告体制を、社内に定着する意義もあったと考えられる。

(4) 現在までのA-RMS導入の効果

導入後約1年の経過を踏まえて、現在までのA-RMS導入の効果について整理すると、以下のとおりとなる。

1) リスク顕在化の未然防止の促進

一般にリスクマネジメントの未然防止効果を正確に測定することは困難である。なぜなら、未然防止されたリスクの内容の想定、また、防止されたのがリスクマネジメントによるのかの判定等が難しいためである。

しかし、当社のA-RMSでは、リスクモニタリングやリスク報告等を通じて社員のリスク意識が高まっており、個人の判断だけで対応せずに事前相談するように変化している。実際、法務相談件数も対前年比で大きく増加している。また、危機のヒヤリハット等においても、早期発見や迅速な組織的対応等の取組みは確実に向上している。

こうしたことから、A-RMSはリスク顕在化の未然防止に寄与しているといえる。

2) 教育効果

リスクのソフト監視を重視するA-RMSは、ヒューマンファクターの役割が大きいため、社員等のリスク教育が極めて重要である。

このため、A-RMSでは、人事部が実施する年間研修プログラムの中で多様な社員を対象とする研修を行うとともに、リスクモニタリングにおいて、報告結果を還元したり一部署の情報を全社で共有すること等により、社員のリスク意識を効果的に向上させている。また、各部署において中核的な役割を担うリスクマネジメント担当者に対しては、リスクマネジメント連絡会を通じて詳細なリスク情報を提供しており、社員全体のリスク意識向上の先導役を果たしている。

3) コミュニケーション効果

リスクモニタリングによる報告のプロセスにおいて、報告内容の詳細を確認すること等により、社内でのリスクコミュニケーションの活性化に寄与している。リスクモニタリングにおけるリスクコミュニケーションのパターンとしては、① 事業部門内における担当者と管理者、② 事業部門とコーポレート部門、③ 事業部門と経営層等がある。最近の社内ヒアリングにおいても、事業部門管理者やコーポレート部門担当者から、コミュニケーションに関する本モニタリングの有効性を示す意見が出された。

5. 今後の課題

昨年10月以来、当社で推進してきたA-RMSの主担当として業務に関わってきた経験から、課題を整理すると以下があげられる。

以下の課題の中には、今後のA-RMSの進化に関連する中長期的な課題もあるが、PDCAの改善の取組みの中で解決を目指すべきである。

(1) 形骸化の防止と実効性の維持

リスクマネジメントシステムに限らず、一般にマネジメントシステムは、ヒューマンファクターが大きく、同様の活動を繰り返すうちにマンネリ化に陥りやすいという性格を持つ。

さらに、現在のA-RMSの実効性は、社員のリスク意識に依存するため、A-RMSは特に形骸化による低下の懸念が強い。すなわち、社員全員が不正をしない、不正やリスクを看過しないことを前提として、モニタリング等を実施しているため、今後もこうしたリスク意識を徹底していくことが必要である。

(2) ヒヤリハットの発生（未然防止の達成困難）

A-RMSを導入した昨年10月以降、当社において重大な危機は発生していないが、危機につながる可能性のあったヒヤリハットは数件発生しており、リスク顕在化の未然防止を完全に達成しているわけではない。

そこで、今後はA-RMSを、リスクを総合的に見る横串として位置づけ、他のマネジメントシステム等との連携を図りながら、未然防止の施策を強化していく必要がある。

ただし、先述のA-RMSの効果でも述べたとおり、この1年間の活動を通じて、リスク顕在化への早期発見と迅速な組織的対応は確実に向上している。

(3) グループ企業への展開

A-RMSは、この1年間は当社単体を中心に実践してきたが、今後ますます連結経営が重視される時代においては、連結子会社でもA-RMSを効果的に展開することが課題である。

特に、当社とは異なる、システムの開発・運用等の業務内容で、大規模事業展開をする三菱総研DCSにおいて、業務に適した効果的なリスクマネジメントを実施しつつ、企業グループとして総合的な連携を図っていくことが必要である。

また、連結小会社の場合、研究員の多い当社とは異なり、事務系社員やSE等が多いため、この点も踏まえた適応等も必要である。

(4) リスクモニタリングの進化

A-RMSの中核を担うリスクモニタリングは、当面の現実的な対応策として、モニタリングシートによるソフト監視の方法をとっている。しかし、先述のとおり、将来的にはデータの常時監視等のハードな監視方法も取り込んでいく必要がある。

このため、ハード監視に必要なデータの特定やデータ収集方法の確立、リスク顕在化の基準設定等のために、リスク情報の分析等を実施することが必要である。

(5) マネジメントシステムの統合

当社では、ISO等の認証を受けた品質・環境及び個人情報保護のマネジメントシステムのほか、A-RMSも含めた多様なマネジメントシステムが稼働しており、一定の連携はあるものの部門計画策定や部門レビューはそれぞれ実施するなど、事業部門の研究員の負担感が高まっている。

このため、当社の中長期的な課題として、マネジメントシステムの統合を目指すことが求められており、A-RMSはあらゆるマネジメントシステムを包括するシステムとして、統合的な役割も期待されている。

(6) リスク低減効果の計測

リスクマネジメントの教科書に示された手順に従って作業すれば、リスクマネジメン

トシステムを構築し、PDCAを回すことは可能である。しかし、その後何年にもわたって、システム維持・改善しつつ実効性を維持していく（形骸化を抑制する）には多くの困難が伴うと予想される。

当社の場合、A-RMSの導入をトップダウンで進めたため、他社で見られるような「経営層の理解が得られない」ことが課題となることはなかった。しかし、事業部門の研究員を含め、社員全員が納得してA-RMSに取り組むためには、今後、A-RMS導入の効果を分かりやすく具体的に示していくことが必要である。リスクの棚卸に伴う再評価も含め、A-RMSによるリスク低減効果の計測手法の開発が課題である。

6. まとめ

以上、当社においてA-RMSとしてほぼ一年にわたり取り組んできた内容や課題を紹介してきたが、一般企業への示唆を取りまとめると以下のとおりとなる。

リスクへの対応は、特にリスクマネジメントと称していなくても、通常の企業であれば既にかんりのことを実施していると想定される。その上に改めてリスクマネジメントを導入しても、関係者の負担増を抑えつつ、従来と比較して顕著な効果を出すことは難しい。

このため、当初段階では、A-RMSのリスクモニタリング・チェックシートのように、社員のリスク意識を再喚起させる施策が適しているといえる。しかしながら、チェックシートの仕組みは、比較的単純な作業を繰り返すものであるため、長期間継続するうちにマンネリ化し、形骸化してしまう可能性が高いので、これを防ぐために、絶えず新しい工夫を取り入れていくことが必要である。そして、中長期的には、各種データに基づくハード監視のモニタリングを導入し、効率的で実効性のある未然防止の仕組みの構築を目指す。

(筆者は認定危機管理士)

不動産事業におけるリスクマネジメント

村田 悟郎 (ワタナベウエディング (株))

はじめに

不動産市場は大きな変革期に直面している。それは地価バブル崩壊後、地価の上昇神話が消滅して、これまで土地の値上がりに隠れていた不動産固有のさまざまな事業リスクが顕在化したからである。その一つに環境リスク (特に土壤汚染) がある。1990年代に入って、大手企業を中心に生産拠点の海外移転が見られた。また産業構造の転換や既成市街地の空洞化に伴い、工場の廃棄面積¹が著しく増加した。そのため都市再生の一環として市街地内の工場跡地を再開発してマンションなどに利用転換する事例が増えてきた。こうしたマンションの建設中に敷地内で、重金属や有機溶剤・農薬・油等による土壤汚染やこれに伴う地下水汚染が次々に発見されて対策が数多く実施されるようになり、またそれがマスコミに大きく取り上げられたこともあって、不動産取引における土壤汚染リスクが大きな問題となったのである。土壤汚染は戦後日本の経済成長に伴って放置されてきた典型公害²の一つであり、宅地見物取引業者³にとっては切実な問題である。

本稿では、不動産に関わるリスクの実態を明らかにして、宅地見物取引業者が環境リスク (特に土壤汚染リスク) を回避するためには何をなすべきかについて検討する。

1. 不動産事業に関わるリスク

不動産事業には、一般的に、事業計画を策定して建設を完了するまでの開発段階のリスクと、収益を生むようになった稼働段階のリスクがあるが、その大きさが異なることから、これらを明確に区別する必要があるとされる (表・1を参照のこと)。

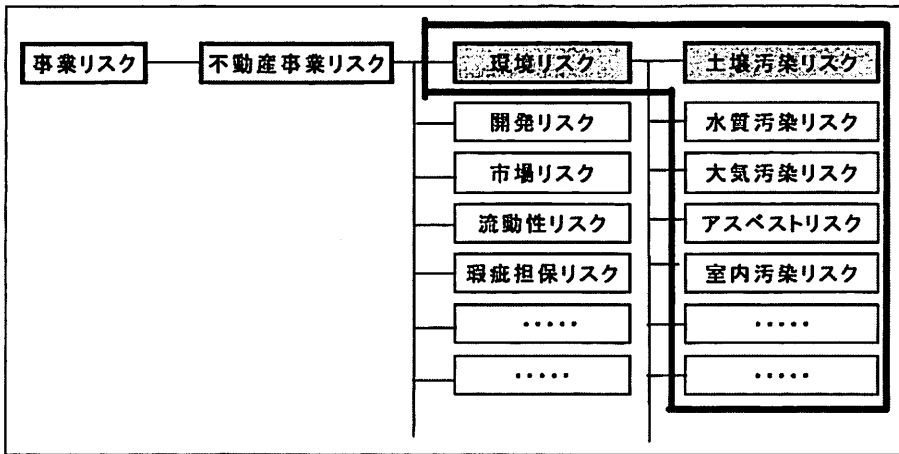
表・1 不動産事業に関わるリスク

リスクの種類	内容
開発段階	開発リスク 事業の計画段階では予期できないリスク
	事業計画リスク 収益計画の見直しを余儀なくされるリスク
稼働段階	市場リスク 景気変動や需給による価格・賃料・空室率変動のリスク
	管理運営リスク 不適切なビル管理やテナント管理により収益が低下するリスク
	流動性リスク 時価評価の難しさや取引市場の不在など必要な時に簡単に売却して換金できないリスク
	信用リスク 共同事業者、業務委託会社、債権債務者その他関係者が経営破たんや契約不履行となるリスク
	制度リスク 不動産税制や投資に関わる税制が変更されるリスク
	災害リスク 地震や水害、火災などで損害を被るリスク
	環境リスク 土壤汚染が発覚して資産価値が低下したり、建物のアスベスト被害で訴訟されるなど、環境汚染に関わるリスク
	地域リスク 周辺都市の経済成長や商業施設の郊外移転などにより当該地域の経済拠点性が低下するリスク
	瑕疵担保リスク 設計ミスや手抜き工事など建築に関わる物理的リスク
	劣化リスク 経年劣化のために生じるリスク (建物等)

(出所) ニッセイ基礎研究所 松村 徹氏⁴

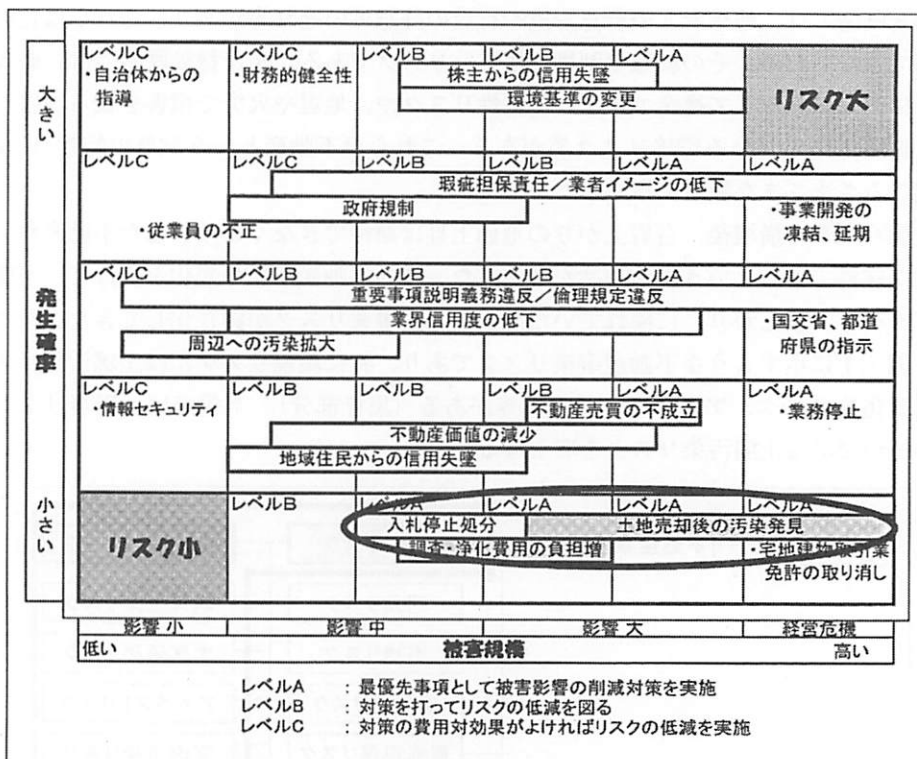
開発段階では、地権者との合意形成や行政の許認可の遅れ等があり、これらは正確に予測できないため、その転嫁や制御は難しいリスクである。また稼働段階では、必要に応じて簡単に売却して換金できない流動性リスクや、地震や火災で損害を被る災害リスク、環境汚染に関わる環境リスク等がある。これらは不動産という試算の特性⁵によって起こるさまざまな短所を指すことが多い。

地価バブルの崩壊後、右肩上がりの地価上昇は期待できなくなり、また不動産が最も有利な試算であるという土地神話が消滅した。この不動産市場の変化を受けて、不動産のリターン（値上がり）に隠れていたさまざまな事業リスクが顕在化してきた。それらは、図・1に示すような不動産事業リスクであり、特に環境リスクには土壤汚染リスクや水質汚染リスク、アスベストリスク等がある（黒枠部分）。本稿では、環境リスクとその一つである土壤汚染リスクを取上げる。



図・1 環境リスクの内容

環境リスクとは、化学物質などにより、人々の健康や生態系に悪影響を及ぼす環境汚染を発生させたために、その責任を追求され、賠償をはじめとするさまざまな損害を被るリスクである。宅地建物取引業者が環境リスクに適切に対応するためには、そのリスクを構成する3要素【何が起こるのか、その起こりやすさ、結果の大きさ】を明確にして、リスク処理手段（リスクの回避、移転、低減、保有）を検討・選択すること、すなわち損失を受ける確率をいかに回避または低減するかが重要となる。図・2は環境リスクを実務経験から認識・分類したものである。まず、不動産取引に関わるリスクを洗い出し（特定）、縦軸に発生確率、横軸に被害規模をとり、リスクレベルを推定して分類・評価をおこなった（リスクアセスメント）。そしてリスク判定を【レベルA－レベルB－レベルC】の3つに区分し、その位置づけを明らかにすることを試みた。この図・2の楕円部分の「土地売却後の汚染発見」や「調査・浄化費用の負担増」で表した土壤汚染リスクは、発生確率は低いものの、発生すれば被害規模はレベルAに位置付けられ、最優先事項として対策を実施しなければならない環境リスクの一つである。



図・2 不動産に関わる環境リスク

2. 売主・買主・宅地建物取引業者のリスク

人間の居住環境にとって重要なのは居住者の安全・健康であるが、1961年のWHO（世界保健機関）総会で決議された“SHEC”（Safe：安全、Health：健康、Efficiency：効率、Comfortability：快適性）は人間が居住するための必要な4条件を定めたものである。近時、この決議当時としては想定できなかった環境破壊に伴う環境リスクが増大している。土壌汚染はその一例であり、工場・事業所での生産活動に伴い、原料として有害物が使用されたり、または事故等により有害物が露出、あるいは不適切な取扱いにより有害物が流失、飛散して土中に浸透し、または故意に土中に埋められたりすることで発生する。これにより土壌汚染は、人の健康や人が生活する快適性、動植物の自然界、資産価値等に影響を及ぼすのである。われわれの生活を支える物的環境の最も基本的な要素である土地の取引においては当該物件に関して買主の健康・安全が保証されなければならないが、とりわけ土壌汚染については、売主と買主、宅地建物取引業者のそれぞれの立場で、次のようなリスクが発生する。

まず、売主（土地所有者）には、土壌汚染の原因者かどうかを問わず、最終的な汚染責任者とされ、次のようなリスクが伴う。第1に、売主は、売却した土地が土壌汚染であることについて、善意・無過失であっても、買主に土壌汚染による損害が生じた場合は瑕疵担保責任^⑤（民法570条）を問われる場合がある。したがって、売主が汚染除去費用を負担する。また買主が売買契約の目的を達することができないときは、買主は契約

を解除することができる。第2に、売主は環境基準⁷を満たすことは当然であるが、環境基準値対象外の有害物質（土壌中の油、鉛汚染、埋立地のヒ素汚染等）の存在や土地引渡し後に汚染物質が発見された場合にも瑕疵担保責任を負わねばならない。第3に、隣接地または周辺土地が汚染源であっても、地下水の流動等により売買土地内に流入して土壌・地下水を汚染している場合には、売主は瑕疵担保責任を負わねばならない。このように土地所有者にとって、土壌汚染は資産価値を減額させるリスクなのである。

次に、買主のリスクであるが、第1に、買主は取引時に売主に土壌汚染状況調査⁸を要求し、その調査結果をもとに汚染がないことを条件とする契約（停止条件付契約⁹）や汚染が存在した場合の買戻し特約¹⁰、または汚染発覚後の損害賠償や瑕疵担保責任に対する賠償責任の範囲等について検討しなければならない。また調査の範囲外のリスクが顕在化する可能性をも考慮して売買契約に条件を付さねばならない。第2に、取引土地について、引渡しを受けた後に土壌汚染が発見した場合には、その時点における所有者（買主）に損害賠償責任が生じるので、買主自らが周辺状況まで調査をする必要がある。第3に、売買土地の引渡し後に厳しい環境基準に改正されたり、新たに条例が制定された場合、買主には新たな対策コストが必要となる可能性がある。

さらに、宅地建物取引業者が自ら売主となる場合には、上述の売主のリスクに加えて、取引物件の調査不足に伴うリスクや規制対象¹¹の汚染にとらわれるリスク、重要事項説明にかかるリスク（後節3.）等がある。特に住宅用土地の仕入（購入）に際しては、次のような土地は経験則上、大きな問題を抱え込むので慎重な調査と購入判断を要するとされている（大手の宅地建物取引業者との面談調査による）。

- (1) 中小企業の廃業跡地（特にメッキ工場や半導体下請工場跡地等）
- (2) リゾート開発計画等で買い占められ、その後の計画変更で放置された土地
- (3) 金融取引で失敗して抵当（担歩）に取られた土地
- (4) 不法投棄現場と噂される土地
- (5) 畜産団地周辺の土地（農業系汚泥の処理地周辺）

これらの土地のなかで、(1)の土地は有害物質による土壌汚染地である。また(2)から(5)はいずれも産業廃棄物の不法投棄や埋設等が疑われることにより土壌汚染の可能性のある土地なので、宅地建物取引業者が住宅用地として開発するには専門家や専門業者の汚染調査が不可欠となる。

3. 重要事項の説明と土壌汚染対策法

ここでは重要事項の説明にふれておく。不動産の売買契約において買主を保護するため、宅地建物取引業者には、宅地建物取引業法（以下「業法」という）35条〔重要事項の説明等〕に基づき、宅地建物の買主に対して契約が成立するまでの間に、権利の種類および内容、法令に基づく制限、私道の負担に関する事項、飲料水・電気・ガスの供給等の設備の状況、授受される金銭の額および当該金額の授受の目的、契約の解除に関する事項、損害賠償額の予定または違約金に関する事項等の重要事項について、宅地建物取引主任者¹²をして、それらを説明させる義務が課されている。また、業法47条〔業務

に関する禁止事項] 1号により、宅地建物取引業者には「相手方等に対し、重要な事項について、故意に事実を告げず、また不実のことを告げる行為」が禁止されている。この業法35条に掲げる「重要事項」は取引に際して買主にあらかじめ知らせておくことが通常必要であるとされる事項であり、また業法47条1号にいう「重要な事項」のなかには業法35条の「重要事項」も含まれる。したがって、業法35条所定の事項について説明をしていたからといって47条1号の「重要な事項」には、通常一般の取引において売主・買主にとって重要な関心事となる社会通年上認められる事項、例えば周辺環境に関する事項（ゴミ処理場や養豚場等の嫌悪施設）、物件に関する事項（賃借権・地役権等の設定や土壌汚染に関する情報）、心理的事項に該当する事項（自殺物件や火事物件等）があり、そのような事項について宅地建物取引業者は、告知義務を負わなければならないのである。

2003年の土壌汚染対策法志向により、宅地建物取引業者は、「土壌汚染の恐れのある土地」の重要事項説明において、

(1) 調査において判明した事実

(2) その事実から汚染の可能性が推測されることおよび汚染されていた場合の買主のリスク

を適切な表現で説明して買主に理解してもらわなければならなくなった。この重要事項説明書への記載は、原則として(1)、(2)で足りるが、売買契約書において汚染リスクの負担区分を定めた場合は、その内容をも記載することになったのである。

この土壌汚染対策法では、汚染土壌の浄化責任は汚染原因者が負担することを原則(Polluter Pays Principle)としながらも、汚染原因が特定できない場合には状態責任(土地所有から生じる効果について、何らかの関わりを持つ)という観点から、土地所有者等(所有者、占有者、管理者)を責任の主体として取上げている。しかも、汚染原因者が逃走または行方不明になった場合には土地所有者が浄化責任を負わざるをえなくなる¹⁴が、これは土壌汚染対策法の主旨とはいえ理不尽とも考えられる。

この土壌汚染対策法は、次のような問題も包含している、第1に、複数の汚染原因者が存在する場合の負担割合やさらに汚染原因者に負担能力がない場合には、責任主体の浄化にかかる費用負担のルールが明らかでないこと、第2に、汚染原因者が浄化責任を負う場合に土地の用途区分に関わらず、産業用土地であっても住宅用土地と同一基準で浄化をおこなわなければならないということである。このような問題は、実務上混乱が生じることになるので明確な浄化基準を設定すべきであろう。

4. 紛争事例と考察

以下では前節でみた重要事項の説明に関する紛争事例を取上げて検討を加える(表・2)。

①は権利関係の調査は宅地建物取引業者の基本的な取引上の注意義務であるとされた事例、②は崖地を含む土地に利用制限があることは宅地建物取引業者にとっては常識に属する事柄であるのに調査確認を怠ったとされた事例、③は約3年前から自然破壊の宅地開発として問題になっていたにもかかわらず、宅地建物取引業者としての相当の注意

表・2 重要事項の説明に関する紛争事例

面積・現地・公簿等の調査の不備が原因とされる事例	①売主の売却権限等の調査・説明を怠った。 ¹⁵
法令上の制限調査等が原因とされる事例	②崖地の法令制限や県条例、指導方針に基づく規制の調査不備。 ¹⁶ ③隣地の大規模開発計画の調査を怠った。 ¹⁷
「隠れた瑕疵」に関わる事例	④近隣に暴力団事務所が存在することが隠れた瑕疵に該当する。 ¹⁸ ⑤建物内での6ヶ月前の自殺が判明した。 ¹⁹ ⑥購入地から多量のコンクリート塊等が見つかった。 ²⁰ ⑦転売した土地の地中から大量の産業廃棄物が発見された。 ²¹

を怠ったとされた事例、④は売買の目的土地の近隣に暴力団事務所が存在することが目的土地の隠れた瑕疵に該当するとして損害賠償請求が認められた事例、⑤は自殺の事実は隠れた瑕疵に該当するとされることが多く、宅地建物取引業者は売主に対して自殺の事実があるときは必ずその事実を買主に開示させるべきであるのに、売主に事実の告知を説得するのを怠ったとされた事例、⑥は工場建設を目的とする土地の売買契約において、買い受け後に地中から多量のコンクリート塊等が発見され、これを撤去せざるを得なかったことが隠れた瑕疵に当るとして、買主から売主に対する損害賠償請求が認められた事例、⑦は売却した土地の地中に大量の産業廃棄物等が存在したため、売主である宅地建物取引業者が瑕疵担保責任を問われた事例である。特に⑥、⑦の事例における産業廃棄物の大規模現場には、捨て場を仕切る「穴屋」と呼ばれる組織的な不法投棄業者が介在している²²。適地を探して土地を買い、または借りてパワーショベルで大穴を掘り、逮捕も覚悟で産業廃棄物の不法投棄をおこなっていることは不動産業界では知られた事実である（宅地建物取引業者との面談調査）²³。

上記事例では、いずれも買主が宅地建物取引業者の調査・説明に関して説明義務違反や隠れた瑕疵があるとして訴訴訟を起こし、裁判所は宅地建物取引業者に損害賠償を命じている。このように最近の紛争事例では、健康で快適な生活環境の維持という買主の購入目的に対して、宅地建物取引業者が健康・安全面や取引の背景にある事実（fact）を慎重に調査し、必要な情報提供をおこなって買主への説明義務を果たしたか、説明しなかったことが「隠れた瑕疵」に該当するかどうかという点が問題になっているのである。

これらの事例から、宅地建物取引業者の重要事項説明には取引の背景にあるものについてまで十分に調査をおこない、慎重に業務を遂行することが要求されてきていると考えられる。宅地建物取引業者は従来の注意義務・調査義務や説明すべき情報等はこれらの紛争事例をもとに再考しなければならなくなっている。特に環境リスクについては、居住者の健康・安全保持の観点から、取引物件に対して自ら厳格な調査（デュー・デリジェンス²⁴）を慎重におこない、重要事項を確認した上で重要事項説明書²⁵を作成して、買主に必要な情報を提供することが求められてきているのである。

おわりに

不動産取引において土地の品質や特賞が厳しく問われている現在、環境リスク（特に土壤汚染リスク）は取引の重要な評価軸となってきた。そのため宅地建物取引業者は日頃から取引物件に対する環境リスクの確認・分析をおこない、環境リスク情報を正確に把握しなければならない。これは人間の生活に適した状態かどうかについての情報をわかりやすい形で買主に開示・提供することを意味している。そして環境リスクが発生したときには、宅地建物取引業者は知識と知恵と経験でもって、損失の最小化と二次的な損害の防止に努めなければならないのである。このように宅地建物取引業者には、環境リスク情報を正しく把握して、原因を冷静に分析して判断することが求められている。これは宅地建物取引業者として当然なすべき責務なのである。

以上、述べてきたように環境リスクを回避することは宅地建物取引業者にとって重要な課題である。今後も引き続いて実務面から研究し、効果的な提案ができるようにしていくことを付言して結びにかえたい。

〈注〉

- 1 工場廃棄面積（＝工場跡地面積）は1994年は約1,000ha、1997年は約2,000ha、2000年は約2,400haと推移した。国土交通省「土地白書（平成16年版）」独立行政法人国立印刷局2004年、pp.93-94。
- 2 水質汚濁、大気汚染、土壤汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下の7つを指す。
- 3 宅地建物取引業法の下で免許制度によって資格を取得し、営業保証金を供託して宅地建物の売買、交換、貸借の代理、仲介等をおこなう者。業者数は2005年3月末時点で、全国で約13万業者。
- 4 松村 徹「不動産証券化概論」不動産証券化協会、pp.11-15。
- 5 所有していることがステイタスや顕示欲を満たすこと、安定した担保価値があること、低流動性で個別性・地域性があること、情報量が少ないこと等である。
- 6 不動産の性能・品質に隠れた瑕疵（欠陥）があった場合、売主が買主に対して負う担保責任。
- 7 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染および騒音にかかる環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう（環境基本法）
- 8 土壤汚染状況調査は3つのフェイズで進められる。フェイズ1は過去の所有履歴や使用状況などから汚染の可能性を大まかに評価する土地履歴調査、フェイズ2はフェイズ1により汚染の可能性がある場合と判定された場合の汚染発生およびその可能性の有無を判定する概況調査、フェイズ3はフェイズ2の結果、さらに敷地内の特定の場所にボーリングをして地中の土壤をサンプリング調査し、汚染範囲とその程度を3次的に把握する詳細調査である。
- 9 条件が成就すると法律行為の効力が発生するところの条件である。
- 10 売買契約を締結する際に、売主が一定期間内に売買代価と契約費用を返還すれば、目的者を取り戻せる旨の約束。
- 11 環境基本法、土壤汚染対策法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、農業取締法等。
- 12 都道府県がおこなう宅地建物取引主任者資格試験に合格し、当該知事の登録を受けた者。
- 13 1967（昭和42）年9月23日付け建設省計宅政発第274号建設省計画局長通達。
- 14 NHK「放置される土壤汚染～浮び上がる課題」『クローズアップ現代』（2006年10月24日放映）。
- 15 千葉地裁・判決2000（平成12）年11月30日判決 判例時報 1749号、p.96。
- 16 東京高裁・判決2000（平成12）年10月26日判決 判例時報 1739号、p.53。

- 17 東京高裁・判決1978（昭和53）年12月11日判決 判例時報 921号、p.94。
- 18 東京地裁・判決1995（平成7）年8月29日判決 判例タイムズ926号、p.200。
- 19 浦和地裁川越支部・判決 1997（平成9）年8月19日判決 判例タイムズ 960号、p.189号。
- 20 東京地裁・判決1998（平成10）年10月5日判決 判例タイムズ1044号、p.133。
- 21 東京地裁・判決1992（平成4）年10月28日判決 判例時報1467号、p.124。
- 22 石渡正佳「産廃コネクション」WAVE出版、2003、pp.60-65。
- 23 「地価バブル期には、仲介料収入は毎年伸びた。取引に多少の問題が起こっても後の物件の仲介料収入で補填できた。今は土壤汚染の疑いのある土地の売買は業者にとっては大きな問題を抱えることになる嚴重注意物件である」。宅地建物取引業者0氏との面談調査（2006年4月25日）。
- 24 ここでいうデュー・デリジェンス（Due Diligence）とは、「不動産取引対象に関する情報および問題を物的、法的、経済的にわたり、網羅的に宅地建物取引業者が調査すること」である。
- 25 不動産の売買契約や賃貸借契約において、宅地建物取引業者が契約上の重要事項について、買主や借主に交付する書面である。

〈参考文献〉

【単行本】

1. 伊豆宏、伊豆隆義「明海大学不動産学部不動産学叢書 不動産流通と宅地建物取引業法・借地借家法」清文社、2000年。
2. インターリスク総研 編「土壤汚染と企業リスクマネジメント」化学工業日報社、2004年。
3. 上田和勇「企業価値創造型リスクマネジメント（第2版）」白桃書房、2005年。
4. 亀井利明「リスクマネジメント総論」同文館出版、2005年。
5. 環境法政策学会 編「化学物質・土壤汚染と法政策」商事法務研究会、2001年。
6. 高杉晋吾「土壤汚染リスク」ダイヤモンド社、2004年。
7. 不動三流通近代化センター「宅地建物取引主任者講習テキスト」2004年。
8. 森島義博、八巻 淳、廣田祐二「土壤汚染と不動産評価・売買」東洋経済新報社、2003年。

【雑誌】

1. 大杉麻美「不動産取引における宅地建物取引業社の説明責任」『明海大学不動産学部論集』通巻第10号、2002年。
2. 柳憲一郎「市街地土壤汚染をめぐる最近の動向と課題」『日本不動産学会誌』第15巻第2号、2001年8月。

（筆者は不動産コンサルタント、認定危機管理士）

不動産売買取引におけるリスク

松永 光雄（玉川大学継続学習センター）

1. はじめに

私たち消費者の生活において欠かせないものとして、「衣・食・住」が挙げられる。「食」については、食品偽装問題、毒入りギョーザ、偽装米といった食の安全に関わる事件が関心を呼んでいる今日である。

しかし、経済的観点からみた場合、一般消費者にとって「食」以上に大きなリスクとなるのが、「住」に関する問題である。その中でも不動産売買取引は、高額な金銭授受を伴うこと、そして、その取引機会は一生のうちで数回程度であることから、取引経験の未熟な一般消費者にとって、トラブルに巻き込まれる危険性が高いことが指摘できる。

そこで、不動産売買取引における一般消費者が被るリスクについて、以下、その内容と不動産取引の適正化を図り購入者等の利益の保護を目的とした宅地建物取引業法（以下「宅建業法」と略す。）に定めるその対策を採り上げ、その対策が、リスク回避に果たす役割と問題点を検証してみたいと思う。

2. 不動産取引リスクの内容

(1) 不動産取引リスクの重大性

例えば、マイホームを夢見た消費者が、不動産業者（以下、「宅建業者」と呼ぶ。）の自社物件を購入するために、売買契約を締結し、その際、宅建業者に手付金を交付したとする。しかし、その後、当該宅建業者は手付金を受け取ったまま物件の引き渡しをせずに倒産して姿をくらましてしまうことがある。

また、一般消費者が住宅を新築するために土地を購入したが、いざ新築しようとしたら当該土地には法令上の制限により建物を建てることができないことがある。

このように、消費者は宅建業者との不動産売買取引において、多額の経済的損失を被るようなリスクを負担している。

こうした不動産取引リスクは、一般消費者と宅建業者との関係だけに留まらない。一般消費者にとって、マイホームを持つことは家族に夢と希望を与えることであり、購入者の家族は入居を楽しみに予定している。マイホーム購入に係るトラブルの発生は、売買取引に携わった家族に対し非難が集中し家庭内の人間関係を悪化させ、家族間の信頼関係を破壊するリスクをも内包している。

(2) 不動産取引リスクの内容

次に、一般消費者が被る不動産取引リスクの発生原因について指摘する。

不動産取引のトラブル発生原因は、契約締結上の瑕疵や金銭トラブル（以下「契約関係リスク」と呼ぶ。）と、取引物件それ自体の性質や権利関係から発生した物件関係のトラブル（以下「物件関係リスク」と呼ぶ。）に分かれる。

このうち、契約関係リスクは、不当な誘引による契約締結や解除権行使の制限といった売買契約締結前におけるリスク（以下「契約前リスク」と呼ぶ。）と、金銭トラブル等の売買契約締結後におけるリスク（以下「契約後リスク」と呼ぶ。）とに分類される。

これに対し、物件関係リスクにおいては、契約前リスクとしての購入物件についての誤認、契約後リスクとしての瑕疵ある物件の購入がある。

こうした不動産売買取引リスクは、契約実務や不動産知識に乏しい消費者を狙う悪質な宅建業者によって引き起こされるケースが多いことから、行政及び宅建業界は宅建業法に基づきリスク回避のための消費者保護制度を用意している。以下、これらのリスク回避制度について検討する。

3. 契約関係リスクの内容と宅建業法による対策

(1) 契約前リスク

契約締結前の段階において、一般消費者が宅建業者との間で生じるリスクは、宅建業者によって、一般消費者の不動産知識や不動産取引経験の未熟さにつけ込んだ方法による違法行為によって引き起こされる。

その具体例は、宅建業者による違法な広告行為と不安定な場所での契約の締結行為に代表される不当な契約誘引行為である。また、契約を締結するにあたって、一般消費者に不利な内容の契約を解除させないようにするための解除権行使の制限がある。

① 不当な誘引による契約締結の危険

ア 誇大広告・オトリ広告の禁止

一般消費者が不動産物件を購入する際のトラブルの原因には、まず、誇大広告、オトリ広告といった違法広告がある。

誇大広告とは、取引物件が実際よりも著しく有利である等の誤認させる広告であり、オトリ広告とは、取引する意思のない物件、取引することのできない物件等を広告することである。

一般消費者は物件購入に際し、宅建業者の広告を頼りに物件を探索する。従って、一般消費者にとって、広告は、目的不動産を購入する上での動機付けとして決定的な要素をなす。それゆえ、違法広告によって購買意欲を刺激された消費者は、本来ならば購入を躊躇するような物件について、十分な検討もせずに安易に買い受けの申し込みをすることになる。

こうしたトラブルを未然に防ぐために、宅建業法（以下、「法」と呼ぶ。）は、宅建業者による全ての媒体による物件の広告について誇大広告等を禁止し（法第32条）、これに違反する宅建業者に対しては6月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または両者を併科することを定め違法広告の抑止を図っている（法第81条）。

イ クーリングオフ制度

また、宅建業者が一般消費者を相手として自社物件を販売する際、宅建業者の事務所

以外の場所、例えば、買主を接待した旅行先や飲食店、宅建業者が訪問した場合の買主等の自宅や、勤務先等で行った契約について法定解除事由（債務不履行等）がなくても解除できるとするクーリングオフ制度の適用がある（法第37条の2）。

一般消費者は宅建業者の事務所等において目的不動産の内容や契約条件等について十分に判断検討した結果、契約をするものである。ところが、宅建業者からの過剰な接待等を受けることにより、問題がある物件であるにもかかわらず冷静な判断ができずに安易に契約を締結してしまう。不安定な場所における契約締結は、判断ミスによる問題物件の購入といったリスクを内包しているのである

そこで、宅建業法は、クーリングオフ制度を導入することで、宅建業者の事務所等以外の場所での過剰な契約締結誘引行為に乗じて契約締結をしてしまった場合でも、契約解除を認めることで一般消費者の保護を図っている。

② 解除権の制限による契約の拘束

ウ 手付金の額の制限

宅建業法は、宅建業者が一般消費者との間で自社物件の売買契約を締結する場合、買主に対して取引価格の20%を超える高額な手付金を要求したり（法第39条第1項）、売買契約解除の際に取引価格の20%を超える多額の損害賠償金をとる旨の契約をしてはならないとしている（法第38条第2項）。

この規制は、買主に多額の手付金や違約金の支払いを要求することで、宅建業者による買主の契約の解除権の行使を拘束させないようにするものである。これにより、一般消費者が不当な内容の契約に拘束される危険を解消し、契約に対する自由な判断が確保されることになる。

(2) 契約後リスク（金銭トラブル）

また、一般消費者が契約締結後に遭遇する契約上のトラブルで最も深刻なのが、宅建業者による手付金等の代金の持ち逃げに関する金銭トラブルであり、宅建業法はこれに対する防衛策と救済策と用意している。

エ 手付金の保全措置

まず、宅建業者による手付金等の持ち逃げの防衛策として、宅建業法は、宅建業者が自社物件を売買する場合には、1,000万円等の一定金額を超える手付金を授受するためには金融機関等との保証契約を締結するなど一定の手付金の保全措置を講じなければならないとしている（法第41条）。

オ 営業保証金及び弁済業務保証金制度

次に、手付金等を持ち逃げされた場合の救済策としては、営業保証金の供託制度（法第25条）と宅地建物取引業保証協会（以下、「保証協会」と呼ぶ。）の行う弁済業務保証金制度（法第64条の3）がある。宅建業者は、いずれかの制度の適用を受けなければ宅

建業の営業ができないこととされている。

これらの制度により、宅建業者と取引をして損失を受けた一般消費者は、当該宅建業者の本店（主たる事務所）の最寄りの供託所において、最低1,000万円（この金額は、支店の数によって増額される。）の範囲で損失が保証される。

宅建業法は、この制度により、宅建業者の信頼性を確保するとともに、一般消費者に対し宅建業者の手付金等の持ち逃げ等による金銭被害のリスクの不安を解消している。

4. 物件関係リスクの内容と宅建業法による対策

(1) 契約前リスク（購入物件についての誤認）

不動産取引の目的物である物件それ自体に係るリスクは、買主の物件についての知識の誤解、誤認を原因とすることが多い。

例えば、住宅新築のために購入した土地が建築基準法第42条第2項の道路に属していた場合、家屋を建築する際にその道路部分の敷地に計画どおりの建築ができないことになる。こうしたトラブル対処のために、宅建業法は、契約締結までに、物件の重要事項について、宅地建物取引主任者（以下、「取引主任者」とよぶ。）をして買主に説明しなければならないとしている（法第35条）。

これにより、買主は、国家資格を有する専門者から物件についての必要不可欠な知識の説明を受けることで、契約締結までに購入する物件の妥当性について判断が可能となり、購入後の物件トラブルを未然に防ぐこととなるのである。

(2) 契約後リスク（瑕疵ある物件購入）

契約締結後のリスクとしては、瑕疵ある物件の購入が挙げられる。

宅建業者の自社物件を購入した買主は、当該物件の引き渡しを受けた後に当該物件に隠れた瑕疵があることを知ったときは、宅建業法第40条第1項に基づき引き渡しから2年間において宅建業者に対し瑕疵担保責任を追及できる。当該物件が新築住宅の場合には、住宅の品質の確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」と呼ぶ。）第95条第1項に基づき引き渡しから10年間において瑕疵担保責任を追及できる。

隠れた瑕疵とは、買主が契約締結時において物件に存在した問題点に気が付かなかった場合であり、昨今のマンションの耐震偽装問題のように、設計上必要とされるコンクリート柱の中の鉄骨のサイズが異なっていたり、その数が足りなかった場合等がこれにあたる。

こうした場合、民法は、売主の過失の有無にかかわらず、買主の期待を保護するために売主に担保責任を課した。これを受けて、宅建業法及び品確法においても売主に対し、買主の瑕疵ある不動産購入のためのリスクを負担させている。

5. おわりに

不動産売買取引におけるトラブルに関する宅建業法上の対策について、経済的側面と物件の性質的側面からいくつかの例を述べてきた。これらのうち、消費者にとって最も

直接的な被害というのが、宅建業者による手付金等の持ち逃げに代表される金銭トラブルである。

この被害を補填するための措置である「営業保証金及び保証協会の弁済業務（3（1）②エ）」は、宅建業法上でも最も効果的かつ重要な不動産取引リスク回避制度である。

先述のとおり、これは、宅建業者との間で発生した不動産取引債権を回収するための制度である。そして、宅建業法は、宅建業者が買主に対して、当該営業保証金等が供託されている本店の最寄りの供託所の存在を説明する義務を課している（法第35条の2）。こうした制度は、宅建業法独自の制度であり、一般消費者のためのリスク回避措置として注目すべきものである。

しかし、残念なことに、営業保証金等の制度を理解している買主は少ない。宅建業法は、営業保証金等が供託されている当該供託所の説明を義務づけているが、当該制度自体の理解が不十分な買主が多く、当該制度が十分に活用されていないのが現状である。

そこで、先述の公益法人である保証協会が、業務の一環として、「営業保証金及び弁済業務保証金制度」の概要について多くの広告媒体を利用して消費者のために情報提供活動を行うべきであると考えます。

これにより、一般消費者が不動産取引において抱く契約関係リスクを軽減することが可能となり、不動産取引に不慣れな一般消費者でも安心して不動産取引に参加ができる環境が整備され、不動産取引のより一層の活性化に資するものと思われる。

（筆者は法務博士，宅地建物取引主任者）

原子力施設における地震リスクのマネジメント

徳常 泰之（関西大学）

1. はじめに

日本列島はユーラシアプレート、北米プレート、太平洋プレートおよびフィリピン海プレートから構成されており、その影響を受け地震が多発する地域である。

地震が発生した場合に本稿で考察する原子力発電所をはじめとする原子力施設では、大きな影響を及ぼす可能性がある。日本には放射性物質を取り扱う事業所は4,954施設（平成14年3月現在）存在する¹。2007年7月16日に東京電力が所有する柏崎刈羽原子力発電所の沖合約16kmの地点で、マグニチュード6.8の地震（新潟県中越沖地震）が発生し、同発電所内において甚大な被害をもたらした。従来の原子力施設における地震対策の想定を超える地震が発生したため、改めて安全性を確保する作業が必要となった。

以下、原子力施設における地震リスクのマネジメントに焦点を当てて考察をする。

2. 従来の地震対策の考え方

原子力施設を建設する際に、地震の影響をあらかじめ考慮することは必要不可欠である。特に原子力発電所の地震に対する対策は、国が設計指針を厳重に定めている。設計指針に基づき、安全性の確保のために以下の7つのポイントがある。

① 地質・地盤調査

敷地の地質、活断層、過去に発生した地震などを詳細に調査する。ボーリング調査、試掘坑調査、弾性波探査やトレンチ調査などの手法で地質・地盤調査が行われる。その結果、考慮する地震を抽出し、耐震設計に利用する地震動（基準地震動）を策定する。

② 原子力発電所の設計

地質・地盤調査の結果をもとに想定される最大級もしくはそれ以上の規模の地震が発生しても、安全機能が損なわれることのないように、発電所周辺に放射能による影響を及ぼさないことを大原則とし、安全裕度を持った耐震設計が採用されている。

中部電力浜岡原子力発電所の安全上重要な建物や設備は、発生が確実視されている東海地震（M8.0規模）や1854年の安政東海地震（M8.4規模）はもちろん、これらの地震を上回る規模の地震（M8.5規模）を考慮して設計されている。建築基準法により一般の建築物の耐震設計基準が規定されている。一般の建築物は水平方向から一定の力を加えた場合に耐えることが必要とされる。原子力発電所の場合には、安全上重要な機器・建物などは、この3倍の水平方向からの力に耐えることが要求されている。水平方向の地震力に加え、鉛直方向の地震力も考慮に入れなければならない。そのため建屋の重心を低くし基礎の面積を広く設計し、厚い壁を多用し、規則正しく配置する設計となっている。

③ 解析評価

想定される地震に対する原子力施設内の各種機器や建屋などの安全性を解析モデルを用いて検討することで確認する。

④ 支持地盤の確認

地盤調査、解析評価により想定される地震に対する地盤の安定性を確認する。岩盤上では地表面に比べ、表層地盤（岩盤に接していない）の建物と比較して地震力が2分の1から3分の1程度になる。また重い原子力施設の建物を支持するためには硬い地盤が必要となる。そのため原子力発電所の重要な機器や建物は、硬い岩盤上に直接建設される。

⑤ 津波対策

津波に関する過去の記録やシミュレーションによって海面上昇を推算する。津波に対して海面から余裕のある高さ（10m）に原子力発電所を建設する。また海面の水位が下降した場合でも、原子炉の冷却水が確保できるよう設計されている。

⑥ 設計信頼性の実証

原子炉格納容器など安全上極めて重要な機器類については、振動台を用いて実証実験が行われる。精密な模型を作製し、実際に振動台に設置し、設計段階で想定された地震よりも大きな振動を加え、安全性を実証している。

⑦ 多重防護設計

第1の安全対策として異常発生を防止する。余裕のある安全設計、フェールセーフなどにより異常発生を防止する。

異常が発生しても第2の安全対策として異常の拡大および事故への進展を防止する。施設内に設置されている感震器が一定レベル以上の大きな揺れを感知し、異常が認められると原子炉の運転を停止する制御装置に信号が出され、制御棒が挿入され原子炉を自動的に停止するシステムになっている（「止める」）。

事故が発生しても第3の安全対策として周辺への放射性物質の異常放出を防止する。非常用炉心冷却装置を作動させ原子炉内の熱を除去（「冷やす」）し、原子炉格納容器のベレット、燃料被覆管、原子炉容器、原子炉格納容器および原子炉建屋の5つの壁で放射性物質の放出を防止する（「閉じ込める」）。

このような多重防護の考え方に立脚した事故防止対策が講じられている。

3. 耐震指針の改訂

2006年9月19日、原子力発電所の耐震安全性の審査基準である「発電用原子炉施設に関する耐震設計指針」が改訂された。最新の知見を反映し、「より古い時代までを対象にする」、「全国一律の直下地震（M6.5）ではなく、実際の観測データに基づいた地震動で規定する」などより厳しい基準が設定された。

考慮する活断層は旧指針では5万年前以降に活動した活断層であったものが、新指針では後期更新世（約12～13万年前）以降に活動した活断層にまで対象が広げられた。

耐震重要度分類では旧指針ではAsクラスに区分されていた原子炉格納容器、制御棒などは新指針ではSクラスに、また旧指針ではAクラスに区分されていた安全注入系などは新指針ではSクラスに耐震重要度の分類が格上げされた。

確率論的評価への取組では旧指針では確率論的安全評価が行われていなかったが、新指針では地震動の評価確率の参照および残余のリスクの低減化の努力などが推奨される

ように定められた。その他にも、鉛直地震力、基準地震動、地震動評価方法などの項目で新指針では旧指針に比べ厳しい基準が適用されるようになった。

これを受け、各原子力事業者では既存の原子力発電所が新指針の基準を満たすよう安全裕度を確保する工事に順次着手している。

4. おわりに

大規模な地震が発生すれば、原子力施設といえども被害は免れない。新潟県中越沖地震のように地震が原因となり施設内で火災が発生するケースがある。原子力施設の主要構造部分は耐火構造または不燃部材で構成されているものの、地震対策は火災対策でもある。火災を起こさないための平素の対策²が重要であるが、それでも地震が原因で火災が発生した場合には、消防の出動が期待できない可能性があり非常時に機能する自衛消防隊の必要性が認められる。また放水による消火活動で鎮火しても、施設や機材の除染、汚染水の処理、放射性物質の取り扱いや近隣への対応など多くの問題が発生し、対策³が必要となる。

新潟県中越沖地震では、揺れを検知したために自動停止装置が作動し、安全に停止した。柏崎刈羽原子力発電所内に存在する7基すべての原子炉で「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」という最も重要な安全機能は維持された。

原子力事業者は発生が予想される地震に対処するのみならず、高経年化の問題にも対処しなければならない。1970年に日本で最初の商業用の原子力発電所が稼動してから既に40年近くの時間が経過している。今後も安全性、信頼性を維持するために原子力事業者は細心の注意を払っていかなければならない。この問題については稿を改めて考察する。

参照文献

- 経済産業省資源エネルギー庁 日本のエネルギー2008 2008年3月
通商産業省資源エネルギー庁 もし地震がきたら 原子力発電施設耐震信頼性実証試験レポートNo.10、No.11、No.12、No.13
東京電力ホームページ <http://www.tepco.co.jp/nu/knowledge/quake/quake-j.html>
中部電力 浜岡原子力発電所の耐震安全性について 2003年9月
中部電力 浜岡原子力発電所1・2号機トラブル原因・対策について 2003年6月
中部電力 浜岡原子力発電所 2004年4月
中部電力ホームページ <http://www.chuden.co.jp/torikumi/atom/more/jishin.html>
関西電力 原子力発電所の耐震設計について 2007年10月
日本アイソトープ協会 改訂版放射線施設の火災・地震対策 1998年
原子力安全委員会 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 2006年9月19日
株式会社エネルギーレビューセンター エネルギーレビュー2006年12月号/vol.311

【注釈】

- 1 文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/giivutu/004/shirvo/004/021201d.htm
(2008年10月8日)
- 2 通報体制の確立（特に休日、夜間）、消防機関への連絡体制、消防用設備の点検、自衛消防隊消防訓練、放射線測定装置（サーベイメータ）の整備、防護服・防護装置の用意、火気使用上の注意、放射性物質保管状況の確認、設備・器具類の固定、除染剤の保有など。
- 3 火災防止措置、通報、初期消火、施設・設備の点検、転倒・落下物の措置、応急救護、放射線危険区域対策、汚染除去など。

(筆者は認定危機管理士)

〈新刊紹介〉

河田 恵昭 著「これからの防災・減災がわかる本」

2008年8月（岩波ジュニア文庫603）230頁、780円

本書は災害のメカニズムを解明し、減災社会の実現を志向したユニークな文献である。災害管理型リスクマネジメント研究者にとって必読の書である。

(編集部)

ブランド過信経営のリスク

— 船場吉兆事件に見るビジネス論理の問題 —

藤江 俊彦 (千葉商科大学)

はじめに

(株)「船場吉兆」は昭和5(1930)年、文化功労者となった湯木貞一によって創業された(株)吉兆グループの1社で、大阪市中央区に本店を置き、大阪市と福岡市で料亭の営業とギフト食品の販売を業とした。平成3(1991)年、創業者が親族に暖簾分けで別法人化、(株)吉兆は吉兆ブランドの管理と各社の不動産管理会社に全額出資する持株会社となった。グループの営業会社は他に、(株)本吉兆、(株)神戸吉兆、(株)京都吉兆、(株)東京吉兆がある。(株)吉兆とはブランドや不動産の管理で関係があるが、資本関係はない。

平成19(2007)年10月28日、福岡市で菓子5種類の消費、賞味期限の表示偽装が発覚後、次々と他の商品においても偽装が明らかになり、平成20(2008)年1月16日、大阪地方裁判所に民事再生法を申請し、保全命令を受けた。同月21日、女将が新社長となり本店で営業を再開したが、5月7日に食べ残し料理の使いまわし事実が発覚し28日廃業に至り、全社員の(約80名)を解雇したのである。本稿ではこの事件の背景と原因を分析、経営者のブランドへの過信による不適切な経営ビジネス論理を喪失させ、倒産に至らせたのではないかと、について考察したい。

1. 法令違反の事実概要

平成19(2007)年10月28日、福岡市の「吉兆天神フードパーク」(岩田屋地下2階)において、「黒豆プリン」「桜ゼリー」「抹茶ゼリー」「タルト」「ほうじ茶ケーキ」の売れ残りなど5種類の菓子の日付ラベルを貼り替え、消費期限・賞味期限を毎日表示偽装していた事実が発覚した。これらの製品は福岡市内の洋菓子店に委託製造したものである。すでに9月11日、福岡市食品安全推進課が食品衛生法に基づき実体を調査、食品衛生法に基づいて行政指導し、10月27日よりこれらの販売を自粛した。

11月1日、同フードパークで「栗のふくませ煮」などの消費、賞味期限切れ食材を「吉兆天神店」に移して販売した事実が露見、同社は12の惣菜商品で期限切れを販売した事実を認めた。これらに対し農林水産省は「加工食品品質表示基準」違反及び「乾麺類品質表示基準」違反にあたり、JAS法(農林物資の規格化、および品質表示の適正化に関する法律)に基づいて、表示の点検、是正を指示した。

11月9日、大阪市中央区船場の本店で、九州産牛肉を「但馬牛」、プロイラー鶏肉を「地鶏」とした表示、産地や原材料を偽装した事実が発覚した。また「牛肉みそ漬」やそのセットの原材料に、九州産の牛肉を使用しながら「三田牛」ラベル表示し、大阪市の阪急百貨店、東京都のギフト販売会社に納入していたことが判明した。これらについて、11月16日大阪府警生活環境課は不正競争防止法違反容疑(品質虚偽表示)で強制

捜査を実施、本店、湯木社長宅、専務宅など12箇所を捜索した。

その後博多店では平成11年ごろから、本店と心斎橋店ではその前から、梅酒の製造・販売をしていたことも明らかとなった。無許可で種類製造販売は酒税法違反である。大阪国税局は「抵触の疑い」を指摘し、船場吉兆も営業再開時には販売を中止した。

2. 法令違反の背景

① 採算と効率性優先

売れ残り品の消費・賞味期限ラベル表示の張り替えについて、経営者に過度な採算重視の姿勢が考えられる。船場吉兆は負債比率が高く返済に追われていた。商品の期限が切れると、財務会計上は在庫からはずすことになり、棚卸し資産からそのぶんを削除しなくてはならない。そのため資産が目減りし、売上総利益率（粗利益率）が低下、経営成績も低下することになる。

また過度なコスト削減志向は企業経営の存続の条件として、組織均衡理論における「有効性」と「効率性」のバランスを崩してしまう。在庫の不良品化を避けるため、コスト効率をあげる努力は大切であるが、期限切れ商品の販売事実が露見すれば、市場での致命的な信用失墜、ついには退場に至る危険がある。社会からの批判を招き、事業の経営の論理であり、消費者にとっての有効性がなければ意義はない。法令違反をしてでも採算性を優先してしまう経営の論理は企業存続に関わるリスクとなる。船場吉兆は過度な採算性と効率性を優先した結果、消費者にとっての有効性を失い、事業継続が困難になったのである。

② ブランド（暖簾）への過信

法令に抵触することを認識していても、市場や社会からの信用を得たブランド（のれん）があると、露見するリスクを軽視、あるいは無視して違反行為をしてしまう。繰り返すうちに違法性行為の認識が麻痺して、リスク意識を喪失してしまう。創業者船場吉兆の同族経営陣はいつの間にか高級料亭「吉兆」ブランドさえあれば、ルール違反も世間は見逃し、収益を上げることができると勘違いするようになったのではないだろうか。

（株）船場吉兆は創業当初より金融機関から20億円の融資を受けて自社ビルを持ち、事業を拡大していった。当初より不相応な負債を抱え、ブランド（のれん）さえあれば返済できると考え、手段を選ばないビジネスに走ったのではないか。リスク意識なきブランドへの過信と言える。

3. 公共社会への不適切、不十分な情報開示責任

船場吉兆は不祥事が発覚してから廃業に至るまで、公共社会に事実を情報開示するという広報の姿勢が一貫して不適切かつ不十分であった。

まず、発覚翌日の平成19（2007）年10月29日、福岡証券取引所での記者会見で、菓子類の消費・賞味期限切れ表示偽装については「パート女性らが独断で行った」と店長であり取締役の湯木尚治が明言した。しかし11月14日、売場責任者であったパート女性4名が記者会見を開き、「期限を1ヶ月延ばしたラベルを貼るよう店長から直接指示さ

れたこと、事件発覚後の10月31日夜、パート女性に全責任があるとする事故報告書に署名捺印することを強く求められたこと、これを拒むと「言い訳や」と一喝されたこと、翌日再度期限切れの商品販売の理由を文書化するように迫られたこと」を公表した。11月16日、大阪府警の強制捜査でも湯木尚治店長はパート女性の発言を全面否定したが、店の在庫仕入れの報告ファクスが大阪本社に残っており、事実関係が判明した。

またプロイラーを地鶏と偽装した件については、当時の社長湯木正徳が「業者が誤って納入した」と発言。だが業者は国産若鶏専門の創業100年になるという京都の老舗「とり安」で地鶏として販売したことはないと否定した。

九州産牛肉を「但馬牛」と偽装した件は。「現場の仕入れ担当者の独断」と語っていたが、実は担当者は親族の役員であり、業者も「値段や品質が違うことは船場吉兆側も認識していた」と証言するに及んで、その虚偽の弁が明らかとなった。

記者会見は自己正当化する場ではなく、正しい真実を情報開示し社会に説明責任を果たす場である。また自らの正当化にとどまらず、関係者に責任転嫁することは最も倫理や同義性に反する恥ずべき行為である。誠実に働く社員や誠意ある取引先に対する背信行為は高級料亭のブランド・ステータスを守るために、正当化できると判断したのであろうか。これこそブランド（のれん）への過信であり、リスクコミュニケーションにおける情報開示の意味が理解されていない。

12月10日、女将で取締役の湯木佐和子と取締役湯木喜久郎が記者会見を開き、一連の不祥事について経営管理者の関与を認め謝罪した。会見の場で取締役の長男は女将の小声でささやく指示をそのまま語るだけで、その様子がテレビなどで放映された。企業の存亡にかかる重大な会見として、あまりにも稚拙な対応で、危機広報についての甚だしい認識不足である。

さらに平成21（2008）年1月21日、大阪地裁からの民事再生手続きの開始を受けて船場吉兆は記者会見を開き、女将が新社長に就任し、他の取締役は退任することを発表した。だがこの会見でも、客の食べ残しの使い回しには一切触れなかった。社会に責任を果たす情報開示とはたとえイメージは一時低下しても、マイナス事実もすべて開示しなければならない。もし隠匿事実がさらに出たときは、社会や市場の信用は大きく揺らぎ致命的結果を招く。これが廃業に至る大きな要因にもなった。

4. 人権意識に関するCSRの欠落

CSR（企業社会的責任）が注目される中で、その関心の領域は主として米国は不正会計、日本ではコンプライアンス（法令順守）、欧州では雇用と言われており、グローバル化する時代にCSRはどこ国でもどのような企業でも求められるキーワードである。

船場吉兆では福岡店での消費・賞味期限切れのラベル表示偽装について、パート女性が記者会見で公表した事実を平然と取締役である店長が全面否定し、責任を彼女等に転嫁する発言をした。それは倫理に反すると共に、社員の人権に対する意識が著しく希薄であると言わざるをえない。今回売り場責任者はじめ、4名の社員をパート形態で雇用していることも疑問が残るが、そのパート社員に対し、正規社員並かそれ以上の責任を負

わせる発言や一喝するなどハラスメント発言としての人権問題でもある。船場吉兆に勤める社員は非・正規にかかわらず、このような雇用環境で業務をしていたとすれば、雇用についてのCSR欠落の問題である。

5. 使いまわしはビジネス倫理の問題

平成20（2008）年5月2日、鮎や刺身の使いまわし事実が発覚した。内部事情を知る関係者からの公益通報によるものであろう。不祥事による一連の記者会見ですべてのマイナス事実が公表されてたと思われていたにもかかわらず、料亭としてあるまじき事実が新たに出てきたのである。使いまわしが常態化していたともいわれる。女将・湯木社長は報道陣に「残された手付かずの料理」と訴え、どこまでも反省の言葉がなかった。

不祥事があっても1月22日からの本店営業再開時にはなじみ客や支援する顧客は残っていたのだが、使いまわしの事実が発覚することによって予約はゼロになり、再建を断念、廃業に追い込まれたのである。使いまわしは料理人、料亭の商道德、ビジネス倫理において許されないものである。この倫理喪失行為によって市場からの退場を余儀なくされたわけである。法令違反より、ビジネス倫理の喪失こそ最も厳しい結果を招くと言えるのではないだろうか。

5月28日、最後の記者会見において、女将・湯木社長は「のれんにあぐらをかいていた」と反省の言葉を述べた。まさにこれこそブランドへの過信リスクを明確に表現している。一時間を超える会見で社長は顔を上げず、弁護士が作成したと思われる想定問答のメモを形式的に読み上げ、謝罪の誠意は社会に伝わってこなかった。

「日経レストランON LINE」（2008. 5. 16）で使いまわしについての消費者200人に対するアンケート結果が掲載され、「飲食店で料理の使いまわしが行われていると思うか」に56.5%が「思う」と答えている。高級料亭のビジネス倫理にもとる行為の影響が出ている。大阪府料理業生活衛生同業組合は平成20（2008）年5月に「船場吉兆事件について」と題し、船場吉兆を「除名処分を念頭に退会勧告」をすることになった旨を公表し、「老舗高級料亭の経営者が行ったお客様と料理人・飲食業界への背信行為が他の料理飲食店においても同じだろうと見られることと言いがたい怒りを覚えている」と強く批判した。「大阪の商道德」「食文化」の信用に関わる大きな問題となったのである。

おわりに

平成19（2007）年に不二家、ミートホープ、白い恋人、赤福、比内鶏と続いた食品偽装事件では船場吉兆も含めて健康被害はほとんど起きていない。しかし顧客や消費者の信頼を欺（あざむ）いた行為は、ビジネス倫理の問題である。女将・社長の「暖簾にあぐら」という最後の会見の言葉がそれを裏付ける。ブランドの過信は高いリスクを経営者にとらせてしまう恐れがある。法令違反よりビジネス倫理の喪失は深刻な影響をもたらし、事業の継続、企業の存続ができなくなる事態を招く。船場吉兆事件はブランド過信経営へのリスクマネジメントの重要性を認識させる好個の事例といえる。

〈引用参考文献資料〉

- * 亀井利明『ソーシャル・リスクマネジメント論』日本リスクマネジメント学会
2007年10月15日
- * Alan Waring&A.JanGlendon, Managing Risk 1998
- * フリードマン, ハッチ, ウォーカー, 梅津祐良訳『ヒューマンキャピタル・マネジメント』
生産性出版1999 Friedman,Hatch&Walker,How to Attract,Manage and Retain
Human Capital
西日本新聞 平成19(2007)年10月29日
朝日新聞 平成19(2007)年10月29日
日本経済新聞 平成19(2007)年10月30日
農林水産省プレスリリース 平成19(2007)年11月9日
読売新聞 平成19(2007)年11月10日
読売新聞 平成19(2007)年11月16日
朝日新聞 平成19(2007)年12月25日
東京新聞 平成20(2008)年5月3日
東京新聞 平成20(2008)年5月8日
朝日新聞 平成20(2008)年5月28日
朝日新聞夕刊 平成20(2008)年5月28日
日本経済新聞夕刊 平成20(2008)年5月28日
東京新聞 平成20(2008)年5月28日
日経レストランON LINE <http://nr.nikkeibp.co.jp/topics/20080516/>
農林水産省ウェブサイト
厚生労働省ウェブサイト
大阪府警ウェブサイト
経済産業省ウェブサイト
大阪市ウェブサイト
大阪府料理業生活衛生同業組合
湯木貞一、辻静雄、入江泰吉 『吉兆 料理花伝』新潮社 1983
藤江俊彦『改訂新版-実践危機管理読本』日本コンサルタントグループ 2007

(筆者は千葉商科大学大学院教授, 認定危機管理士)

食の安全とリスク（中国の食品を例に）

佐久間 潔（一宮女子短大）

1. はじめに

今年是中国、北京において史上最高の204カ国（地域含む）が参加したオリンピックが開催され、中国ブームであった。しかし他方では、“中国産”と言う言葉が絡んだ事件や事故が非常に多く発生した。年明けの天洋食品の餃子中毒事件をはじめ、インゲン、小豆、乳製品など多岐にわたる中国食品の安全が疑問視されるような事件が多発している。また日本国内の食品にかかわる企業の産地偽装に中国食材が多く使われており、中国の食に関する信頼は失墜したといっても過言ではない。

筆者は、特段中国に対して偏見を持つわけではないが、あまりに多くの食品事故を目の当たりにするため、中国の食の安全について検討してみることにした。

2. インターネットによる事件検索

「中国」「食の安全」の2つのキーワードでYahoo検索すると4,550,000件のデータにヒットする。同じ条件でgoogle検索する（ググる）と8,940,000件のデータにヒットする。非常に多くのヒット件数である。

いくつかデータを確認してみると URL <http://www.nishinippon.co.jp/nnp/> の西日本新聞社のサイトに「食の安全（食品偽装・食品不正・汚染）」に関するニュース”と言うカテゴリーが存在することが判明した。そのカテゴリーを利用、検索してみると、2008/11/14現在328件のニュースにヒットした。更に“中国”の文字を検索条件に追加して、“食の安全（食品偽装・食品不正・汚染）」に関するニュース”&“中国”の2つのキーワードで検索すると96件のニュースがヒットした。

その中から直近の3カ月（平成20年9月15日～平成20年11月14日）についてピックアップし内容を厚生労働省など³⁾の発表と照合、確認してみたところ以下の通り「薬物・毒物・細菌の混入事件」と「産地偽装事件」に分類された。

(1) 薬物・毒物・細菌の混入事件（括弧内は食材名）

- ① メラミン混入（乳製品）
- ② 2,4-D混入（生鮮ごま）
- ③ ベンゼンヘキサクロリド（BHC）混入（ピーナツ）
- ④ トルエン、酢酸エチル混入（粒あん）
- ⑤ ジクロホス（有機リン系殺虫剤）混入（いんげん）
- ⑥ マラカイトグリーン（抗菌剤）混入（ウナギ）
- ⑦ 大腸菌感染（ウナギ白焼き）
- ⑧（ジエチレングリコール（DEG）混入（練り歯磨き）

(2) 産地偽装（括弧内は企業名）

- ① ウナギ（サンシロフーズ、東海澱粉、魚秀）
- ② タケノコの水煮（霧山食品工業）
- ③ ウナギの蒲焼き・白焼き（丸源水産）
- ④ 小豆（ヤノフーズ）
- ⑤ レンコン（岩国青果販売）
- ⑥ 冷凍野菜（キャセイ食品）

本稿では、「薬物・毒物・細菌の混入事件」、特に発生件数の多いメラミン混入事件に絞って検討してみた。

薬物・毒物混入は、火元を迅速確認しなかった中国行政による初期消火の欠如により小火が大火事化した事件と言える。特にメラミンについては、かつて日本が経験した「森永砒素ミルク中毒事件」（昭和30年）と同様、公害事件として展開するであろう。さらに悪いことには、日本国内市場だけであった森永に比べ、中国製乳製品市場は、世界中に広がっている。中国当局の緊急調査によれば、最初に混入事件が発覚した「三鹿集団」一社だけでなく、中国国内の109社中の22社にも及ぶ粉ミルクメーカーの製品からメラミンが検出されたと発表されている。これらのメーカーや乳製品加工メーカーが製造し販売した製品は、中国国内、日本の2国だけでなく、バングラディシュ、ミャンマー、韓国、シンガポール、インドネシア、ベトナムなどアジアの国々を中心に回りにシリアなどヨーロッパの国に及んでいるものもある。

そもそもメラミン混入については、すでに昨年アメリカに輸出されたペットフードにメラミンが混入され、そのペットフードを食べた犬・猫らのペットが死んだ事件として顕在化している。この時点で中国当局がメラミン混入リスクを認識し、乳製品メーカーに対して的確な指導があれば、ここまで被害者が増加（9月末時点の世界保健機関に寄せれば54,000人）¹¹する状態にはならず済んだのではなかったか。

さらにメラミン混入乳製品は、原材料の一つとして二次製品に使用されることから混入製品の生産数も種類も増加の一途を辿ることになり、比例して被害者数も増加することが推測される。

3. ステークホルダーのリスク

(1) 消費者（顧客）の立場から

消費者が食材購入時に自ら毒物の検査をしてまで製品を買うことは通常ありえない。消費者は顧客として信頼する企業の製品・商品を購入するだけだ。メラミン混入製品購入の場合、消費者は、なにも知らずに腎臓障害を被ることになり、酷い場合には普通の生活においてハンディキャップを負ったり、さらに悪い場合は、死に至ったりする。

中国（外国）からの輸入食料を信頼できなくなる事件が多発したことにより「中国（外国）産はリスクが高い」と言う国民認識が定着した。これは、内閣府¹²公表の「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」で、「外国産の方が安い食料は輸入する方が

よい」の質問に対し「はい（良い）」と答えたのは、僅か3.1%であったことから読み取れる。この意味では、非常に多くの食料を輸入に依存せざるを得ないわが国の食料事情が、高い自給率を求める方向に変化するための政策が必要な時期なのかもしれない。

他方、世界同時金融危機の影響で、ますます消費者の財布の紐は、固く閉ざされることになるが、価格という側面から中国食材を見ると非常に魅力的だ。秋の味覚の松茸などを見ると一目瞭然で、価格比は。日本対中国が1対5程度である。消費者にとって「価格が安い危険かもしれない。」「危険かもしれないが価格は安い。」、この葛藤が消費者に微妙な選択を強いる。

(2) 製造（一次加工含む）企業（中国企業）の立場から

メラニン混入事件の加害企業である中国の乳製品メーカーは、自社製品の回収コスト、製品廃棄にかかわる費用の負担をはじめとして、消費者からの信頼失墜による販売量の減少、場合によっては、倒産や廃業となる。被害者からの損害賠償請求に対する支払いの高額化や長期化も巨大なリスクだ。企業経営者も刑事・民事の両面で罰を受けることは当然だ。

我が国の食料品大手の約7割が調達先を厳選することを表明しており、中国離れが進む可能性は非常に大きいと考えられる。

また、食の安全欲求の高い自国民に対し、他国籍企業の製品の台頭を招くことになり、自国のマーケットシェアを奪われる脅威も否めない。驚異の具体例を挙げると、(1)アサヒビールと伊藤忠商事が、山東省萊陽市設立し山東朝日緑源乳業の初出荷したオーストラリア・ニュージーランドから輸入した乳牛製品は、中国国産の1.5～2倍の店頭価格にもかかわらず販売好調。(2)九州産牛乳の中国向け輸出量が、10月単月で9月単月の約10倍に増加したことを受け、熊本県酪農業協同組合連合会では、品質の高さをアピールして販売を定着させようとしていること。(3)2007年から九州工場の生産を中国に輸出する明治乳業、輸出量が3倍と好調。(4)上海の百貨店の北海道食品展（11月初旬開催）会場、中国産の2倍の価格でも販売好調、など。

(3) 取扱（二次以降の加工含む）企業（輸入国の企業）の立場から

取り扱った業者（企業）も、寝耳に水である。わざわざ自社の製造ノウハウまで提供し、合併会社設立のために大型投資をした結果が、自主回収では、全く意味がない、それこそリスクが高すぎる。自社の製品の価格を下げて販売量増加を目論んだことも水の泡だ。

自社ブランドの消費者からの信頼失墜、消費者の身体に与えた損害の賠償請求額の高額化と解決までの長期化、自主検査費用の負担増、（自主）回収にかかる時間と費用の膨大さ、など多くのリスクが表面化する。

(4) 政府・監督官庁の立場から

関連する中国側の官庁は、中国衛生局、中国国家品質監督検査検疫総局、國務院、各

市各省、など多数あるが、隠蔽体質や対応の遅れによって被害が拡大、もはや単に国内だけのリスクでなく世界的規模でリスクが表面化している。また一部報道^vによっては、メラミン混入事件の被害者の集団訴訟・救済活動に関与しないよう、弁護士に対して中国当局が圧力をかけたり、地方政府の司法当局が集団訴訟を禁止する通達を出したことが伝えられている。反面、対応の遅れなどに対して多数の更迭も発生している。

11月1日、カザフスタンのテレビ局とのインタビューで温家宝首相は、「2年以内の解決」を表明したが、10か月以上も解決をみないギョーザ中毒事件を見れば推して知るべし、だ。一国の首相の力強い意志表明ではあるが、達成できなかった時のダメージは、……最も、2年も経てば誰もが、喉元過ぎれば熱さを忘れてしまうのだろう。

(5) 輸入国政府・監督官庁の立場から

インドネシアでは、ミルク味のキャンディー・ビスケットからメラミンを検出したため乳製品の輸入を一時停止した。^{vi}

韓国では、中国産のコーヒー用ミルクにメラミンを検出したため、韓国食品医薬品安全庁が、304種類の中国産原料を使った加工食品の流通を禁じた。^{vii}

ベトナムでは、キム・アン社が輸入した中国、伊リの牛乳からメラミンを検出、ホーチミン市当局が18トンの牛乳を押収した。^{viii}

アメリカでは、ニューヨーク、チャイナタウンで米食品医薬品局（FDA）が中国製粉ミルクの流通調査を開始した。^{ix}

日本では、9月20日以降、(1)厚生労働省から輸入者に対してメラミンの検査が求められ、メラミンの使用が確認された場合は、輸入禁止^xとした。(2)農林水産省から関係団体に対してメラミンの混入点検と該当製品の自主回収協力の要請が出された。(3)内閣府から情報提供と国民生活センターを通しての情報収集が実施されることが決定された。^{xi}

4. まとめ

食の安全を脅かす過去の事件においては、森永乳業のように生き残った企業もあれば、雪印食品のように廃業を余儀なくされた企業もある。過ぎ去った20世紀は、企業にとっては古き良き時代だったのかもしれない。顧客満足経営時代の企業不祥事が、企業の死活問題となっている今日、消費者の不満足を爆発させる「毒物混入事件」の当事者企業は、遅かれ早かれ淘汰されて当たり前なのかもしれない。食の安全リスクは、提供する企業の培っている「企業倫理」に左右されるからこそ、利益追求一辺倒でなくコンプライアンスを遵守し、グローバル社会で認められる社会的責任をまっとうして欲しいと思うのは私だけであろうか。

〈注釈〉

- i 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/index.html>
- ii 農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/press/index.html>
- iii 西日本新聞社 <http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/50326>
- iv 内閣府ホームページ <http://www.cao.go.jp/news.html>
- v 西日本新聞社 <http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/51705>
- vi 西日本新聞社 <http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/50411>
- vii 西日本新聞社 <http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/50051>
- viii 西日本新聞社 <http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/49374>
- ix 西日本新聞社 <http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/49316>
- x 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/09/h0920-1.html>
- xi 内閣府取りまとめ資料 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/09/dl/h0922-3a.pdf>

(筆者は一宮女子短期大学生活文化学科准教授 認定危機管理士)

〈新刊紹介〉

高橋 久仁子 著「食べもの情報ウソ・ホント」

2008年6月（ブルーバック B-1231）講談社、900円

本書は食品について「氾濫する情報」を正しく読み取るための参考書である。1998年に初版を出版してから13刷を重ねている。健康食品や不安情報について書かれた箇所は非常に参考になる。食品リスクを考える場合、一読に値する。

(編集部)

食品リスク

井上 喬 (アール・エム・アイ)

第1項 何故食品リスクは多発するのか

連日新聞やテレビでその発生が伝えられている。そして領域として食の生成から人の口に入るまでの具体的な範囲と、その前後にある遺伝子の問題と、経口後の人体の反応の個々にまで及んでいる。又メディアによって発信の多層化や記事の穴埋め的扱いを受け、まるで危険一杯の中で暮らしているのかという気持ちにさえなる現状である。

実態はどうか、原因として大きく次の四つがあげられる。

- 1) 公益通報者保護法（平成16年施行 19年大幅改正）が施行され、所謂企業内部から外部に対する密告者がそのことによって不当な扱いを受けないこと。という内容でありそれ以降内部告発が多発している。この結果潜在したリスクが顕在化した。
- 2) 輸送の広域化ネット化が進み、他方技術開発が進んで、輸送距離、貯蔵時間ともに従来より長くなり、多様化した。結果食品の損傷機会が増加している。
- 3) グローバル化と成果主義という風潮がアメリカ中心に拡がり、経営者は食欲に巨大利益を追求するため、大きな仕掛けを考えるようになった。具体的には遺伝子の組換えやクローン種の育成、化学肥料の多様化等により、食品有害化の機会が増加している。
- 4) 一部経営者の悪質化として、食品市場が売り手市場であるところから各種の偽装や改竄が多発している。

では、こうした状況にどう対応すればよいのか。

第2項 法律がすべてか（タテ方向の縛り）

よくことが起こると識者という人の談として、法の不備を指摘される。確かに不備な点も個々にあるが、問題はタテ割りに作られた法律であるため、他の法律との間に矛盾があることが多い。厚生省・農林省・経産省などといった主務官庁毎の立法では、全てを補足することは困難だろう。

食の流れを横の流れと見ると、法律はタテに作用している杭のようなものである。また技術開発のテンポは速く、各種の規制・法律は後追いであることは致し方ないところである。

第3項 マネジメントシステム（横からの束ねではどうだろうか）

例えば、ISO2200（フードチェーン向けの食品マネジメントシステム）があり、それはそれなりに機能しているが、これを長期に亘って維持し続けるには、組織としてのエネルギーを多く必要とし、十分に活かされているとは言えない。例えば項として求めているトレーサビリティ（食を構成する個々の生成から製品化にいたるまでの全ての健全な継続性の追跡）などは容易ではない。工場製品の場合は、繰り返し生産のプロセスか

らの構成であり、事後追跡は比較的やりやすい。食品特に生物は劣化速度が速く、固体によりバラツキがあり事後追跡は困難であり、マネジメント的なフォローは困難である。

第4項 「食の社会」は形成されているか

(ヨコに流れる食に対しタテに働く規制は、融合してゾーン即ち「食の社会」を形成しているか)

ヨコに流れてきた食材は、料理されて食品となる。食事を作る人たちには何がしかの仕来り、つまり文化があって料理は完成する。昔は地産池消であったから食材の見分けも料理の工夫も特段の注意は不要だった。これとは異なり、現状では多くの地域からの輸入である、異国から来る食材はその国の文化を背おっている。日本人は葉の虫食いが嫌いだそうだ、となると、十二分に殺虫剤を使って見た目きれいに育てた野菜が日本に届く。自分たちが食べるのではないからこれでよい。仮にこんな事情があったとしても不思議でないし、とがめだても出来ないだろう。まさか葱の一本一本を検疫するわけにも行かないだろう。となると何時も不安を感じつつ食事をすることになる。そこで提案したいのが「高い質の食品公共社会づくり」である。

第5項 食品公共社会の形成(クオリティ・シティ)

日本人の公共認識はこれまで、日常活動認識は「お上」と「私ら」だけで成り立っているものと受け止めており、欧米のような「公共」の存在を無視していた。だから例えば食品に不具合が生じると、すぐ「お上」のせいにしてきた。お上もお上で「一層検査を厳しくする」とし、こうして行き着くところ、窮屈な状況を作ってしまうほどの効果も上がっていない。ではどうするのか工夫があるだろう。答えは公共社会という認識の実体化である。福祉とか、情報にはそれなりの公共社会が形成され一定の秩序が出来上がっている。学としての研究もあり、実技も体系化され、実地活動するNPOも存在する。食の場にもこのような公共社会行動が今後必要と考える。

従 来 「お 上」—「私 的 領 域」

今 後 「お上」—「公共社会」—「私的領域」

食の公共社会(クオリティ・シティ)とは、食に関連した次の要素が整っていること

- ① その都市にある、色に関連する諸要素が関連性をもって結ばれていること
- ② そして持続可能を目ざしていること
- ③ NPOなどの中間集団が充実していること
- ④ オープンな情報が流通していること

要は、「われわれの街は」われわれで守ろう。ということである。

例えば小さなローカルとしても、全てを「お上」や「巨大なよその資本」に頼らず、自分たちで積極的に働きかけることである。例えば進出してきたスーパーの野菜類は外国産に頼らず地元を優先して扱うよう交渉する。さらにいえば地元野菜コーナーを作るように持ちかける。もちろん地元の農家にも協力要請をする。筆者の住む街は筍の名産

地だがスーパーには他府県のものが置かれている。小さな街でもその土地なりの野菜のブランド作りは出来るのでないかという提案である。

農業の次世代の担い手を確保するためにも、我がブランド作りは有効でなかろうか。

わが街は質を高めて「ブランド化」を目指している。ならば我が社も地域貢献＝社会責任をはたしていこうではないか。このようなイメージ作りに成功すれば、小さくとも強い街、勿論食の安全に繋がるのではないかと考える。

(結び)

食品の流れをヨコの流れと見ると、これに棹さしているのが法律であり、食品生成の流れを抱えているのが、各種のマネジメントシステムである。

都市としての食品リスクを考えるためには、食品の流れを読み法などの縛りを考慮しつつ、基盤としては地産地消という考えをもち、都市の実態を公共社会と捉え、戦略性をもって望むことが重要ではないかと考える。

現状で放置すると、食品の多くを海外に依存することとなり、食品リスクは増加の一路をたどるだろう。

少しでも、食品の内部化を進めることは、一方で地域社会作りにも繋がることでもあり、わが国にとって基盤的に重要な事柄と考え報告とします。

(了)

(筆者は (株)RMI取締役、認定危機管理士)

リスクヘッジニーズに対応する商品先物市場

森 幸弘（下関市立大学）

（1）はじめに

2005年5月1日、改正商品取引所法が施行された。我が国商品先物市場には、法改正を通じて、経済インフラとしての機能をよりよく発揮していくことが期待されている。このように我が国商品先物市場は、重要な経済インフラであるとの位置づけを与えられているにもかかわらず、今日、求められる機能を必ずしも十分に発揮しているとは言えない。欧米各国の商品先物市場に比しての我が国市場の最も大きな相違点として、従来より、当業者の市場利用がきわめて少ない点が指摘されてきた。個人投資家（投機家）の資産運用機会の提供のみでは、商品先物市場が発揮し得る、いわば存立根拠とも言える機能を十分に発揮しているとは言えない。周知のように、生産者、流通業者、加工業者等が、自らの企業活動を展開する際に不可避である価格変動リスクをヘッジする場を提供するのが、商品先物市場の重要な機能である。本稿では、急速に進んでいる景気減速下において、あらためて、我が国商品先物市場が、当業者にとって欠くことのできない市場となり得るにはどのような課題があるのか、またその課題克服の方途はあるのかを探っていきたい。

（2）国際商品の高騰と商品先物市場

とりわけ本年は、穀物価格、燃料価格高騰の中で、先物市場が話題に登場することがたびたびあった。2008年7月においてのNYMEX（ニューヨーク・マーカンタイル取引所）のWTI原油先物価格が、バーレルあたり147ドルとなった。周知のように、NYMEXでのWTI原油の先物価格が、原油取引の世界的な指標価格となっている。2003年のWTI原油の先物価格がバーレル当たり30ドル前後であったことから、この5年間での高騰ぶりがうかがえる。原油価格の高騰は、国内のガソリン価格の高騰に直接つながることは言うまでもなく、我が国のガソリン小売価格がリットル当たり180円台をつけたことは記憶に新しい。もっとも、原油価格については、その後10月には半値以下にまで下落し、逆に価格下支えのため、OPEC諸国が協調減産を実施することとなった。また、大豆、トウモロコシ、小麦等の穀物についても、価格形成の指標とされるCBOT（シカゴ商品取引所）の先物価格が5年前の価格に比して著しく高騰していることが、各メディアを通じて紹介されている。このように、商品先物市場が頻繁に話題に上っているが、報道機関から提供される情報のほとんどが、先物市場の投機取引害悪論に結びつけた内容であったと思われる。先物市場の経済的機能に関する言及はなく、先物市場は投機取引の場であり、そこでの過度の投機取引が今日の国際商品価格の高騰を引き起こしているといった類の論である。

米国でも、2008年7月、航空会社12社が、NYMEXでの投機取引拡大が原油価格高騰、燃料高をもたらしたとして、議会に取引規制を強く申し入れた。もっとも、当該申

し入れは、ヘッジ取引の意義や投機取引を否定するものではなく、「適正な投機取引、ヘッジ取引を保護する」意味からも、現在の原油市場の規制のあり方を問うというものであった。航空各社による要望は、燃料価格の高騰がリストラ、事業の縮小にもつながり得るものとして、ヘッジファンド等の取引規制を促すものであった¹⁾。さらに同月には、エネルギー市場での取引に関連して、自己取引ファンドのひとつが、CFTC（米国商品先物取引委員会）により、買い占めと価格操作の疑いで提訴されている。

不適切な投機取引は当然規制されねばならない。市場の透明性を確保し、相場操縦などの不公正な取引には厳格に対応していくべきことは言うまでもない。先物市場が正常に機能していくには、市場管理が適切であることが前提であり、日常のモニタリングは欠かせないものと言えよう。もっとも、「規制の強化」に関する議論は、先物市場の機能についての正しい理解をもった上で展開される必要がある。

(3) リスクヘッジと商品先物市場

周知のように先物市場には、経済インフラとして2つの重要な機能を発揮することが求められている。市場経済の原理が最も純粋にはたらき得る市場として、売り手・買い手が取引に自由に参加する「公正な価格形成の場」としての機能であり、さらに、企業の経営活動に際して避けることのできない「価格変動リスクのヘッジングの場」の提供機能である。確かに、後者の機能が十全に発揮されるには、市場が「資産運用の場」としても機能していることが必要である。しかし、我が国商品先物市場は、個人投資家（投機家）が投資（投機）利益を追求する場としての利用が多くを占め、当業者が自らの企業活動の円滑化を求めた市場利用が、他国の商品市場と比較して、きわめて低い割合となっているのが実状である。

このような現況に鑑み、我が国商品先物市場がまず取り組まねばならないのは、当業者の市場利用の促進策を打ち出すことである。その点で、経産省の産業構造審議会・商品取引所分科会で議論されてきた「プロ市場化」はひとつの有力な方途であろう。もっとも、「プロ市場化」の目的は、商品先物市場の2大存立根拠である「公正な価格形成の場」としての機能、「ヘッジングの場」の提供機能が十全に果たされる市場づくりに据えられるべきである。委託者の苦情等のトラブルが減少傾向にあるとはいえ、個人投資家が商品先物市場のレピュテーションリスクの要因でもあることに変わりはない。商品先物市場は、市場経済の原理がもっとも純粋にはたらく市場であることが必要であり、「情報の非対称性」は排除されるべきである。その点からも「プロ市場化」の推進は不可欠であると考えられる。今後、細部にわたって検討が進められるものとみられるが、プロの範囲を狭めることで当業者のリスクヘッジ手段としての利用が損なわれることのないよう配慮すべきである²⁾。

また、当業者の市場利用の促進に向けては、決済の履行が確実に保証されることが必要である。信頼ある商品先物市場であることによってはじめて、当業者は自らの企業活動に際して不可避である価格変動リスクのマネジメント手段として商品先物市場の利用に向かうことになり得る。この点、アウトハウス型クリアリングハウスが設けられたこ

とで、市場の信頼性の更なる向上、決済口座の一元化等による利便性の向上が図られたことは、意義深いと言える。日本商品清算機構の業務が開始され3年あまりであり、100年以上の歴史があるシカゴ市場、ロンドン市場のクリアリングハウスと比較して、クリアリング機能が十分に果たされているとは言い難い。しかし、農水省、経産省によるクリアリング機能の強化に向けた取り組みは、我が国の商品先物市場のクリアリングハウスの改善に十分につながり得ると考えられる。もっとも、機能強化を議論する際には、商品先物市場参加者である当業者の市場利用の利便性を十分に考慮すべきである。違約の未然防止、適切な違約処理に向けての対策としては、指定商品市場ごとに決済不履行リスク遮断の諸措置が採られるべきことは言うまでもないであろう³⁾。

(4) むすびにかえて

我が国商品先物市場が、当業者により積極的に活用されるようになるには、かねてより懸案となってきた「上場商品の充実化」が求められる⁴⁾。確かに90年代以降、原油をはじめとした国際商品の上場が果たされてきたが、今日まで我が国ではいわゆる「無体物」の上場は行われていない。

上場商品の拡大、「無体物」の上場は、当業者の市場利用の機会拡大に直接つながり得るものと考えられる。我が国商品取引所法では、従来、商品取引所に上場し得る商品として、「モノ」のみを認めてきた。しかし今日、欧米各国の先物市場にも見られるように、いわゆる「無体物」の上場が注目を集めている。二酸化炭素排出権、電力、天候先物等である。先のサミットにおいて、2050年までに温暖化ガスを半減させるという目標が確認され、我が国でも排出権取引が試験的に実施されることとなった。欧米各国の排出権取引の実状から見て、取引規模は今後ますます巨大化するものと考えられ、制度の整備が前提ではあるが、取引所取引も十分に考えられ得る。すでに、2008年4月28日、東京証券取引所が、排出権取引の市場創設に向け「京都クレジット等取引所研究会」を設置し、具体的検討に着手している⁵⁾。また、米国では、GDPの10%以上が「天候」に何らかの影響を受けているといわれており、天候先物の取引高が、2001年以降急速に伸びてきている。天候先物については、我が国でも、東京金融先物取引所において2005年に上場するとの方針が示されていたが、上場に必要流動性が見込めないことから、上場見送りが決定された。しかし、天候先物が市場ニーズを有していることは、諸外国での取引状況からも実証済みであることから、更なる検討がなされるべきである。

言うまでもないが、リスクヘッジに利用可能な商品が上場されていなければ、当業者が商品先物市場をリスクマネジメント手段として活用することはできない。当業者のリスクマネジメントの有効な手段として、商品先物市場でのヘッジ取引が位置づけられるには、現在の市場商品、有体物の上場のみでは全く不十分である。電力、二酸化炭素排出権、天候先物といった市場候補商品が、いかに大きなリスクヘッジニーズを有しているかを多面的に検討することが必要であり、またこれらの候補商品以外にいかなる商品が考えられ得るかについても、鋭意検討すべきである⁶⁾。

市場の信頼性の更なる向上に向けた積極的な取り組み、市場商品の充実化等により、

当業者にとっての市場利用の利便性を高め、当業者のリスクヘッジ機会を広げることは、積極的な企業活動を後押しすることに他ならず、我が国経済の活性化にもつながるものと言えよう。

注

- 1) 航空会社12社連盟で出された公開レターでは、過去20年以上、市場規制が弱くなっているとされ、規制の強化が、情報開示、市場の透明性を高めていくことになることと論じている (stopoilspeculationnow.com)。
- 2) 「産業構造審議会商品取引所分科会第4回(経済産業省)」配付資料「プロ市場化の推進及び委託者トラブルの解消に係る論点(案)」2008年10月2日、参照。
- 3) 「クリアリング機能の強化に関する研究会(農林水産省、経済産業省)」報告「クリアリング機能の強化に向けた今後の取組について」2008年4月24日、参照。
- 4) 2006年3月、東京穀物商品取引所を中心に申請されていたコメの上場が不認可となったことは、関連業界に対して大きな衝撃を与えた。コメの先物市場は、価格変動リスクにさらされるコメ卸等にとって、リスクマネジメント手段として利用し得ると期待されていた。2004年には、東京穀物商品取引所から、コメの先物取引の歴史的経緯や利用例などを詳細に分析した報告書が出されていた。「コメ研究会報告書」東京穀物商品取引所、2004年8月、参照。
- 5) 同研究会では、取引対象、取引方法、取引参加者、清算・決済等、制度設計に関する具体的事項が検討されている。<http://www.tse.or.jp/news2008/04/30>
- 6) 経産省は、経済産業政策の重点課題として、アジアの中核的市場としての我が国商品取引市場の競争力を強化していくことを掲げている。その際、プロ・アマ規制の導入と並んで、商品取引所の「品揃えの多様化」すなわち上場商品の拡大が挙げられている。「平成21年度経済産業政策の重点」経済産業省、2008年8月27日、参照。

(筆者は下関市立大学教授、認定危機管理士)

リスクの根源は経営者だ

亀井 利明 (危機管理総合研究所)

1. リスクマネジメントの肥大化

気候温暖化により日本は近く熱帯化し、多くの有害動物が上陸するとともに、既存の動物が有害化してくる。悪いことにリスクマネジメントというこの動物はソーシャル・リスクやビジネス・リスクが大好きで、自らを肥大化させるととも官僚化し、企業家や学者の夢枕に現われる。本節はこの動物の放言で、亀井にしきりに吹き込んでいるところである。

1970年代からリスクマネジメントという怪物が蛇のような装いでいろいろ姿を変え、社会のあらゆる分野に這いずりまわっている。

しかもこの蛇は悪徳経営者、無責任官僚、非常識法律家、無能監査関係者、ピンボケ学者、特ダネ追求マスコミ、ゆすり・たかりに近い外国政府、利権政治家、おしゃべり・出しゃばり・ピーチク・パーチク好みの一般大衆等から、おいしく、栄養価の高いエサを与えられ、肥大化、有害化、有毒化、低俗化している。しかも、そのエサは企業価値向上、企業倫理、経営者の社会的責任、CSR、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、内部統制などといったきれいな包装紙をかぶせられ、いかにも正義の味方を気どっている。

その結果、リスクマネジメントを語る動物は、人間をも飲み込む大蛇、色気仕掛けで人間をたぶらかそうとする大白蛇、頭部や尻尾が変形している猛毒のコブラ、ハブ、マムシ、ガラガラ蛇、外形上普通の蛇と変わらないが相当な毒を持って人間に危害を加える陰湿なものまで、非常に多種多様である。

こういったリスクマネジメントの姿をした蛇を使うのか使われているのか分からん人間どもが、企業価値向上、内部統制強行、社会的責任履行、天下国家安全、地震・風水害除去、神仏加護代行、健康・疾病防衛、外敵防衛などのご利益を宣伝している。しかも、それが法律、政令、規則、学説、マンガ、広告などに化けているので始末が悪い。

学問の次元だけに限定しても、リスクの心理学、リスクの経済学、リスクの社会学、リスクの自然科学などをそれぞれの専門家が研究して、それでリスクマネジメントの研究をした「自分達はリスクマネジメントの専門家だ」と思い上がっているのが極めて多い。驚きとしかいいようがない。「リスク」の「マネジメント」をいつどこで、どのように研究したのだろうか。マネジメントは経営学そのものだ。経営学をまともに勉強していない人物は、絶対にリスクマネジメントの専門家ではない。現時点では経営戦略論や部門管理論を学んだ保険学者、専門の経営学者でリスクに関心を示した者が、わずかにリスクマネジメントの専門家といえるにすぎない。

単なる思いつき、常識でリスクに接近した勉強不足の人物、マンガ風に物を見る人物、金もうけや評論対象としてリスクを選んだ近視眼の人物、RMを導入すれば儲かると宣伝する詐欺師やはったり学者には困ったものだ。彼らはRMを偶像化し「お賽銭をあげ、

RMもどき教のお経をあげよ」、さればリスクは除去される、企業の不祥事はなくなるといわんばかりである。

2. 諸悪の根源は経営者か

いくら内部統制を強化し、リスクマネジメント・システムを官僚の好むように構築、偽装しても、あるいはCSRを社会的に大きく叫んでも企業不祥事はなくなる。

企業不祥事の根源は経営者（社長や企業トップ）の性格危険や能力危険にある。私は企業リスクのうちの最大のものは経営者リスクだと幾つかの論文や著書で詳述しているが、これにフォローする学者は極めて少ない。

経営倫理あるいは経営者倫理を欠如している不良経営者が企業の実権を握っている以上、いかなる法律、規制、定款、約款、規定も極めて無力である。刑法、商法、会社法、各種の経済法がいくら整備されていても、最初からコンプライアンス意識がなく、違法行為や脱法行為を繰り返し、ワンマン経営、企業利潤極大化、企業肥大化、攻撃的経営などを続行している限り企業不祥事はなくなる。

企業不祥事については、いろいろともったいぶった原因や理屈が並べられ、内部組織、外部環境、外国事情、マスコミ対応などが問題とされている。しかし、企業不祥事は、その90%以上が経営者の品性欠如、犯罪容認的性格、監督責任や任命責任の不履行などの経営者事情によるものといっても差し支えない。

よって私は経営者の資格、品性を問題にしたい。すなわち企業の経営者たるためには、① 経営倫理を徹底的にたたき込まれたMBA資格保持者、② あるいは例えば自動車の二種免許なみの厳格な経営者資格試験の合格者たることを必要条件とし、経営者の品性、能力をチェックすべきだと考えている。

日本には200万以上の株式会社がある。大雑把な計算で1社に平均5人程度の取締役がいると仮定し、②を実施すれば1,000万通以上の「経営者適格証」や「企業経営許可証」などの発行が必要となる。取らぬ狸のナントカにはなるが1人5万円徴収すれば、ざっと5千億円の収入となる。これを企業不祥事の被害者救済の財源に当てるならば、すこぶる良い政治となる。

権限の拡大や強化を生きがいにしている「どこかの官庁」にこの業務を担当させたらどれだけ喜ばれるだろう。経営の内部干渉と規制強化をねらった内部統制より、よほど役に立ち、ソーシャル・リスクを軽減できるだろう。

もっとも、こんな提案をすれば、素人のたわごと、実行不能な思いつきと批判されるだろう。しかし、「たわごと」や「思いつき」が社会の発展や進歩に役立っている。「役人」や「何とかの専門家と称する人物」にはそんな能力はない。

3. がめつい経営戦略

大学の図書館には、生きた経営や経済を勉強するための実用書がほとんどない。西夏文字の本とかチベット語の本、宗教の本、その他重文級の本が山積し、埃をかぶっているのを横目に見ながら、骨董よりも現状だと常に不満をもらしている。

ところが、安直に利用できチェーン化し、実用書を山積みしているBook offという古書店がある。この古書店はただ同然の価格で古本を仕入れ、①「新価の半額程度の価格」で売却している。また大きなスペースをさいた②「105円」の棚がある。

①の売行きが悪いといつものまにか②に格下げされている。①②とも私は実用書の図書館として利用するため、残り少なくなった小使いを使っている。

もちろん①もそうだが、②の中にすばらしい物があり、その入手により随分と勉強させてもらった。がめついのは仕入れと評価替えであって、105円の本の有難みは古書店の有難さであり、どんな図書館よりも上だ。時には私の書いた本もこの棚に並んでいることがある。別にメンツにこだわるわけではないか、これは全部買い取ることにしている。

さて、恐縮だが、先日この棚で、(a)藤江俊彦氏の『注意力55カ条』講談社(2002年)と(b)佐藤忠氏の『社長の危機管理』産能大出版部(1994年)を見つけこれを購入した。(a)は当学会の幹部で、RM広報の権威者によって書かれたエッセイ風のRM論で、あまり知られていない。しかし大変な力作である。

(b)を引き出すために余計なことを書いた。この本は松下電器出身の経営コンサルタントによって、14年前に書かれた企業不祥事対応書で、その内容はよくまとまっており、今でも十分役に立つ。本書を読んでみて、驚いたことに私見とほとんど同じことが書かれている。

改めて昔を思い出し、佐藤学説と私見を以下に紹介する(同書34頁以下)。

- (1) 経営には「攻め」と「守り」があり、両者のバランスが重要である。攻めるだけの経営は脇が甘くなり、内部管理がルーズになりやすく危険やスキャンダル発生の温床となる。また、浮利を追求したり金儲け第一主義に走り、眼が眩んで足元が不用意になり、危険な社風になる。
- (2) 金儲け第一主義(利益第一主義)の経営の下では企業としての倫理観や良心が失われていくので、職場の綱紀や礼節も失われていく。このような企業が挫折するのは攻めだけの経営に終始して企業の社会的責任と倫理観を放棄した結果である。
- (3) 守りの経営は攻めの経営より苦勞が多く、かつ困難を伴う、不祥事や事故を起こした企業は、守りが弱体で、ただ攻めの経営だけをしてきたことが特徴である。守りの経営を担当する部門の一つとして広報部門があるが、その中には攻めの業務と守りの業務とがあり、そのバランスと調和が必要である。
- (4) 企業不祥事や不測事態に対する対応は企業防衛である。企業防衛には①マクロ的企業防衛と②ミクロ適企業防衛とがある。これは事件がマクロの問題かミクロの問題かによる。①は原油の値上がり、為替相場の変動、カントリー・リスクなど、②は個々の企業の事故でその発生原因は企業内にある。

多くの企業不祥事は結局のところ経営者や企業トップの社会人としての責任と人間としての良心の欠落が原因である。つまり、その原因は経営者の心の中にある。

4. 経営者の心の危機管理

そこで、私はかつて経営者の「心の危機管理」なるものを提唱し、「カウンセリングの物まね男」と批判されたことがある。経営者の心の危機が企業不祥事を発生させることに留意すべきである。

経営者はかりに補佐役がいても、その心の中は孤独であり、多忙ではあるが一人ぼっちの生活を余儀なくされ、裸の王様という立場にある。毎日、大小多くの戦略的意思決定、決断、選択などの激務の中に身を置き、絶えず部下、関係先、マスコミ、監督官庁からの批判にさらされ、心の安まることがない。そのため、余程、ストレス耐性やフラストレーション耐性が強くないと心が蝕まれ、心の悩みに直面する。そのため、アメリカでは経営者用のカウンセリングやコーチングが発達しているようである。

経営者の心の危機管理だの危機管理カウンセリングだのといったやさしい「アメ」みたいなことをいっているが、もちろん「ムチ」も必要である。ムチというまでもなく不正や不祥事を起こした経営者は厳罰に処し、社会的な損害賠償責任を負わせ、経営者として再登場をさせないことだ。会社を倒産させておきながら、倒産企業の経営者が再生企業の経営者に納まることを認める民事再生法には問題が多く、ソーシャル・リスクを肥大化させている。

5. 経営者適性

こんな用語を勝手に使用し、放言めいたことをいっているのは私ぐらいであろう。私という経営者十則のうち最初の2つを記述しておこう。

- (1) 経営者は、経営倫理を十分認識しながら、企業家精神が横溢し、ロマンを追い求める性格でなければならない。それはリスクに対する挑戦を意味するが、決して無定見な巨大化、拡張、越境などを意味しない。あくなき巨大化、多角化、国際化は破滅への道であることを十分承知し、攻撃に重点を置きながらも、攻撃と守成をうまくバランスできるカリスマ的能力を保持していなければならない。
- (2) 経営者は、コンプライアンス意識が強く、直観が鋭く、強運でなければならない。けだし、企業の成長、発展は経営者の強運力に依存し、その運・不運は企業の業績に反映されるからである。つまり、経営者は問題解決力が豊かで、決断と意思決定が速く、かつ適格でなければならない。これはリスクを排除し、ツキを早く呼び込む能力に関連している。

(筆者は関西大学名誉教授、商学博士(神戸大学)、認定危機管理士)

医療費と社会的リスク

中村 典子（レーベン中村典子事務所）

はじめに

ソーシャル・リスク（社会的リスク）は、個人や家庭における個別的危険が集団化、社会化したものであり、危機管理は、対象となるリスク、実施する個別経済主体によって異なる形態をとる¹。

一方、個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスクに対して、国民が相互に連携して支えあい、安心した生活を保障するために社会保険制度が設けられ、被保険者はあらかじめ保険料を拠出し、社会的に定型化されたリスクに陥った場合に保険者から給付が受けられる権利を有する。社会保険制度は、年金、医療保険、介護保険、雇用保険など、社会的セイフティネットを形成する強制保険であるが、少子高齢化などの社会的要因によって制度の持続可能性が脅かされるという、新たな社会的リスクをはらんでいる。

本論では、増え続ける医療費を例に、肥大化するソーシャル・リスクの現状とその背景について、少子高齢化と医療保険制度の持続可能性の観点から考察するものであり、医療費と家計危機管理についても言及する。

1 国民医療費の推移

厚生労働省によると、2007（平成19）年度わが国の国民医療費は33兆4000億円に上り、一人当たり国民医療費は26万2000円である。介護保険制度が施行された2000（平成12）年以降も、わが国の国民医療費は増加し続けている²。

表1 国民医療費の推移

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
国民医療費（兆円）	30.4	30.2	30.8	31.4	32.4	32.4	33.4
一人当たり（万円）	23.9	23.7	42.1	24.6	25.4	25.4	26.2

国民全体の医療費のうち、50%以上が65歳以上の高齢者によるものである。年齢階級別の一人当たり国民医療費は、65歳未満が15万8千円に対し65歳以上は64万4千円と約4倍、さらに75歳以上の後期高齢者の一人当たり国民医療費は79万5千円、65歳未満の医療費のおよそ5倍の水準であり、高齢者の増加は国民医療費の増加を意味すると言えよう³。

2 高齢化と各国の医療費の関係

高齢化率が7%（高齢化社会突入）から14%（高齢社会突入）に至るまでの年数は、フランスが114年、スウェーデンが82年であるが、日本はわずか24年しかかかっておら

ず、他の先進国に比べ非常に早いスピードで高齢化社会から高齢社会へ移行したことがわかる。

先進諸国の高齢化率を比較してみると、我が国は1980年代までは下位、90年代にはほぼ中位であったが、21世紀初頭には最も高い水準となり、世界のどの国もこれまで経験したことのない高齢社会が到来している⁴。

それまでは、最も高齢化が進んだ日本は、先進諸国の中で最も医療費がかさむ国であろうか。

OECD 発表の各国の対 GDP 比から医療費の国際比較を見ると、日本を含めた8カ国すべてに高齢

化と医療費の相関が見られる。ただし、日本では、高齢化の進行に対して国民医療費の伸びはなだらかなのに対し、アメリカ、イギリス、フランスなど、高齢化があまり進行していないのに国民医療費が急激に増加している国が散見される。特に、公的医療保険制度が導入されていないアメリカにおいては顕著であり、民間保険と医療機関相互の競争の中で、医療費が高騰しているためとの見解もある⁵。

日本において、高齢化率が高い割りに国民所得に占める国民医療費の割合が少ないのは、1961（昭和36）年に国民皆保険体制が確立され、当初の被用者10割給付（自己負担ゼロ）から見れば増えたとはいえ、医療期間窓口での自己負担金額が比較的安く抑えられてきたため、早期に治療を受けることで、医療の重症化による給付増を避けられたことが効率的な医療を実現したと考えられる。特に、1973（昭和48）年、70歳以上の高齢者に対して、医療保険の自己負担分を国と地方公共団体の公費を財源として支給する老人医療費支給制度が実施されてからは、高齢者は経済的理由から受診を抑制することなく早期受診、治療が可能になり、わが国の高齢化は大きく進展した。

3 医療保険制度

3.1 医療保険制度の現状と課題

国民医療費の財源は、国、都道府県、市町村が負担する公費が37%、被保険者の拠出する保険料は49%であり、患者自己負担が14%である。保険料の拠出の医療給付のバランスについては世代間の公平性が問題とされている。

わが国の医療保険制度は、主に大企業の被用者を対象とする組合管掌健康保険や、社会保険庁が運営する中小企業サラリーマン向けの政府管掌健康保険などの被用者保険

高齢化とともに高まる医療費（1980年～最新年）

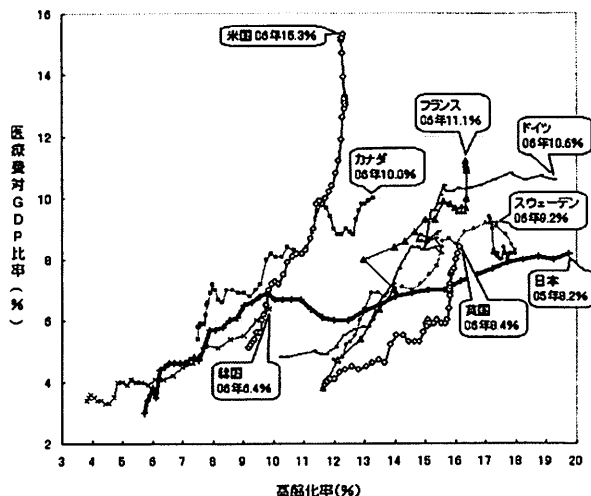


図1 OECD Health Data 2008
高齢化率はWDI Online 2008

と、自営業者や無職者などを対象とする国民健康保険の二本立ての体型を基本としているが、高齢者については、こうした体型を前提とした上で、医療と保険サービスを一体的に提供する仕組みとして市町村が運営する老人保険制度が設けられた。75歳以上は国保、被用者保険に加入して各々の保険に保険料を払いつつ、市町村が運営する老人保険制度にも加入し、給付を受ける。

老人医療制度による医療給付は、市町村、各医療保険者（国民健康保険および被用者保険の保険者）からの老人医療費拠出金および公費で賄われるものであり、高齢者の保険加入率が比較的低い被用者保険にとっては、負担に対する不公平感はぬぐえなかった。

生産年齢で比較したわが国の将来人口は、平成17（2005）年には1人の高齢者1人に対して現役世代3.3人であったが、2055年には、1人の高齢人口に対して1.3人の生産年齢人口という比率になることが推計され、老人保険制度への被用者保険制度からの保険料拠出には限界があることが指摘されてきた。

こうした指摘を受け、2006（平成18）年2月、老人保険法は「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正された。この法律では、40歳以上の加入者に対する糖尿病などの生活習慣病の健診、保健指導を保険者に義務付けるほか、新しい高齢者医療制度が導入され、2008（平成20）年4月施行された。

3.2 新しい高齢者医療制度

3.2.1 後期高齢者医療制度

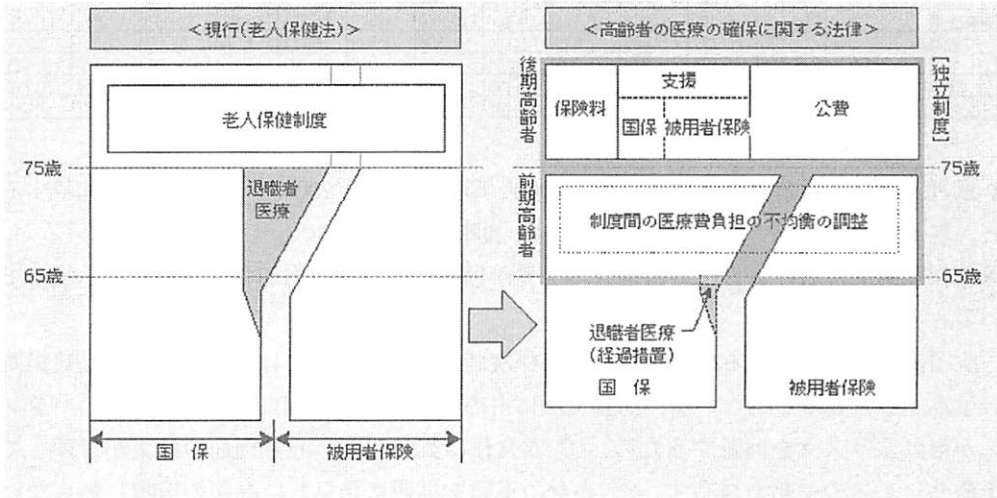
新たな高齢者医療制度では、75歳以上の高齢者は、新たに創設された後期高齢者医療制度に加入することになった。新しい制度では、患者負担を除き公費から約5割、現役世代からの支援として約4割が拠出される他、高齢者から広く薄く保険料1割を徴収する等、高齢者にも応分の負担を課したものであったが、施行以来高齢者の反発を招き、制度の見直しを迫られている。ちなみに後期高齢者医療制度では、従来あいまいであった現役世代からの支援を、国保（約4200万人）・被用者保険（約7100万人）の加入者数に応じたものに改められた。

3.2.2 前期高齢者医療制度

後期高齢者制度の見直しが叫ばれる中、現役世代に負担を強いる新たな制度が導入されている。65歳から74歳の前期高齢者医療への財政支援制度である。この制度は、退職した被用者のほとんどが国民健康保険に加入する中で、保険者間での医療費負担の不均衡を調整するために創設され、国保の保険料（国・市町村）の一部を現役世代の保険料に拠出を求めるものである。従来の「退職者給付拠出金」が、サラリーマンOBを支えるためであったのに対し、前期高齢者納付金は、自営業者など65歳から74歳すべての人の医療費を賄うため、組合管掌健康保険は負担増を強いられ、保険料率の引き上げを検討せざるを得ない状況である。

健康保険組合連合会のまとめでは、2008年度に財政収支が赤字になる組合は、昨年度の約7割から約9割に上昇する見通しである。昨年度の健康保険組合の平均保

図2 新しい高齢者医療制度



保険料率は7.39%、政府管掌保険の8.2%より低い水準であったが、財政悪化により保険料率を上げざるを得ない企業の中には、組合を解散して政管健保に移行する企業があり、「西濃運輸健保組合」はじめ、今後も解散の流れは加速する傾向にある。

社会保険庁の廃止に伴い、2008（平成20）年10月より政府管掌健康保険は、全国健康保険協会（協会けんぽ）に引き継がれ、今後は地域の医療費を反映した都道府県別の保険料率が設定されるが、いずれにしても国費が投入されているため、健康保険組合からの移行が増えれば税負担も増えることになり、国の財政を圧迫する要因になる。

4 医療費と家計危機管理

ファミリー・リスクとは、個人または家庭を対象としたリスクである⁶が、家計における経済活動に影響を及ぼすリスクもファミリー・リスクの一つであり、家計における危機管理対策が必要である。家計危機管理においては、① 家計から支出される保険・医療費の増加、② 医療保険料の増加、の二面から、医療費が家庭経済に及ぼす影響を検討する。

4.1 保険・医療費の増加と家計危機管理

家計調査年報によれば、平成19年の保険・医療支出の平均は、一月当たり13,107円である。年齢階級別では65歳～69歳の家計支出が17,641円と最も多く、40歳未満の若年階級の保険・医療支出の70%も多い額である。70歳以上の医療・保険費が65歳～69歳の階級を下回っているのは、保健医療サービスの窓口における自己負担が69歳以下は3割に対し、70歳以上は高所得者を除いて1割負担であることによるものと推察される。

表2 世帯主の年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出（二人以上の世帯）

	平均	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
保健医療	13,107	9,060	10,995	10,421	10,480	10,350	11,679	11,525	12,020	14,449	17,641	15,246
医薬品	1,725	777	882	939	1,156	1,338	1,529	1,711	1,763	1,839	2,207	2,216
健康保持用預取品	1,126	178	271	331	364	551	969	1,195	1,311	1,387	1,473	1,633
保健医療用品・務月	2,086	3,130	3,303	3,245	2,495	2,149	2,456	2,163	1,752	1,553	1,714	1,947
保健医療サービス	8,170	4,974	6,540	5,905	6,465	6,312	6,726	6,456	7,195	9,669	12,247	9,451

家計支出における保険・医療支出を1963（昭和38）年と2006（平成18）年で比較すると、名目値では12倍、消費者物価の上昇を加味した実質値でも4倍に上昇しているが、医療保険制度における自己負担割合の上昇が保険・医療費を増加させたことを示唆している。

少子高齢化が進行する中で現在の医療保険制度を維持するには、窓口での自己負担割合は高くならざるを得ないが、消費支出に占める医療費の増加による家計収支のバランスが崩れるリスクを回避するため、①衣食住に気を配り、心身両面の健康を管理して医療サービスの受給を減らす、②心身の不調を早期に発見し、高額の医療に頼らないなど、日々の自己管理が重要である。

4.2 非消費支出と家計

家計収入における非消費支出は、勤労所得税などの税金（直接税）と社会保険料からなる。

公的年金保険料、健康保険料などの社会保険料の実収入に対する割合は、平成19年（8.9%）は昭和40年（3.3%）に比べ2.7倍になっている。今後、前期高齢者医療への財政支援など、被用者保険の被保険者が抛出する保険料の上昇は避けられず、社会保険料負担の増加は大きくなる。一方、直接税の実収入に対する割合を見ると、平成19年（7.3%）は昭和40年（5.0%）の1.5倍に増加していることがわかる。今後、組合管掌健康保険から政府管掌健康保険へ移行する企業が増えれば、国庫負担は増し、国民の税負担がさらに重くなることが予想される。

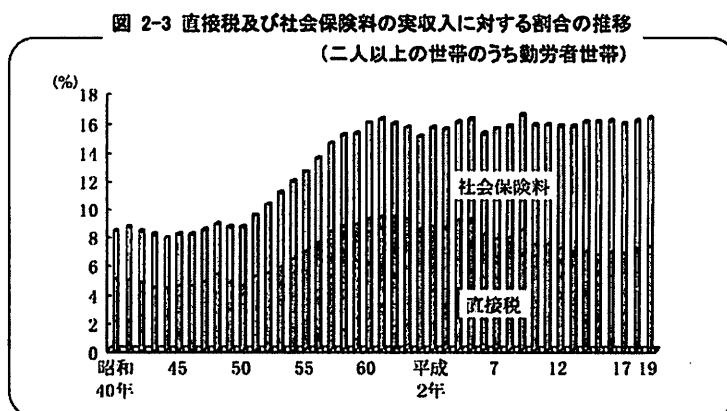


図3 家計の実収入に対する非消費支出の割合

家計危機管理においては、非消費支出の増加により家計の手取り収入が減少することが予想されるため、一家の働き手を増やし、可処分所得を維持する努力が欠かせない。

結 語

わが国が誇る国民皆保険制度が効率的な医療の実現に貢献した結果、高齢化に伴う医療費の増加は他の先進諸国に比べて抑制されてきたことが明らかになった。毎年増加を続けているとはいえ GDP に対して現在9%弱のわが国の国民医療費であるが、医療保険制度が崩壊すればその割合は一気に上昇し、社会的リスクを増大させる。

しかし、現在の医療保険制度を持続可能なものにするためには、家計は更なる窓口自己負担と、社会保険料、税金の負担増を受け入れなければならない。消費支出に占める医療費の増加は、消費の自由度を奪うという家計リスクを生むのみならず、内需現象による GDP の縮小など、日本経済全体への社会的リスクへと連鎖することが懸念される。

医療保険制度を維持し社会的リスクを小さくするためには、高齢者にも応分の負担を求める動きは避けられない。そのためには後期高齢者医療制度などの社会保障改革の必要性を丁寧に説明して高齢者の理解を得ること、また、高齢者が働き続けられる環境を整備して保険料を拠出する人口を確保するなどの取り組みが重要である。

(注)

- 1 亀井利明「ソーシャル・リスクマネジメント論」日本リスクマネジメント学会 2007
- 2 厚生労働省「平成19年度 医療費の動向」
- 3 厚生労働省「平成18年度 国民医療費の概況」
- 4 内閣府「平成20年版 高齢社会白書」
- 5 社会実情データ図録 <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/index.html>
- 6 戸田昭直「ファミリー・リスクマネジメントと家庭財務管理」
(RM双書第20集：会報「危険と管理」第32号)

災害時医療受診リスクとわが国慣習のバランス

竹川 享志 (中京大学)

1. はじめに

わが国は自然災害が数多く存在していることを肯定することを大前提とする。これまで、各地において自然災害は数多く発生しており、その都度プレスによって我々は実体を知ることになるが、およそ阪神・淡路大震災を除けば、都市部の災害という点では近年の被災が少数に留まっているという傾向がみてとれる。

しかしながら、総務省中央防災会議において、予見可能な大災害に備えるよう注意喚起されており、「防災基本計画」¹⁾においては、東海地震と大都市圏に区分され、さらに大都市圏は南関東地域、近畿圏・中部圏と分類されて警鐘が鳴らされていることは既知の事実である。

過去の事例を参考に、現在では3つのシステムが稼働しており、それらは「地震防災情報システム (DIS)」「地震被害早期評価システム (EES)」「応急対応支援システム (EMS)」として開示されている²⁾。

また「大規模地震対策措置法」³⁾も整備されているが、ここでは主に行政による体制について述べられており、国民に対してはこれらの指示に従うことを義務づけているに留まっている。パニック状態は把握されているようで、そのための罰則等も規程されているが、国民の安全や救護、更には医療体制にまでは言及されていない。

そこで、本論文では、特に医療を受けるに当たってのリスクとして「トリアージ⁴⁾制度」を中心に考察してみたい。

2. わが国慣習とトリアージ

幼少の頃からわが国では、「順番に並ぶこと」「早く並んだ人が優先権を持つこと」を習得させられるよう教育される。これ自体は間違いではなく、平常時における日常生活を送る上ではマナー、或いはルールとして定着していて、特に公共交通機関利用時などにみられるように横入りは通念上、マナー違反、ルール違反と受け取られる。

一般の診療所における受付においても、およそこの順番制という慣習は守られていて、先に受付を済ませた人から順番に診察されることがほとんどである。高熱で内科を訪ねた初診であっても、順番を待つ間に座ってられない状態であれば、横になって待つことは許されても、やはり順番通りに診察を受けるということを自然に受容しているという事実がある。

稀に、整形外科などにおいて理学診療⁵⁾を日常的に受けている患者が、診察前に先に呼ばれることもあるが、あくまでもこれは受診とみなさないという範疇で、先に呼ばれる人を許容しているに過ぎないといえよう。同様に、内科等においても、予め受診に先立って検査を受け、診察を待つという状態での混乱は、通常ではあり得ないという認識であろう。

しかし、こと災害時のパニック状態の最中において、いかなる受診形態になるかということを考えてみると、これら通常の受診状態とはまったく異なることは想像するに難くない。つまり、大規模災害発生時には、突然にして同時に大量の負傷者が続出することになるわけで、通常の順番通りに並んでいようと、早く病因に辿り着いた人から順番にという常識を使わない。

ここで使われる受信の順番を決める方法が「トリアージ」という方法である。災害時を想定した避難訓練は実施しても、トリアージについての教育はほぼなされていないという現状を無視できない。ここに、パニックを更に混乱させるリスクが潜在していると考えられるのである。

トリアージは、そもそも軍隊における戦時中の救護における優先順位づけというところから発祥してきたが、わが国においては阪神・淡路大震災の教訓から総務省消防庁によって、トリアージ・タグの書式が規格として統一されている。この様に、同書式が国単位で統一されたのはわが国が初めてであるという歴史をもつ。

これが実践された例としては、大量の負傷者にトリアージが実施されたJR福知山線脱線事故がある。ここでは現場の医師や看護師、そして遺族やけが人の証言からトリアージの実態を伝えるとともに、様々な課題を取り上げられた経緯がある。予め、大規模災害が発生した折にはトリアージを用いるということを認識されていれば、これほどの混乱防御できた可能性が否めないが、実際に動けなくなった被害者をも含めて受信の優先順位をつけるためには「並ぶ」という行為が不可能な事態も発生することを忘れるわけにはいかないのである。

3. トリアージについて

トリアージには「トリアージ・タグ」という札が使われる。厚手の紙を利用し、上部にはゴムで体に装着できるようになっていて、タグの下部には色分けされた4段階のカテゴリーを示す帯を、その状態に応じてタグの端から破ることにより、当該患者がどの程度の分類に属するかを視覚的に即断できるようになっている。

これらの4段階とは、「黒 (Black Tag) カテゴリー0」死亡、もしくは救命に現況以上の救命資機材・人員を必要とし救命不可能なもの。「赤 (Red Tag) カテゴリー。」生命に関わる重篤な状態で一刻も早い処置が必要で救命の可能性があるもの。「黄 (Yellow Tag) カテゴリー」今すぐに生命に関わる重篤な状態ではないが、早期に処置が必要なもの。「緑 (Green Tag) カテゴリー」救急での搬送の必要がない軽症なもの、となっている。

搬送や救命処置の優先順位は、Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→0となる。特に黒タグはその被災者にとって唯一の診療録となり、後に遺族や警察・保険会社などが参照するものであるから、一目で死亡と分かる状態でも被災状況・受傷状況などを記載しておくべきとされる。

つまり、これらの4段階に識別され、優先順位を特定されるというもので、医療関係者や消防（特に救急）関係者には熟知されているようであるが、一般にはどこで教えられるかが非常に不透明な制度であると言っていい。つまり、ただでさえパニック状態に

あるところへ、知らない札（タッグ）を付けられ、その色の順に搬送されていく（或いは受診される）ことが既に定められているのである。

上記4段階を参照され、お気付きの通り「命」という基軸に立って、いかに外傷がないように見えようが、逆に、いかに血流がひどかろうが、救命するためには既に死亡した人よりも、今すぐに手を施さないと、命に危険性が及ぶという角度で優先順位づけがなされる仕組みになっている。

4. 課題

繰り返し述べてきたように、これらの制度がわが国の、どの地域においても全国統一されたフォームで規定されているにもかかわらず、その存在の周知が徹底されていない。避難訓練等が実施されても、そこにトリアージ・タッグが登場することはまずお目にかかれないのが現状である。

本年わが国各地で発生した「ゲリラ豪雨」の被害が大きかったとされる愛知県岡崎消防本部によると、トリアージは複数名の同時被災であれば少人数でも実施しており、過去にも実例があるとの事だが、このトリアージ・タッグの周知には表裏一体となった「周知させるリスク」と、「周知させないリスク」が混在しているという。それらは、理解してもらわなければならないが、トリアージ・タッグの説明をしている時間がないという面と、あまり詳しく知ってしまうことにより、他の人よりも自分を優先的に搬送してもらいたいという利己的な気持ちから、勝手にタッグを自分で破り、先に受診してもらおうという行動に繋がったケースがあるというのだ⁶。

また、死亡判断の出来ない（判定を下す事が許されない）救急救命士には、トリアージで「黒」を付ける判断が難しい、心理的な負担が医療関係者以上に大きい等の問題がある。

5. 結びにかえて

災害により、負傷することを前提にした議論になる本件課題ではあるが、自然災害からは逃れることは不可能であり、人命と、わが国における習慣（優先順位の問題）において、例外となる事象であることは明らかであろう。このような事態にいつ、誰が遭遇するかもしれないというリスクを背負った状況下において、正しい知識と正しい運用が今後の課題としてまず取組まれるべきであることを提言したい。

日々救命の現場で働く看護師や救命士の方が訓練を受けていない医師よりも迅速・確実な判断ができる事は明らかであるが、絶対的劣勢の災害現場では「黒」はすなわち「死亡」として切り捨てる判断に実質上なりえる事は否めない。2004年8月9日に福井県の美浜原子力発電所において発生した重大労災事故（10数名死傷）においても、救出時に心配停止状態だった4名には「黒」の評価が現場でなされ、救急搬送はされなかった（のちの検死により、この4名は即死状態で蘇生不可能だったことが判っている）。

いずれにせよ医師の配置や再トリアージの基準などについての徹底したガイドライン作りと、法的解釈の明確化の推進が不可欠なのはいうまでもなく、実際トリアージが行

われた場合、美浜原子力発電所の事故のように「トリアージの判断に問題はなかったのか」という検証が求められる。

更に現場の声としては、心身衰弱している真に救命が急がれる人よりも、むしろ軽症の人の方が大きく声を発することができるといった状態があるようだ。これらの耳を貸さないわけではなく、理解を求めている状態でもない時に活躍するはずのトリアージが、今後の企業・行政・家庭（個人）におけるリスクマネジメントの一部として取り上げられ、更なる研究によって1人でも多くの理解者を得ることでパニック状態からの後に、有効な対策として社会的認知を受けるようにしていきたいものである。

注記

- 1 総務省中央防災会議 HP <http://www.bousai.go.jp/kazan/sinkasai/images/s30101.jpg>
- 2 総務省中央防災会議 HP <http://www.bousai.go.jp/kazan/sinkasai/s308.htm>
- 3 昭和53年6月15日法律第73号。最終改正：平成11年12月22日法律第160号。
- 4 トリアージ (Triage) は、人材・資源の制約の著しい災害医療において、最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定すること。語源はフランス語の「triage (選別)」から来ている。適した和訳は知られていないが、「症度判定」というような意味。なお、一般病院の救急外来での優先度決定も、広義のトリアージである。識別救急 (しきべつきゅうきゅう) とも称する。(フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)
- 5 理学療法 (りがくりょうほう、physiotherapy, physical therapy) とは身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。その治療手段としてボバース法、PNFなどが用いられる事がある。理学診療の中には、大きく分けて、運動療法と物理療法がある。(フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)
- 6 岡崎市中消防署本署指揮調査二係 消防司令長 中根俊彦氏、岡崎市中消防署本署救急二司令 消防司令 浅野圭三氏より同署にて直接聴取。

日本の公的年金保険制度のリスクに関する考察

疋田 秀裕（社会保険労務士）

1. はじめに

今日、社会保険庁の年金に関する管理業務の問題が続々と表面化し、世間を騒がせている。2008年10月時点では、厚生年金保険の標準報酬月額改ざん問題が新聞記事に報道されている。

筆者は本稿において、この厚生年金保険の標準報酬月額改ざん問題を通して日本の公的年金保険制度（以下、公的年金制度）に潜むリスクについての考察を行い、今後の公的年金制度のリスクマネジメントを考える契機となるべく論じてみたい。

2. 公的年金制度

公的年金制度のリスクについて考察する前に、公的年金制度について簡単に論じておく。年金制度には公的な年金と私的な年金とがある。この公的な年金を前提とした制度が公的年金制度である。公的な年金とは、日本国家が原則として全国民を強制加入させ、全国民の老齢、障害、死亡という事故が生じた場合に保険給付を行う社会保障の一環のことである。この公的な年金には全国民の働き方や生活様式に合わせて、国民年金、厚生年金保険、共済年金という種類がある。本稿ではこの公的な年金の内、厚生年金保険を考察の中心とする。

対して私的な年金とは、生命保険会社が扱う養老年金などの民間企業が運用する年金のことである。この私的な年金は今日の社会保険庁が世間を騒がせている公的年金制度には含まれず、本稿の考察の対象とはしない。

3. リスク

公的年金制度の内、厚生年金保険を考察の中心に捉えることは前項で論じた。ここでは、厚生年金保険を通してリスクを考察する前に、どのようなリスクについて考察するのかを明らかにしておきたい。

亀井利明監修、上田和勇・亀井克之編著（2004）の『基本リスクマネジメント用語辞典』によれば、リスクには大きく分けて2つの定義がある。1つは発生すれば損失のみしか生じないリスク、すなわち純粹リスクとよばれるものである。もう1つは損失と同時に利益やチャンスの発生可能性があるリスク、すなわち不確実性とよばれるリスクである。筆者が本稿において考察するリスクは前者のリスク、すなわち損失しか生じない純粹リスクのことである。

今日、世間を騒がせている社会保険庁の厚生年金保険の標準報酬月額改ざんに関するリスクには、後述するが厚生年金保険加入者（法的には被保険者という）の年金額が減額されるという損失が発生する。この損失に焦点を合わせたリスクについて本稿では論じるものであり、例えば今日の日本社会は少子高齢化社会であり、将来の公的年金が受

給できるか分らないという不確実性に焦点を合わせたリスクについて論じるものではないということをごここでは明らかにしておきたい。

4. 厚生年金保険の標準報酬月額改ざんに見るリスクの考察

2008年10月3日付の日本経済新聞の夕刊記事によれば、厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に引き下げられた件数が75万件に達し、これらが改ざんされた疑いが持たれているという。標準報酬月額とは厚生年金保険において、保険料の金額を決定し、将来の厚生年金保険から受給する年金額の計算の基礎となるものであり、厚生年金保険の加入者の月収に応じて決定されるものである。この標準報酬月額によって保険料が決定されるのであるが、保険料率は一律であるため、月収が高い加入者ほど保険料が高くなるように設定されている。そして、この保険料の半額を加入者（事業主や従業員）の給与から源泉控除し、残りの半額を企業が負担する規則となっている。

この標準報酬月額の改ざんを社会保険庁（実際の事務手続きの執行役は社会保険事務所）から話を持ちかけられた事例が2008年10月5日付の日本経済新聞の記事に掲載されている。企業は加入者である従業員の給与から源泉控除した保険料と合わせて企業負担分を社会保険庁へ納付しなければならない。ところが、企業の業績が低迷した場合、この保険料が支払えないケースが出てくる。企業が保険料を滞納し続ければ、社会保険庁の保険料滞納額が増加し、放置出来ない問題となる。社会保険庁は企業が保険料を滞納した場合、企業の資産を差し押さえることが出来るが、仮に資産の差し押さえをしてその滞納した企業が破産した場合には、結果として厚生年金保険の加入者である従業員を路頭に迷わすことになる。また、滞納した企業の実態調査をするために社会保険事務所の職員を使うマンパワーが不足している問題が現実にはある。

保険料の徴収を強制した結果、企業が実際に破産されては今後の保険料収入が入って来なくなり、その企業に勤めていた従業員も路頭に迷う。また、企業が業績低迷ではなく、故意に保険料を滞納していないかどうかの実態調査をするほど社会保険事務所の職員が不足しているという現実があるならば、滞納となっている保険料を徴収という方向へ持っていくには、企業に標準報酬月額を低い金額への改ざんを指導するというのが一番手っ取り早いという社会保険庁側の結論であったと考えられる。しかし、本来の標準報酬月額から低い標準報酬月額に改ざんされれば、厚生年金保険に加入している従業員が将来に受給出来る年金額が減額されてしまうリスクが発生する。社会保険庁と企業側の一時の都合で標準報酬月額が低く改ざんされれば、そのリスクの引き受け手は従業員となるのだ。

また、今回の標準報酬月額の改ざんの新聞報道には触れられていないが、厚生年金保険には全ての法人企業（以下企業）は加入しなければならない義務がある。ところが、現実には故意に厚生年金保険に加入手続きを取らない企業が多いのである。筆者は社会保険労務士として行政からの依頼で2005年に厚生年金保険への加入手続きを取らない企業を訪問し、加入勧奨業務に携わったことがあるが、厚生年金保険加入後の保険料負担に耐えられないことを理由に加入手続きに同意して頂けなかった経験がある。今日の標

標準報酬月額改ざんの報道が大きく取り上げられれば取り上げられるほど、本来は強制的に加入手続きを取らなければならない企業が最初から加入を見送った方が面倒なことにはならないと安易に判断されることも筆者はリスクと見ている。企業が業績低迷時に保険料が払えなくなり、その時に滞納に陥らないために社会保険庁と合意の上で標準報酬月額を改ざんしたことが咎められるくらいなら、最初から厚生年金保険に加入手続きを取らない方が後に面倒なことにはならない。このような企業が増えると、本来は厚生年金保険に加入手続きを取らなければならない企業が加入手続きを怠っていき、厚生年金保険制度の空洞化が生じてしまう。また、厚生年金保険の加入手続きを怠った企業に勤務する従業員は国民年金に加入せざるを得なくなる。国民年金の加入者は厚生年金保険の加入者よりも将来に受給できる年金額が少ない（国民年金と厚生年金保険の制度の違いについては紙数の関係上、その詳細には触れない）。

5. おわりに

検討してきた厚生年金保険の標準報酬月額改ざんに見るリスクには、加入者である従業員が将来受け取る年金額が減額されてしまうこと、さらには最初から保険料負担を嫌った企業が厚生年金保険への加入手続きを怠ることによる国民年金加入者の増加を引き起こし、結果として厚生年金保険制度の空洞化と厚生年金保険よりも低額な国民年金からの受給に頼らざるを得ない従業員を増加させてしまう点があげられる。このようなリスクを克服する公的年金制度のリスクマネジメントの構築には、保険料を納付する企業と従業員の負担能力に見合った配慮が必要である。例えば、企業ならば利益に対して法人税が課されるが、厚生年金保険料は企業の利益に関係なく法定福利費として費用計上しなければならない点を改められれば良い。また、従業員ならば月収50万円の方が月収30万円よりも保険料負担が大きい、可処分所得は月収50万円の方が少ない可能性がある。扶養家族の有無や住宅ローンの有無によって負担能力は月収の金額だけでは分らない。可処分所得に応じた保険料負担に改められれば良い。

この提案は年金財政を考慮に入れてはいないが、現実を考慮した検討価値のある提案であると筆者は考えている。

参考文献・資料

亀井利明監修、上田和勇・亀井克之編著（2004）『基本リスクマネジメント用語辞典』同文館出版、pp. 128 - 129.

日本経済新聞 2008. 10. 03 付夕刊 1 面記事

読売新聞 2008. 10. 03 付夕刊 1 面記事

日本経済新聞 2008. 10. 05 付 3 面記事

医療リスクと紛争処理

— 大阪地裁・医療メディエーターの取り組み —

川崎 和治（沖縄大学）

1. はじめに

最高裁判所事務総局が公表する「医事関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間」¹⁾によれば、平成10年中に全国の裁判所に新たに提起された医事関係訴訟事件の新受件数が632件であったのに対して、平成16年中の新受件数は1,110件と増加の一途をたどっている。その後、999件（平成17年）、913件（平成18年）、944件（平成19年）と、やや減少傾向に転じているものの、相変わらず1,000件の大台に迫る勢いをみせている。平成3年当時の新受件数が350件程度であることを考えれば、医事関係訴訟の増大傾向は明白といってよい。このような増加傾向を受けて、平成13年4月には、東京地裁や大阪地裁には、医事関係訴訟を集团的に取り扱う医事事件集中部が新たに設けられた。その後も、千葉、名古屋、福岡などの各地域にも設置が広がっている。また、近時、医療者側と患者側の間に立って橋渡しをする医療メディエーターの動きも始まった。本講は、医療事故の紛争処理に対するこの様な動きについて、私見を交えながら紹介するものである。

2. 医療事故への対応

医療にまつわる事故が発生したとき、患者側の対応としてはどの様な対応が考えられるのか。まず考えられるのは、医療者側との交渉である。このとき、医療者側に対して、事故の詳細な報告を求めようとするのは当然のことであり、また、事故発生後の対応についても詳細な事実を聞きたいと願うであろう。しかし、一般論としては、医学の専門知識をほとんど有していない患者側にとって、医療者側が提供する治療行為等の説明は難解なものであろうことは容易に想像がつく。さらには、医療者側は、できる限り自らにとって不利になるような情報は伏せておきたいという心理が働くであろうことも否定できない。このような状況に鑑み、医療者側の説明は、患者側の理解を得られにくい場合が少なくないであろう。

患者側は、どの様な状況下で当該事故が発生し、それに対してどの様な処置がなされたのかという点に対する、納得のいく説明を切望している。これに対して、医療者側は、自己防衛或いは当該事故が訴訟に発展することを防止するという命題が先行するため、曖昧な説明に終始することもあるだろう。患者側にとっては、納得も理解もできないまま、医療者側との交渉を続けざるをえなくなる。もっとも、医療者側の患者側に対する真摯な対応によって、患者側の納得・理解をえることができ、訴訟に発展することなく収束する場合も存在する。

しかし、患者側の納得を得ることができず、当該事故の処理が裁判所に移されると、本件訴訟は、医療訴訟という特別な訴訟類型を構成するものではなく、通常の民事訴訟という一般類型の中で処理されることになる。しかし、医療訴訟の場合、金銭消費貸借

や相続といった日常的な問題に比して専門性が高いことから、審理の長期化をはじめとする多くの課題を抱えることになる。すなわち、裁判所も患者側も医療に関する専門知識が十分ではないため、当該事件の状況や問題点を把握するのに多くの時間と労力を要することになる。また、カルテをはじめとする医療行為に関する情報が医療者側に遍在することに伴い、医療者側の協力が得られない限りは、その把握が困難となる場合が多い。さらには、鑑定を利用することが多い医療訴訟においては、鑑定に要する時間の長さも問題になってくる。

3. 医療事故処理に対する取り組み

以上のとおり、医療事故発生から訴訟に至る間の交渉も、事件が裁判所に係属した後も、患者側にとっては苦しい対応が待ち受ける結果となっている。証拠の医療者側への遍在という実情によって、あるいは医療行為そのものが高度に専門化した領域であることによって、さらには医療者側の堅固な守りによって、事実解明が不十分となり、本来、救済されるべき者が救済されないという帰結は回避されねばならない。

このような問題に対して、ここでは、事件が裁判所に係属した際の大阪地裁の取り組みと、近時、注目を浴びつつある医療メディエーターについて紹介する。

上記のような問題を克服し、迅速かつ充実した審理を可能とするために、大阪地裁では、医療事件集中部を新たに設けることにより、様々な工夫をしている²⁾。大阪地裁の医療事件集中部の取り組みの概要は以下の通りである。

① 診療経過の一覧表の利用。これは、時系列に沿った診療経過をまとめたものであり、症状・所見、診断、検査、治療といった項目について医療者側に作成させた後、患者側は、これに対する認否や反論を記載していくものであり、これによって診療経過についての共通認識がもたらされる。

② プロセスカードの利用。プロセスカードは、裁判所が作成した後に当事者に渡されるものであり、各期日毎に議論されたことや、次回期日までに当事者が準備すべきこと等が記載されている。これにより、計画的な訴訟進行が容易になる³⁾。

③ 争点整理案の積極的な活用。これは、期日における議論を基礎として、争点処理がある程度のまとまりを持った時点で、裁判所が作成した争点整理案を当事者に示し、さらに当事者間で議論を重ねることによって完成されたものである。当事者間における争点についての共通認識の形成と同時に、証拠調べに際しても争点について絞り込んだ的確な尋問が可能になるという利点がある。

④ 当事者の協力と理解。これは、医療訴訟に限らず、他の訴訟領域についても同様であるが、とくに医療訴訟において①乃至③の取り組みが上手くいくためには、両当事者の協力と理解が不可能となる。

もう一つの取り組みとして、医療メディエーターの活動があげられる。医療メディエーターとは、医療事故が発生した場合に限らず、患者側と医療者側との間における意見の食い違い等、両者の紛争に対して、医療期間内で、中立的な立場から、両者間の対話促進と関係再構築を支援する者（医療対話促進者）である⁴⁾。日本医療メディエーター

協会によれば、この取り組みはわが国においても次第に浸透してきており、アメリカ・イギリスをはじめとする世界共通の動向であるという。わが国同様、諸外国においても、医事関係訴訟の増加傾向によって、医療者が自らの防衛のために危険率の高い医療行為を控えたいとする医療の萎縮化危惧されている。そのことは、患者側にとっては、必要な医療行為を受ける権利が阻害されることに他ならない。このような状況が進行すると、医療は崩壊せざるをえない状況に陥ってしまう。そこで、諸外国においては、裁判所以外の機関がこの紛争処理を行うことを目的とするADRの整備が進んでいる。

医事関係訴訟については、一般的な訴訟リスク（たとえば、時間がかかる、お金がかかる、精神的負担が大きいなど）意外にも、①どの様な判決が下されても、両当事者間には感情的なしこりが残り、②医療行為から事故発生までの全体が不明なまま訴訟が終結する可能性が高い、また③個別具体的な事故であるために、当事者である医療者側にとっての再発抑制にはなっても、医療全体としての再発抑制にはつながらない、といった問題が残ることになる。ここで着目すべきは、患者側の「納得」をどの様に得るか、という問題である。そこで、医療期間内に医療メディエーターを配置し、かつ患者側と医療メディエーターとが適時に呼応することによって、患者側への適切な対応が可能になり、情報や援助を受けることができるようになる。そのため、医療メディエーターには紛争処理に向けた技法を修得した者が配置されるべきである。

4. まとめ

平成20年3月の日本メディエーター協会発足に続き、8月には沖縄支部も設立された。医療メディエーターの活動は動き出したばかりであり、今後の動向が注目される。大阪地裁の取り組みとは異なり、医療メディエーターは訴訟前の問題処理を念頭に置いており、患者・医療者側双方に、より多くの利点をもたらすことが期待される。そのため、医療メディエーターの意義をどこに求めるのか、ADRとの関係をどの様に捉えるのか、またどの様な権限を与えるのかといった根本的な議論をさらに深めることが要求されている。

註

- 1) http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/izikankei/toukei_01.html
- 2) 大阪地裁の医療訴訟に対する取り組みについては、さしあたり、http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/medical/02_02_soutenseiri.html を参照。
- 3) プロセカードは、東京地裁が平成12年4月ころに提唱したものであり、現在では、各地の裁判所で利用されるようになっている。
- 4) <http://www.jahm.org/toha.htm>

(筆者は沖縄大学法経学部准教授、認定危機管理士)

諮問と答申

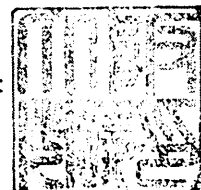
産科医療補償制度について

大健福第 3839 号

平成 20 年 11 月 21 日

大阪市国民健康保険運営協議会
会長 亀井 利明 様

大阪市長 平松 邦夫



平成 20 年度大阪市国民健康保険事業にかかる諮問について

標題について、大阪市国民健康保険条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり諮問します。

記

1 内 容

出産育児一時金の支給額を、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の改正に準じ、3 万円増額する。

ただし、健康保険法施行令が、産科医療補償制度等に加入する医療機関等において出産した場合のみ増額するとされたときは、これに基づくものとする。

2 理 由

平成 21 年 1 月 1 日からの産科医療補償制度の創設・施行に伴い、妊産婦の出産に要する費用負担の増加が見込まれるため。

3 実施予定時期

平成 21 年 1 月 1 日から

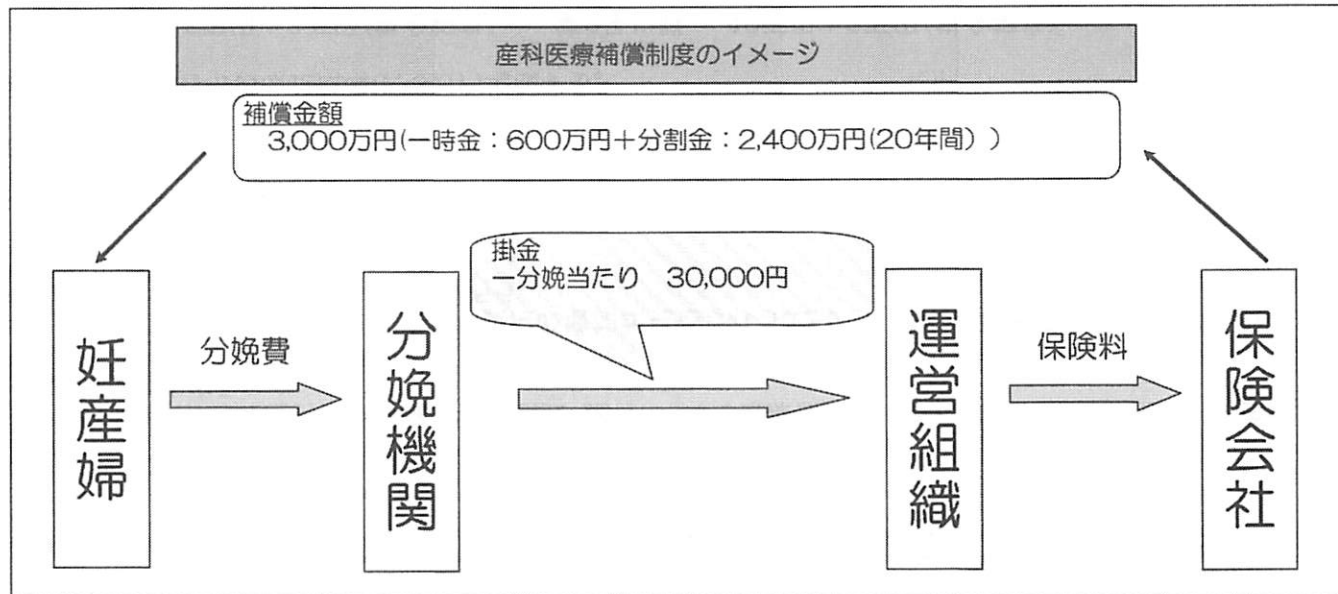
産科医療補償制度の概要（平成21年1月より）

○ 制度の目的

- ・産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能を併せ持つ制度として創設。

○ 概要

- ・分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- ・分娩機関は、補償金の支払による損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。
- ・補償対象者は年間概ね500～800人と推計されている。



出産育児一時金支給額の改定について

- 平成21年1月1日からの産科医療補償制度の創設・施行に伴い、医療機関において、当該制度の保険料(掛金)に相当する新たな負担が発生する。
- このことにより、妊産婦の出産に要する費用負担の増加が見込まれることから、健康保険法施行令の改正に準じ、出産育児一時金の支給額について、3万円の増額を行う。

○ 改正の内容

- ・ 健康保険法施行令の改正に準じ、3万円増額する。

第1子 35万円+3万円(掛金相当) 第2子以降 40万円+3万円(掛金相当)

※ ただし、健康保険法施行令が、産科医療補償制度等に加入する医療機関等において出産した場合のみ増額するとされたときは、これに基づくものとする。

○ 改正の時期

12月市会で条例改正を行い、平成21年1月以降の出産分から適用する。



平成20年11月21日

大阪市長 平松邦夫様

大阪市国民健康保険運営協議会
会長 亀井利明



平成20年度大阪市国民健康保険事業について

平成20年11月21日付け大健福第3839号により諮問のありました事項につ
いて、次のとおり意見を付して答申します。

大阪市国民健康保険運営協議会答申

1 はじめに

平成21年1月1日より、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として産科医療補償制度が創設・施行され、当該制度に加入する医療機関等においては、補償金の支払による損害を担保するため運営組織（財団法人日本医療機能評価機構）が契約者となる損害保険に加入し、保険料（掛金）を負担することとなる。

そのため、妊産婦の出産に要する費用について、掛金相当額（3万円）の費用負担の増加が見込まれることから、国においては、健康保険法施行令の改正を行い、出産育児一時金の支給額の見直しを行う予定である。



当協議会としては、以上のような平成21年1月1日からの産科医療補償制度の創設・施行に伴う、分娩費用に係る費用負担の増加を踏まえ、平成20年11月21日付大健福第3839号をもって大阪市長から諮問のあった事項について、次のとおり意見を付して答申する。

2 答 申

市長から諮問のあった1点、

- (1) 出産育児一時金の支給額を、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正に準じ、3万円増額する。

ただし、健康保険法施行令が、産科医療補償制度等に加入する医療機関等において出産した場合のみ増額するとされたときは、これに基づくものとする。

については、平成21年1月1日からの産科医療補償制度の創設・施行に伴い、妊産婦の出産に要する費用負担の増加が見込まれることから、妥当であると考え

る。



3 意 見

- (1) 産科医療補償制度については、国において、引き続き検討が進められているところである。そのため、次回開催予定の当協議会において、本市の改正内容並びに当該制度の実施状況について報告を求める。

刃物使用事件（通り魔事件）と危機管理対策について ～事件発生とその対応～

竹本 恒雄（富士火災顧問）

1. 企業における「危機管理」（リスク・マネジメント）

現代は「危機管理」の時代であるといわれている。企業における「危機管理」とは、企業をとりまく、さまざまな危険発生を予知・予防することであり、かつ発生した場合は速やかに被害の拡大防止を図ることである。

「危機管理」は、知識より意識ということであるといわれている。どれだけ知っているかではなく、どれだけやれるかが問われ、「理屈より実践」であるといわれる。

企業の店舗等で事件に対応するため「防犯機器」（防犯資器材）を如何に充実させても、それを運用するのは人であり、社員の共通認識が必要である。それがあって、はじめて防犯機器の効果が期待でき、犯罪の発生を予防し、発生した場合に犯罪を防止することができるのである。

そのため、教育・訓練を行い、研修会などを開いて、社員全員に、企業をとりまく社会情勢、犯罪情勢・対応策などを正しく認識させ、その向上を図ることが大切である。

2. 事件発生の現状

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

ア 刑法犯の認知件数

刑法犯の「認知件数」（被害届数）は、平成8年から平成14年にかけて、7年連続で戦後最多の記録を更新し続け、平成14年には285万件を突破した。その後、平成15年から減少に転じ、平成19年中は前年から約14万件（6.9%）減少し19万8,836件と、10年ぶりに200万件を下回った。しかし、減少したとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代を大きくこえる水準にあることに変わりなく、情勢は依然として厳しい状況にある。

イ 刑法犯の検挙件数

刑法犯の「検挙件数」は、平成5年から平成11年にかけて70万件台で推移していたが、平成12年から平成14年にかけて50万件台に落ちこんだ。平成15年以降は60万件台で推移しており、平成19年中は60万5,358件となった。

ウ 刑法犯の検挙人員

刑法犯の「検挙人員」は、平成9年以降は30万人台で推移している。平成13年から平成16年にかけて毎年連続して増加していたが、平成17年から減少に転じ、平成19年中は36万5,577人であった。

エ 刑法犯の「検挙率」

刑法犯の「検挙率」は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、平成13年には19.8%と戦後最低を記録した。しかし、

平成14年以降は毎年連続して上昇し、平成18年には7年ぶりに30%を超え、平成19年はさらに上昇して31.7%（前年比0.5ポイント増）となっている。

(2) 重要犯罪の発生・検挙状況

刑法犯の中で「重要犯罪」とは、全治1か月の傷害を負った被害者、殺人・強盗・放火・強姦・略奪誘拐・人身売買および強制ワイセツなどである。

「重要犯罪」の「認知件数」は、平成11年以降、強盗と強制ワイセツを中心に急増したが、平成16年から減少に転じ、平成19年中（1万6,922件）も前年より減少した。「検挙件数」および「検挙人員」は、増加傾向にあったが、平成16年から減少に転じ、平成19年中の「検挙件数」（1万0,181件）および「検挙人員」（8,315人）は前年より減少した。また、「検挙率」は、平成11年以降、急激に低下したが、平成15年から上昇に転じ、平成19年中は60.2%（前年比0.8ポイント増）と、平成12年以来、7年ぶりの60%台に回復した。

その中で「殺人事件」の「認知件数」は平成16年以降減少しており、平成19年中は戦後最低の1,199件となった。また、平成19年中の「検挙件数」（1,157件）および「検挙人員」（1,161人）もいずれも前年より減少したが、「検挙率」は96.5%と、刑法犯検挙率が過去最低に落ち込んだ平成13年と比べ、高い水準を維持している。

（注）「凶悪犯」とは警察の「犯罪統計規則」で警察関係の統計上、刑法典上の各犯罪を凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦）、粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯・その他の6種に分類されている。

(3) 刃物使用事件発生・検挙状況

平成20年上半期の殺人事件の「認知件数」は649件で、前年同期と比べ63件増加している。

その中で「通り魔事件」は、平成13年6月に起きた大阪府池田市内の大阪教育大学附属池田小学校で児童8人が男から包丁で刺殺、教師を含む15人が重軽傷を負った「児童殺傷事件」が起き、大きな社会問題となった。通り魔事件は、6年間の認知事件が199件で、平成20年上半期の、通り魔による殺人・殺人未遂事件の認知件数は5件で前年同期より2件増加している。この種事件は何故か、新たな事件を誘発する「素因」をもっている。

(4) 平成20年に入り主な刃物使用事件

発生日時	発生場所	犯行の概要	犯行動機
1月5日午後3時20分ごろ	東京都品川区平塚の戸塚銀座商店街	高校2年の少年(16歳)包丁で通行人5人を襲い2人軽傷	家庭・学校での人間関係の悩み
3月22日午前11時5分ごろ	茨城県土浦市のJR荒川沖駅前	別件・殺人事件で手配中の無職の男(24歳)が刃物で通行人ら8人を刺し、1人死亡・7人が重軽傷	別件・殺人事件で指名手配を受け自暴自棄
6月8日午後0時30分ごろ	東京都千代田区秋葉原の歩行者天国	派遣社員の男(25歳)が、トラックで突っ込んだ後、ナイフで通行人ら17人を刺し7人死亡・10人重軽傷	職場解雇など環境に不満
7月22日午後9時40分ごろ	東京都八王子の京王八王子駅ビル、ショッピングセンター内書店	会員の男(33歳)が書店に入り、出刃包丁でアルバイト店員と客2人を刺し、1人死亡・1人重傷	仕事がかたくなに悩む
7月28日午後7時30分ごろ	神奈川県平塚市のJR平塚駅東口	パート従業員の女(34歳)がナイフで通行人7人に切り付け、6人軽傷	精神異常

3. 事件発生の社会的背景

事件発生後、社会的な原因を探ろうとする構図が強まっている。「動機」や「犯行」の引き金となった原因を究明し再発防止に役立てることが必要である。

(1) 都市化構造の変化

社会は都市化現象が進み、就労構造の変化の中で社会としての包容力が弱化している。連帯感の欠如など地域力の低下が進み、いわゆる「社会格差」が広がり多様化しつつある。

(2) 家庭環境の変化

親子間の存在と自立をめぐる考え方も変わり、総じて、幼稚化している傾向にあり、家庭教育も欠如している。

(3) ライフスタイルの変化

情報化時代の中で、テレビ・ゲーム機などの影響を受け、ゲーム化と暴力との関連性は残虐なものばかりで、テレビドラマ、ゲームや映画、雑誌などの影響で暴力・殺人など抵抗性が低下している。

(4) 人間関係の希薄化

人間関係が希薄化になる世相を背景に淡白な交際・関係が好まれ、無関心をことさら装ったり、世話焼きを手控える風潮が強くなる。

(5) 社会への反発

かつて変質者の犯罪とされていた、「通り魔」事件で逮捕されることを覚悟で、社会へのうっ憤をはらそうとする「自爆テロ型」の犯行が目立っている。

(6) 動機が不明確

社会への不満を背景にした「通り魔」事件は模倣犯を誘発している。ワイドショ

一を独占しようと、自己顕示欲が強く、殺す人は「だれでもよかった」「世間に不満があった」など、人を殺すことで目立つとし、その犯行動機が不明確である。

4. 現行犯逮捕とその根拠

刑事訴訟法に、現在犯行をおかしている犯人や、犯行直後の犯人は、誰でも「現行犯逮捕」できると定められている。したがって、社員であっても逮捕は出来るのである。「現行犯逮捕」については、

(1) 現行犯逮捕の根拠（刑事訴訟法第213条）

刑事訴訟法は、犯罪者を逮捕したり、刑罰を科したりするときに憲法第31条の規定により、必要な手続きを定めている法律で「現行犯犯人は、何人でも、逮捕状なくして、これを逮捕することができる」と規定している。

(2) 現行犯逮捕後の措置（刑事訴訟法第214条）

一般人が現行犯人を逮捕した場合は、「直ちに警察官に引き渡さなければならない」と規定している。

5. 銃砲刀剣類所持等取締法

(1) 定義（法第2条2項）

刀剣類とは、「刃渡り15センチメートル以上の刀、剣、やりおよびなぎなた、並びにあいくち45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛び出しナイフ」としている。（銃刀法が改正される予定～ダガーナイフを「刀剣類」に指定、所持許可要件の厳格化、欠格期間の延長など）

(2) 所持の禁止（法第3条）

危害予防上の必要からすべての者に対して、特定の場合（例えば業務上必要）を除いて、刀剣類の所持の禁止を規定している。

(3) 刃物携帯の禁止（法第22条）

正当な理由による場合を除いて、刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止を定め、さらに刃体の長さが8センチメートル以下のはさみもしくは折りたたみ式のナイフ等については、その適用は除外する。「刃物」とは、その両刃の硬質性の用具で刀剣類以外のものをいう。「正当の理由による場合」とは、例えば登山のため、必要な登山ナイフを携帯する場合などをいい、護身用として携帯するような場合は正当な理由があるものとはいえない。

「携帯」とは、日常生活を営む自宅あるいは、居室以外の場所で自己の身近近くに置いて、事実上その支配下においていることをいう。

6. 軽犯罪法

この法律は、国民の日常生活における身近な道徳規律に違背する比較的軽微な犯罪と、これに対する刑罰を規定したもので、凶器の携帯など33の類型について定めている。

第2号「凶器携帯の罪」

「正当な理由がない」のに容易に人の殺傷に使用されるような器具を隠し携帯することが、人の生命・身体に対する危害犯に結びつきやすいことに着目してそのような抽象的、危険性のある行為自体を禁止することとしたものであり、実質的には、銃砲刀剣類所持等取締法（第22条）の補充的な意味を有する。

7. 正当防衛と緊急避難

「正当防衛」と「緊急避難」は刑法に定められている。

(1) 正当防衛と過剰防衛

急激に自分自身や他人が襲われ、即座にその侵害から遁れるために行った行為は、「正当防衛」と認められる。その際に実力行使が過剰になってしまい、必要以上の防衛をしたと認められるものは、「過剰防衛」になり罰せられることになる。

(2) 正当防衛の要件（刑法第36条）

- ① 他より急迫した不正な利益侵害が行われること
 - その侵害が急迫なものであること
 - その侵害は不正なものであること
- ② 以上のような侵害行為を排除して、自己または他人の権利（利益）を防衛するものであること
- ③ 防衛行為が、やむことを得ざるために出たものであること

(3) 緊急避難の要件（刑法37条）

「緊急避難」は正当防衛より厳しいもので、違法でない行為や自然災害によって生ずるさまざまな利益侵害の現象が見られた場合に認められる。

- ① 自己または他人の生命・身体・自由もしくは財産に対する現在の危難であること
- ② その危機を避けるためにした行為であること
- ③ 避難行為が、やむことを得ざるために出たものであること
- ④ 避難行為から生ずる害が、防ごうとする害の程度を越えないこと
- ⑤ 緊急避難の要件に当てはまる場合でも、このような危機を甘んじてうける業務上特別の義務のある者については緊急避難は適用されない

8. 企業としての対応策

大型店舗などで刃物使用事件が発生した場合、企業においてどのような対応策をとることが必要であるか、危機管理上、検証してみることにする。

(1) 事前対策

ア 基本方針の確立

刃物使用事件（以下・「危機事案」）が発生した場合、または、発生するおそれがある場合、社員等が被害者になる場合がある。これらに対処する方法に誤り

があれば、社会的な信用を失墜させ、企業の存続の危機に至らしめる可能性も考えられ、全社員が「危機管理」に対して高い意識を持ち、万一の場合にも適切な対応が取られるようにしなければならない。被害を防止するために平常時より想定される、危機事案に対する心備えを持つことである。

イ 危機管理体制の整備

危機事案発生時に「対応マニュアル」「危機事案の判別と任務割表」〔別添〕に即した行動がとれるよう、危機管理対策に係る、「教育・研修・訓練」を実施する。

ウ 施設管理状況の点検・整備

危機事案に対応するため、本社・事務所等の施設（出入口、駐車場、店舗など）管理状況を点検し、問題があれば整備することが必要である。

エ 役割分担の確認

本社総務部（事務所）を中心に関係部門は連携し、あらかじめ想定される危機事案の事中对策を万全に実施するために「危機事案の判別と任務割表」に基づく役割分担を決め確認を行う。

オ 連絡体制の整備

危機事案発生時において迅速かつ的確に対応するため、必要な連絡体制を整備する。

(2) 事中对策

ア 不審者への対応

不審者の発見および、不審者による危機事案が発生した場合、また、発生するおそれがある場合、状況に応じて関係部門（事務所を含む）および警察等に連絡・報告する。

イ 危機事案発生の際の対応部門からの報告

危機事案発生を確認した部門は直ちに本社総務部に報告・連絡する。

○情報内容の整理

危機事案発生を確認した部門から報告を受けた本社総務部は、次の事項を整理する。

- ① 危機事案発生の状況
- ② 加害、被害の発生状況および拡大に関する予測
- ③ 事件の措置状況
- ④ 警察・消防等の関係機関への連絡状況
- ⑤ 危機事案の関係と社員の安否

ウ 情報措置の管理

危機事案発生直後は情報が輻輳し、混乱するおそれがあるところから、本社総務部において「情報の一元化」を図る。関係部門が連携して事件対策を実施できるようにするため、加害・被害状況、事件対策状況等の情報について共有できるような体制を整備する。

エ 被害者・加害者等への対応

① 被害者への対応

危機事案発生直後において危機事案発生の対応部門は、被害者の生命・身体を守ることとを最優先にし、二次被害が発生することのないよう、安全を確保したうえで、被害者の救出・援助を行うとともに負傷者に対して必要な応急手当を行い消防等救急機関への要請を行う。

② 被害の拡大防止

(ア) 避難誘導

避難誘導を迅速・円滑に行うため、危機事案の態様に応じて、避難場所の選定、避難ルートの設定等を事前に定めておく。危機事案発生時においては、避難場所、非難路の安全性を確認のうえ、細心の注意を払い、安全な場所への避難誘導を行う。

(イ) 二次被害の防止

危機事案による二次被害を防止するため、発生場所等での事案が継続している場合は安全性を点検し進入防止策を設けるなどして立ち入りできないようにするなどの応急措置をとる。

③ 加害者への対応

顧客が加害者となり、危機事案が発生した場合は、危機事案発生を確認した社員等は加害者の身柄拘束のための対応を行う。その場合できる限り複数人員で行い、危害を受けないようにする。

④ 警察署への被害申告

社員および顧客などに被害が発生した場合、あるいは被害が発生するおそれがある場合には、危機事案発生を確認し対応した部門は、直ちに警察署に被害状況、加害者の状況等の被害申告を行う。

オ マスコミ対策の推進

危機事案が発生し、マスコミ対応が必要となったときは、本社のマスコミ担当部門が「窓口一本化」し対応する。他の部門は独自の判断でマスコミ対応は絶対に行わない。危機事案が発生し、マスコミ対策が必要となった場合の基本姿勢は、次の通りとする。

- ① 会社の方針に反した言動・対応は行わない
- ② 公平な対応をする
- ③ 誠意を持って、迅速に対応する
- ④ 記者会見に当たっては、文書によるコメントを必ず準備するとともに、説明できないことや説明できない部分については、きちんとコメントを加える。
- ⑤ 危機事案においても、会社の経営方針を伝えるという積極的な広報姿勢を堅持して報道機関に対応する
- ⑥ できるだけ早く、できるだけ多くの事実を正確に伝え、ミスリードはしない

(3) 事後対策

ア 回復・復旧の推進

① 業務の回復

本社各部（事務所を含む）は、危機事案発生による業務遂行への影響度を最小限に抑えるため、可能な限り迅速な回復を図る。

② 施設の復旧

本社総務部は、危機事案発生による施設利用の影響度を最小限に抑えるため、可能な限り迅速な復旧を図る。

③ 安全の確認

本社総務部は、危機事案に係る事件対策が概ね完了したときは、早期に施設の完全確認を行う。

イ 被害者へのフォロー

危機事案が発生した部署ならびに本社人事部は、社員が被害を受けたことから、生じる健康不安または、体調の変化を早期に発見するため必要な健康相談を実施するとともに、「心的回復後ストレス障害」(PTSD) および、生活の激変による依存症等に注意し、産業医に相談し対応する。

ウ 再発防止策の検討・実施

本社総務部は、危機事案の発生原因と対応策の可否を究明し、問題点等の課題を整理した上で、再発防止策を検討し社員の指導・教養に反映さす。

エ 対応の評価等

① 対応の評価

関係各部は危機事案発生と対応に関する報告書を作成するとともに、緊急連絡方法・事件対策の評価、反省点等の抽出および改善策の検討を行う。

また、事後評価の情報提供およびその情報の共有化を行い、今後のあり方について見直しの促進に努める。

② 対応マニュアルの見直し

本社総務部は、事後評価による見通しがあった場合「対応マニュアル」の見直しを行う。

9. 対応マニュアル

(1) 不審者への対応

その者の挙動・服装・携帯品等が、周囲の状況等から判断してそぐわない者に対して、不審者とみなし「施設管理権」に基づいて、誰何するなど対処し犯罪行為の抑止と予防に努める。

(2) 社員同士の連携・協力

不審者の発見、加害者に対応する場合は、現場近くにいる社員などは責任者（店長など）の指揮のもとに複数人員と連携・協力しあって対応することが必要である。

(3) 加害者の身柄拘束

不審者が突然、所持していた刃物等を取りだし、社員・顧客に危害を加えるなどの犯行に及んだ場合、彼我の状況を判断し現行犯逮捕として身柄拘束を行う。

(4) 警察への通報

不審者を発見あるいは犯行に及び、現行犯逮捕した場合、つまり、身柄を拘束した場合には直ちに警察署に即報し、現場に急行してきた警察官に引き渡す。

(5) 顧客等の避難・誘導

不審者の犯行現場から遠ざけ、被害を受けないよう安全な場所へ避難・誘導を行う。

(6) 関係部門への緊急連絡・通報

不審者の発見あるいは、加害行為を現認した場合は関係部門に即報する等、緊急連絡通報体制を確立する。

(7) 防犯資器材の活用

加害者が刃物などを取り出し犯行を行った場合には、「防犯資器材」〔別添〕を活用し、犯行の防止あるいは身柄拘束に努めることが必要である。また、日頃から防犯資器材の活用方法などを修得しておくことである。

(8) 被害者の救護

社員および顧客が加害者から刃物等で刺傷された場合においては、「人命第一」として救助し、直ちに応急手当を行うとともに、消防等に連絡し、病院に搬送する手配を行うことが必要である。

(9) 受傷事故防止の徹底

加害者に対して、施設管理権に基づいて誰何し犯行抑止を図ることができ、また犯行が実行された際には現行犯逮捕できる。しかし、対峙する際には、自らが被害を受けないよう受傷事故防止に心掛けなければならない。

(10) 報告連絡の徹底

不審者を発見した場合、あるいは、加害行為が行われた場合、本社総務部（事務所）等に報告、連絡が行われるような報告・連絡体制（例えば、無線機、非常ベル、警笛など）を整備し、その徹底を図るべきである。

(11) 現場離脱方法の指示

一次的に事案が発生後において、加害者が、社員あるいは顧客などにさらなる犯行を繰り返す場合、二次被害にかからないよう、社員、顧客などを現場から離脱するよう周知し安全な場所への避難・誘導することが必要である。

10. 不審者への対応

(1) 不審者への対応

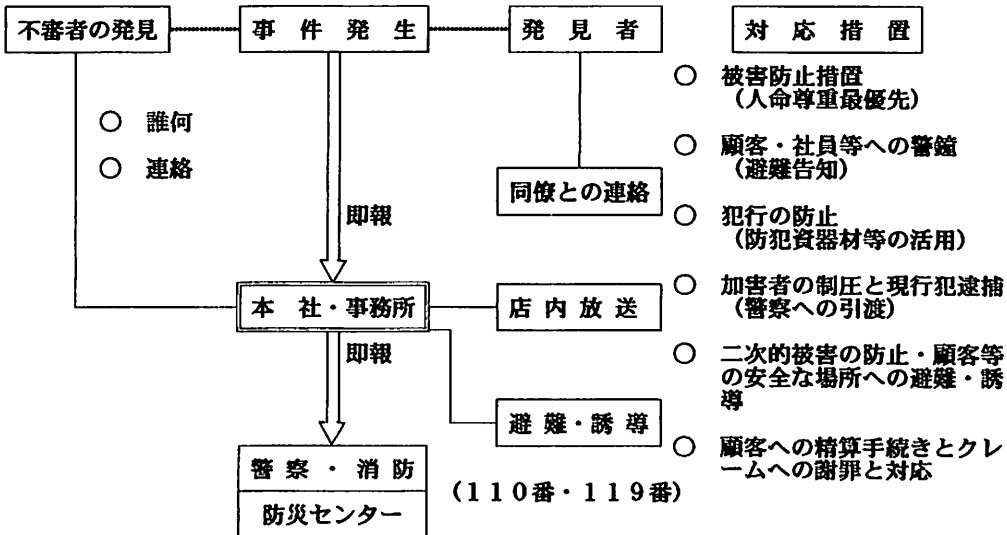
- 一般人の立ち入りを禁止している会社施設区域内において、特定入場者または利用者として識別表示のない者
- 利用時間外、立入禁止または制限区域内に許可なく立ち入る者
- 指定された出入口以外から侵入しようとする者

- 所持品検査を拒否する者、あるいは、施設内への立入りを拒否しているにもかかわらず、無理やり入ろうとする者のほか、長時間内部を窺っている者等の挙動不審者、衣服に血こんや異物の付着者、異臭を放つ者なども、不審者として警戒すべきである。酔っばらい・浮浪者なども「対応マニュアル」などに準じて取り扱う。
- 対応に当たっては、不用意に接近すると刃物などで切りつけられるおそれがある。不審者と対峙したときは相手の人数、凶器の有無などを素早く観察して、安全な間合をとり、相手の動向から目を離さないようにして、受傷事故防止を図る。

(2) 対応上の留意事項

- 相手の動向に注意し、安全な間合をとって、対峙し警戒する。冷静な態度、穏やかな言葉遣いを保ち、相手の挑発に乗らない。
- 常に真面目な態度で臨み、相手に納得のいくよう説得する。応じなければ退店（退去）を命じる。
- 緊急を要する場合は、速やかに本社（事務所を含む）、警察等に通報する。
- 相手が複数なときは単独での対応は避け、応援を求める。
- 夜間の場合は極力暗がり避ける。
- 状況に応じて、警戒棒等の防犯資器材が直ちに使用出来るようにしておく。

〔別添1〕 事件発生時マニュアル



〔別添2〕危機事案の判別と任務割表

本 社	事 務 所 (店 舗)				任 務
	指 揮 者	班 別	配 置 人 員		
			社 員	警 員	
総務部門	(附)店 長 (附)副 店 長 (注) 大店 舗であるならば各階で 責任者・副 責任者を設 ける (注) 大店 舗であるならば各階で 責任者・副 責任者を設 ける	対応班			不審者の発見、危機事案が発生した場合、事態を掌握し、複数人員で防犯器材を活用し対応し、状況によって現行犯逮捕するとともに、ブザー・笛などの手段によって事案発生を知らせる、
危機事案の即報があれば状況により、本社あるいは近隣の店舗等から応援、派遣の指示を行う、		避難・誘導班			犯行者が犯行に至った場合、事務所(店舗等)内の顧客等を安全な場所に避難・誘導し、避難措置をとる、
マスコミ対応		連絡・通報班			不審者の発見・犯行者の犯行行為等を警察署に緊急即報(110番)するとともに本部の担当部門に連絡・通報する、
マスコミ対応は窓口一本化し、本社の広報部門が担当する、場合によっては現場に赴いて対応する、		救護班			被害にかかった顧客および避難の際に負傷した顧客等への応急手当と救護措置とリスト(氏名の確認等)をとり、消防に緊急即報(119番)し、救急隊員に引き継ぐ
		応接班			店舗内の顧客に対して「事案の発生、避難」の告知と「事案解決」した場合の「協力・感謝」の謝礼と現場回復等の店内放送を行う。また、顧客からクレーム事案への対応を行う、
		顧客・対応班			事案が終決した際、顧客が購入した商品の代金精算等を現場から離れた安全な場所で行う、
		記録班			事案の対応、警察・消防への即報、顧客の避難・誘導、被害者等への救護等、の状況を時間的に「六何の原則」によって収集記録する、
	現場保存班			犯行の現場等の保存を図り、警察の現場検証のために協力する(現場の清掃等は行わない)	

(注) ・ 各班に班長・副班長を置くものとする、 ・ 店舗等の状況によって配置人員をきめる、

〔別添3〕防犯資器材

使用できるもの	使用用途
サスマタ	加害者の動きを封じる
鉄製パイプ・木製棒等	サスマタ同様
モップ	サスマタ同様
消火器	噴射させ加害者の動きを封じる
ネットランチャー	噴射させ加害者の動きを封じる
カート	加害者との一定距離を保つ
平台	加害者との一定距離を保つ
買物カゴ・商品	投げつけ加害者の距離を保つ
防火シャッター	加害者の動きを制約する(但し下降時は注意が必要)

【参考文献】

- 亀井利明著「リスク・マネジメント総論」同文館出版（平成16年）
- 大澤真幸著「アキハバラ発〈00年代〉への問い」岩波書店（平成20年）
- 洋泉社ムック編集部編「アキハバラ通り魔事件をどう読むか」洋泉社（平成20年）
- 警察庁編「平成20年版・警察白書」ぎょうせい（平成20年）
- 中野潔編著「社会・安全システム」東京電機大学出版局（平成20年）
- 中西崇著「家族と財産を守る完全防犯マニュアル」平凡社（平成14年）
- 警察学論集（第53巻・第6号）「特集・国民から犯罪被害者を守るためのシステム作り」立花書房（平成12年）
- 浜井浩一編著「犯罪統計入門」日本評論社（平成18年）

（筆者は富士火災海上保険顧問、認定危機管理士）

〈新刊紹介〉

宮林 正恭 著「リスク危機管理」

2008年9月（丸善株式会社）210頁、2,300円

本書はリスクとクライシスを統合的に取り扱い、それを体系的にマネジメントし、危機の発生を減らし、危機による被害を減少させることを目的として書かれている。本書は理工科系の人によって書かれた本格的なリスクマネジメントの専門書で、至る所に新しい理論が導入されている。たとえば、リスク分析へシナリオ・プランニングの技法を活用している。

（編集部）

凶悪犯罪とリスクマネジメント ～少年による凶悪犯罪の原因と対策～

小栗 吉雄（小栗行政書士事務所）

はじめに

最近起きた秋葉原無差別殺傷事件は一度に何人もの命を奪った衝撃的な事件であった。テレビをはじめ、新聞、雑誌等でセンセーショナルに取り上げられた。私たちが凶悪犯罪と認識する事件は、身近に起こらない限り、このようにマスコミの報道によって知ることとなる。凶悪事件の詳細報道は、過度ともいえる頻度で必要以上に増幅されやすく、凶悪犯の生い立ちや経緯はすべて調査され、教師、友人、同窓生、犯人が育った地域の人、職場の同僚等のコメントが繰り返し報道される。しかし、凶悪犯罪の根本的な原因は、ほとんど解明しないまま、やがてマスコミから消え、忘れ去られていく。

本稿においては、凶悪犯罪を起こした少年の「人格の障害」に焦点をあて考察することとする。

1. 少年凶悪犯罪の現状

少年の凶悪犯罪には、今までに「2000年5月17歳 愛知県の主婦殺害事件」、「2000年5月17歳 佐賀県バスジャック殺害事件」、「2000年6月17歳 岡山県バット母親殺害事件」、「2000年8月15歳 大分県隣家6人殺傷事件」などが起こっている。愛知県の主婦殺害事件では、少年は、「人を殺す体験がしたかった」と述べている。そして本稿を執筆中にも千葉県で19歳の少年が、軽トラックで面識のない歩行中の男性をはね殺害した事件が発生した。「誰でもいいから、人をひいて殺したかった」「仕事などイライラしていた」と供述している。（日本経済新聞 2008. 11. 11 夕刊）

碓井の「誰でもいいから殺したかった」（P76～P77）によると、「調査（科学警察研究報告）によれば、2000年に事件を起こした少年201名中73名（36.3%を占める）が飛行歴も補導歴もない少年だった。動機は「殺人願望」が6名、「快楽追求」が10名、「その他一般的動機」が185名であった。飛行歴、補導歴のない「いきなり型」殺害少年の32%がいじめや親からの虐待など、何らかの被害体験をしていた。（飛行歴があった少年の場合は14%）殺人願望で人を殺害した少年の8割が、ひきこもりなどの孤立体験をしていた。（他の動機の場合は1割）」とのことである。こうした調査結果から判断すると、事件を起こした少年の中には何らかの「心の問題（本稿では人格の障害）」が見られるということである。

少年凶悪犯の検挙人員の推移としては、平成19年度の1,042人と平成15年の2,212人と比較すると半数以下となっている。再犯数は平成15年と平成19年を比較すると9,151人減っている。率にすると約23%の減少ということになる。しかし、再犯者数は平成10年には35,037人であるから平成19年と比較すると3,807人（約11%）しか減少していないとも言え、実際はここ10年ほど大きな変化はないと捉えた方がよいだろう。すなわち再犯

者数に変化がないのは、誕生から少年期までの家庭・学校教育もさることながら、犯罪少年の施設（少年鑑別所、少年院、児童自立支援施設、児童擁護施設）における更正教育があまり効果を挙げていないことになる。亀井の「逮捕され補導された少年の80%から90%までが何の制裁的な処置も受けずに、事実上無罪、放免されているのである。」（亀井：ソーシャル・リスクマネジメント論P85）との主張は、刑罰の基本であり、至極当然のことなのである。突然他人の人生を消滅させ、子孫を残す権利をも奪った凶悪な殺人犯への処罰は、本来年令、精神状態を考慮することなく最高刑であるべきで、遺族の嘆願があって始めて減刑が考慮されるべきであろう。

【刑法犯少年】検挙人員の推移

	15年	16年	17年	18年	19年
凶悪犯のみ(人)	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042
総数(件)	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224
再犯者数(人)	40,381	37,866	35,510	33,842	31,230

(出所：「警察白書 20年版」P97表 1・29と図 1・40から5年間分を抜粋し作成)

凶悪犯罪には、他人への殺傷だけでなく、少年による怒りが身近な親族へ向けられた「親殺し」もある。こうした身内への犯罪を起こした少年も人格に何らかの障害があると思われる。逆に、若い夫婦による虐待、暴力、遺棄、育児放棄等による「子殺し」も多数起きていることを忘れてはならない。こうした「子殺し」の親も、幼少期に何らかの影響で人格に障害を発祥したにもかかわらず、何の治療もすることもなく障害が残ったまま、成人となった可能性がある。

2. 人格障害と対策

少年を問わず凶悪犯罪の背景、遠因には、犯罪者の人格障害¹があると思われる。自分自身を責める神経症患者とは違い、人格障害者は他人を責め、ときに攻撃的である、人格障害者の人口に占める割合は「境界性」は2%、「自己愛性」は1%、「演技性」は3%、「失調性」は3%、「反社会性」は4%（碓井：誰でもいいから殺したかった！）P172～P188）といわれている。

平成18年発表の国勢調査によると、日本の人口が約1億2,777万人（男6,233万人、女6,544万人）である。上記の割合で計算すると、「境界性」が約256万人、「自己愛性」が約128万人、「演技性」と「失調性」がそれぞれ約383万人、「反社会性」が約511万人の合計約1,661万人という数字となる。この障害者の多くは凶悪犯罪に結びつくことはないが、何らかのきっかけで、「キレル」ということがあるかもしれない。特に「反社会性」の4%（約511万人）という数値には驚かされる。碓井は「診断名サイコパス² 身近にひそむ異常な人格者たち」（ロバート・ヘア著 早川書房）から「ニューヨークには10万人のサイコパスがいるといい、刑務所にいる人の20パーセントはサイコパス、重大犯罪者の50パーセントはサイコパスだと、著者は述べています。」（碓井：なぜ「少年」は犯罪に走ったのか）P216からP217）と紹介している。

これらの障害者のうち「反社会性人格障害」者の一部には、不景気による職場環境の

悪化により失業したり、非正規労働者、アルバイトなどの境遇になったりすると、社会への反抗、会社の上司への不満などを溜め込み、自分勝手に「思い込む」人がでてくる。そして社会や他者を憎悪し、何らかの刺激によって「暴発」するともかぎらないのである。こうした精神の異常性が疑われる障害者の早期発見と治療が必要である。また、このような障害者は、ふだん周りから孤立している場合が多い。したがって、友人・知人、特に家族が「おかしいな」と思ったら、早めに治療をうけさせることが必要である。現在、精神科学の分野では、脳神経の研究が進みつつあるので、一刻も早く人格障害の原因究明をし、治療方法を確立してもらいたい。

亀井の「確かに少年犯罪の危険因子として社会的原因や家庭的原因が作用しているが、それはまったく重要な要因とは思えない。単なる遠因に過ぎない。少年犯罪の主因は少年の資質や本性にあるはずである。」(亀井：ソーシャル・リスクマネジメント論P84)との指摘がある。少年犯罪の多くが、人格障害が原因となって起こったとしたならば、この種の凶悪犯罪を防ぐための対策が必要である。

人格は、大きく「気質³」と「性格⁴」に分けられる。つまり人は「気質」(一般的にはきだて、かたぎ。遺伝的な要素が強い)と「性格」(一般的には、ひとがら。環境など育ちによる影響を受ける)とから人格が形成されている。ということは、幼少時から定期的な心の健康診断によって「気質」に障害のある子供を早期に発見し、専門医による育成指導や、薬物投与による治療などをする必要がある。また犯罪者の更正教育の際は、再犯を防ぐためにも人格の診断及び治療を徹底的にしたほうが良いだろう。一方「性格においては、劣悪な環境(虐待、遺棄など)におかれた子供達に対して、国が保護制度(国が子供を預かり、責任を持って大切に育てる)を確立して監護・教育する必要がある。なぜなら成長過程での劣悪な環境が生来的な「気質」を刺激して障害を発症させてしまうことも考えられるからである。両対策とも実行には、ある程度の強制力を必要とし、法制度の下での家庭への介入となる可能性が高い。しかしながら、「家庭に介入するとは…」「そこまでやらなくても…」とかいった意見に惑わされることなく、実施すべきである。

3. 人格障害による少年犯罪とリスクマネジメント

少年法の目的(第一条)には「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」とある。「非行のある少年に対しての性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」とある。しかし非行歴のない少年の凶悪事件が起きている現状から見て、「非行のある少年」だけでなく「心の問題を抱えた少年」も含めて対応する必要があるのではないだろうか。

少年の非行防止対策としては、少年サポートセンターとして、①少年相談活動 ②街頭補導 ③継続補導、立ち直り支援 ④広報啓発活動など実施されている。(平成20年版警察白書P98～P99)しかし、こうした活動は、日常生活に問題行動のないような少年

には対応できない、家庭間コミュニケーションが大切となる。したがって、子育てをする親の責任は重大である、ということになる。

民法820条（監護及び教育の権利義務）には「親権を行う者は、この監護及び教育をする権利を有し、義務を追う。」とある「義務を負う」とはあるが、「責任を負う」とは謳っていない。義務には責任が伴うといってしまうとそれまでだが、親の責任を明確にするために、「義務と責任を負う」とすべきではないだろうか。そして、子育てを放棄する親に対しては、厳重に処罰ができる特別法を制定しておくことも考えられる。また親の離婚、失踪、死亡、行方不明等のやむを得ない事由を想定した、子供のための保護・教育施設を全国の主だったところに設置し、国として確固たる受け皿を構築することを提言したい。

こうした体制を整えたうえ、親の監護・責任を明確に問うようにして、子育ての放棄や、回避に対しては、刑罰を与えるなどの強制的な法律が必要なかもしれない。親の監護責任が明確であれば、親のしつけが行き届き、学校という組織内で、隠蔽されるようなことも無くなるであろう。なぜなら「いじめ」の加害者側の親は、事件（監護及び教育の不行き届き）として罪に問われることにでもなれば、子供の教育に十分な注意を払うようになるからだ。「いじめ」という行為は、親も子も司法の場で処罰されることが当然でなければ、「いじめ」を根絶することはできない。そして子育てに緊張感を持った親はもちろん学校の先生も子供に対し、今まで以上の教育指導・監督をするようになるだろう。

親に子供の監護・教育の責任を負わせることで、親も子育てに真剣にならざるをえない。こうした対策が実施されることによって「機能不全家族⁵」や「多問題家庭⁶」があぶりだされ、表面化してくると思われる。いままで放置・隠蔽されていた家庭内の「虐待」も露見しやすくなるのではないだろうか。

親自体に精神的な病気や人格に障害がある場合は、地域の町内会や民生委員などにも協力を仰ぎ、早期に官庁の担当課などに届け出ることによって発見できる可能性も高まり、ある程度の公権力で「虐待」や「子殺し」も防ぐことができると思われる。

おわりに

過去の凶悪犯罪を振り返ると、世界中で血なまぐさい殺傷事件が繰り返し起きている。今現在も世界のどこかで凶悪犯罪が起きている可能性が高い。人類は残虐な凶悪犯罪をいまだに根絶できないでいるのだ。

単純に「どうして根絶できないのか？」という疑問があるが、いまだに凶悪犯罪の根本的な原因は解明されていないし、研究者任せのままとなっている。為政者の誰もが犯罪は起きるものであり、凶悪犯罪もその延長上にある、と考えているのかもしれない。しかし、特に犯罪者特有の心の問題（障害）が解明されないのは、脳神経の研究が十分進んでいないからだと思われる。

最近になって脳の研究が進み、犯罪者の中には脳に異常性が認められることが分かってきた。しかし、この複雑な人間の脳のメカニズムを細部にわたって解明するにはいた

っていない。今後、医療が進み遺伝子の操作や脳外科手術、薬物投与などによって、少しでも脳の障害を治療できるようになれば、凶悪犯罪も劇的に減少すると期待したい。

最後に、人間は人間本来の個性とも言える部分であり、障害者の取扱いを間違えれば、人間の尊厳・名誉などに触れることになり、人権問題ともなりかねない。また障害者の情報は、個人情報の中なかでも重要情報にあたるので、教育機関、病院関係者、官庁などの関係機関においては、障害者情報の漏洩は決してあってはならず、厳密な注意と管理が必要である。

【注】

1：人格障害の種類

3つのクラスターと10種類に分けられる。(DSM-IV：アメリカ精神医学会の診断基準2003年の日本語版から「人格」を「パーソナリティ」と修正) 人格障害は、各項目(本稿では省略)から一定数以上該当すると当てはまる。

「反社会性人格障害」は15歳以降に起こっている。他の人格障害は、成人早期までに始まる。

他には、学童期(男児に多い)に発症(7歳以前)し、しかも他の症状と合併することが多い「注意欠陥・他動性障害(ADHD)」がある。症状は、注意力障害、他動性、衝動性の三つがある。米国では、学童の3～5%にみられ、気づかないまま成長してしまう。

	障害(該当項目)	主な症状
A群	妄想性(4つ)	非常に疑い深い
	分裂病質(4つ)	孤独、感情がない
	分裂病型(5つ)	関係のない出来事を自分に関係づける
B群	反社会性(3つ)	衝動性、犯罪行為に対し自責の念を持たず
	境界性(5つ)	非常に衝動的、感情の起伏が激しい、不安定
	演技性(5つ)	わざとらしい振る舞い、目立ちたがり
	自己愛性(5つ)	自己愛が強い、第三者評価が気になる
C群	回避性(4つ)	外に出て行くことが怖く引きこもり
	依存性(5つ)	頼りたい、世話をされたい
	強迫性(4つ)	完全主義で仕事を他人に任せられない

(出所：「日常診療でみる人格障害」P29～P38より表を作成)

2：サイコパス：精神病質。反社会性人格障害(APD)。

3：気質：「個人の性格の基礎となっている遺伝的・生物学的な一般的感情傾向または性質。…」(広辞苑第6版)

4：性格：「各個人に特有の、ある程度持続的な、感情・意志の面での傾向や性質。」(広辞苑第6版)

5：機能不全家族：「家という建物があり、戸籍上、あるいは生物学上の父や母はいる

ものの、そこに家庭という温かい場は存在せず、頼れる父親も優しい母親も存在しません。このように、家族が家族としての役割を果たしていない家庭」（「なぜ少年は犯罪に走ったのか」 碓井真史著、P140～P141）

6：多問題家庭：「経済的に苦しい、父親はアルコール依存症、母親は育児放棄、痴呆の始まった高齢者もいて…というふうにくつもの問題を抱えている家庭」（「なぜ少年は犯罪に走ったのか」 碓井真史著、P140）

〈参考文献〉

- 碓井真史 2008「誰でもいいから殺したかった！」ベスト新書 KKベストセラーズ
 2000「なぜ「少年」は犯罪に走ったのか」ワニのNEW新書 同上
 亀井利明 2008「ソーシャル・リスクマネジメント論」日本リスクマネジメント学会
 狩野力八郎・高野晶・山岡昌之 2005「日常診療でみる人格障害」三輪書店
 警察庁編 2008「警察白書」平成20年版 ぎょうせい
 新村 出編「広辞苑第六版」 2008 岩波書店
 法務省法務総合研究所2007「犯罪白書」平成19年版 佐伯印刷

〈参考資料〉

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

下記は凶悪犯罪の5年間分を抜粋して「殺人、強盗、強姦、放火」を合計したものである。実際の検挙率は、殺人が95%である。強盗は平成15年の50.3%から平成19年の61.1%と上がっている。強姦は平成15年の63.5%から平成19年の78.9%と上昇している。放火は平成15年が70.0%、翌年（16年）69.6%とわずかに下がったものの、平成19年の78.9%と上昇している。このなかで、強姦の検挙率が事件の特殊性から低い数値となっている。そもそも検挙率が上昇することは治安上良いことであるが、凶悪犯罪に関しては事件の根絶が目標とされることが望ましい。

	15年	16年	17年	18年	19年
認知件数（件）	13,658	13,064	11,360	10,124	9,051
検挙件数（件）	8,238	7,924	7,418	7,125	6,461
検挙人員（人）	8,362	7,519	7,047	6,459	5,923
検挙率（%）	69.5	69.8	73.1	76.9	77.6

（出所：平成20年版「警察白書」P10～P11 殺人、強盗、強姦、放火を合計して作成）

(2) 再犯者の問題

一度事件を起こし、再度事件を起こす、いわゆる再犯者調査から凶悪犯のみを抽出してみた。下記のとおり割合で、計算結果は、「殺人」同じく殺人を犯す者は約39人、その他の犯罪を約722人となった。「強盗」は、約64人、その他を含めると約961人。「強姦」は、約237人、その他を含めると約2,531人。放火は約80人、その他を含

めると約430人。凶悪犯罪の合計は、約420人、その他を含めると約4,644人となった。

	1 犯目と同犯罪 (%)	1 犯目と異なる犯罪 (%)	合計再犯率 (%)
殺人 (4348 人)	0.9	15.7	16.6
強盗 (3183 人)	2.0	30.2	30.2
強姦 (7910 人)	3.0	29.0	32.0
放火 (2116 人)	3.8	16.5	20.3

(出所：平成 19 年版「犯罪白書」P229 より凶悪犯罪を抜粋して作成)

注：全体調査犯罪者数 712,898 人のうち再犯者割合は 28.9% (約 206,028 人) であった。

この数値から、凶悪事件の再犯者を含めかなりの数の犯罪予備軍も社会に存在していることになる。ただし、少年の数値はここには含まれていないが、犯罪者の気質や幼少期の環境に問題があるとすれば、犯罪者の「気質と性格」を研究することによって少年犯罪を防ぐことに役立つ可能性が高いのではないだろうか。

(筆者は認定危機管理士)

〈新刊紹介〉

関 英一郎 編著「Web経営学入門」

2008年11月 (ブイツリーソリューション) 110頁、1,200円

本書はWebを活用したビジネスの新潮流を探ることを目的として書かれたもので、日本で最初の「Web経営学」の入門書である。編著は当学会の会員である。

(編集部)

統計にみる凶悪犯罪の実態とリスクマネジメント

平岡 裕 (NPO法人大阪府防犯設備士協会事務局長)

はじめに

元厚生事務次官夫婦を狙った連続テロ殺傷事件で、46歳の男が逮捕された。大阪池田小学校の児童殺傷事件、秋葉原において無差別殺人事件、女子中学生にいたる父親殺害事件、大阪のカラオケボックスによる放火殺人事件など、動機の不可解な凶悪事件が続いている。個人主義が行き過ぎると自己中心主義に陥り、孤立感が強まり、社会性を失わせるおそれがあるといわれる。戦後の個人主義・自由主義の基調のなかで育ったものたちが大半を占める現在の社会風土のなかでは、この傾向が強かつ自制心の欠如するものが多く、また、複雑多様化する競争社会に対応できないもの、阻害されたものがストレスに耐えきれず、動機不明の凶悪犯罪を引き起こしており、戦後の個人主義・自由主義体制、厳しい競争社会や物が溢れた飽食社会など、社会のありようそのものが検証されなければならない。そのように現在の凶悪犯罪の要因は簡単な図式で表せるものでなく、その発生には、多くの社会的要因が係わり、それが複雑に絡み合っており、その原因は様々でなく、その対策は容易ではない。従って、ここでは、まず単純に統計にみられる凶悪犯罪の実態を分析して、その上に立ち、現在、実施されている「防犯環境設計の理論」を中心に展開されている「安全・安心なまちづくりの施策」を中心に考察してみたい。

1 犯罪統計にみられる凶悪犯罪の概況

凶悪犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦をいい、放火の除き個人的法益に関する罪である。凶悪犯罪の認知件数のここ10年の推移を見ると、別表1のとおり、平成11年頃から急激に増加し、平成15年（165.5：平成10年の認知件数を100とした場合の指数、以下同じ）をピークに減少傾向にある。また、これを押し上げていた要因は強盗事件であることがわかる（別表2）。強盗事件を分析してみると、路上強盗事件（264）、侵入強盗事件（218）がとともに平成15年をピークにその後減少に向かうという同じ動きをしている（別表2）。更にその内容を精査すると、来日外国人による強盗事件の検挙件数が激増し、平成15年（195）、16年（200）にピークになっていることがわかる（別表3）。

少年による犯罪といわれる街頭犯罪の少年の関わり合いについてみると、路上強盗事件に占める率が平成10年73.1%を最高に、年々減少し平成19年には59.4%となっているが、それでも高い率を示している。少年人口の減少が少年犯罪の絶対数を減少させ、凶悪犯罪にもその傾向が現れているといえる（別表2）。

2 治安を悪化させた要因（凶悪犯罪を増加させた要因）

最近の治安の悪化の要因として、一般的には、次の4つを挙げることができるが、これらに共通する要素は、組織的な犯行であり、共犯率が高く犯罪の破壊力が強い。また、事前に調査を行うなど計画性が見られ、被害の増加や深刻化をもたらしている。また、欧米

諸国の状況を見る限り、今後とも、治安に大きな影響を与える要因であると予想される。

- ① 来日外国人による組織的犯罪の増加 — 犯罪のグローバル化の進展
- ② 少年犯罪を中心とした街頭犯罪の増加 — 地域社会の連帯の崩壊
- ③ 暴力団犯罪の質的変化 — 潜在化・一般化・国際化
- ④ 警察力の相対的低下 — 警察力などの絶対数の不足、捜査の困難性

しかも、これらの要因はいずれも、我が国のよき治安を支えてきたものでもあり、治安回復の鍵もこれらの対策にあるといえる。

ピーク時の平成14年中の凶悪犯罪の特質と背景・要因について、犯罪白書（平成15年）は「変貌する凶悪犯罪とその対策」として、①少年を中心とした路上強盗の増加 ②成人を中心とした屋内強盗の増加 ③暴力団と来日外国人による強盗の増加 を挙げており、同様の傾向を示しているが、②の要因としては、無職者や経済的破綻者の増大等いう社会的背景が強盗の増加を招いているとしている。それは、消費者金融やコンビニストアー対象強盗事件の増加（別表2）として現れていると考えられる。

3 凶悪犯罪に対するリスクマネジメント

最近の治安水準の悪化と国民の不安感の増大に対処するため、政府（犯罪対策閣僚会議）は「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月）を示し、「治安回復のための3つの視点」として

- ① 国民が自ら安全を確保するための活動の支援
- ② 犯罪が生じにくい社会環境の整備
- ③ 水際対策を始めとした各種犯罪対策

を挙げている。

①、②はまさに「犯罪に遭いにくい街づくり」であり、具体的には、市民の自主防犯意識の高揚を図るための啓蒙活動、「防犯環境設計」の理論を適用した犯罪に遭いにくいまちづくりの推進などとして行われている。③は警察等各行政機関による効率的な犯罪の予防、取締活動の推進であり、具体的には警察による街頭犯罪や侵入盗犯にシフトした検挙取締の強化、国境を越える脅威に対する水際における監視取締の強化と不法入国・不法滞在対策の推進などとして行われている。

これらの施策の推進を受けて、全刑法犯の認知件数は平成15年をピークに減少に転じ、現在も減少傾向を続けているが、③の施策が中心で、既に行き詰まりを感じてきており、今後、①、②の施策の本格的な展開が求められていると思っている。

(1) 犯罪企図者が嫌がる防犯環境の整備

我が国は、高温多湿のため、伝統的に開口部が多く、治安が比較的安定していたため、安全のための投資は殆ど行われことはなく、街全体の安全な設計という発想はなかった。従って、街は全般に暗く、防犯環境は極めて脆弱で、外国の犯罪組織の格好の標的とされている。グローバル化の進展が著しい昨今、しかも、将来、労働力を輸入に頼らざるを得ない我が国にとって、外国人と共存する社会の到来は必死であり、家屋の脆弱性の是正をはじめ、犯罪の強い、犯罪に遭いにくいまちの構築

が急がれる。そのためには、「防犯環境設計の理論」を適用し「監視性が確保され、領域性が確保されたアクセスし難にくい安全・安心なまちづくりとして、

- 防犯灯の増設による明るい街づくり
- 自然監視性の確保とこれを補う街頭防犯カメラの設置
- 生活空間における自動車や通過交通の規制
- 侵入に時間のかかる強固な建物の普及

など、犯罪企図者が嫌がる犯罪に強い社会環境を構築する必要がある。

(2) 地域社会の連携の再生

我が国の治安の基礎は、「向こう三軒両隣」といわれる相互扶助のよって保たれてきたが、都市化や核家族化の進展、個人主義の行き過ぎによる自己中心主義の風潮による近隣関係の悪化によって崩壊してきている。その再生は容易ではないが、少年非行の防止を始め、児童や婦女子、お年寄りなど犯罪の被害を受けやすい人々を守るためには地域社会の連携の再生は欠かせない対策である。安全なまちづくりは(1)のハード面の対策のほか、地域社会の連携の再生というソフト面対策が極めて重要となる。そのためには、

- 地域住民の防犯意識の高揚をはかるための啓蒙活動の推進
- 小学校などを単位とした地域連携組織の構築とサポートするリーダーの育成
- 祭や盆踊り大会など地域のイベントの開催による連携の醸成
- 防犯パトロールなどコミュニティポリシングの推進
- 外国労働者の同化教育の充実

など、地域のコミュニティの醸成をはかるための施策を推進する必要がある。

(3) 警察等による取締活動の強化

犯罪原因論に代わり、犯罪機会論（予防論）が台頭しているが、現時点でも警察等による取締り活動は治安対策の中心に位置けられるものである。「割れ窓の理論」の実践として有名なジュリアーニ市長によるニューヨークの治安対策も警察の取締りが中心とされている。特に、同一犯人によると思われる連続凶悪犯罪は、犯人の逮捕まで繰り返されるおそれがあり、「検挙に勝る防犯なし。」といわれる所以である。

凶悪犯罪の防止のため必要とされる警察等による取締り活動としては、

- 放火や強姦、通り魔事件等同一犯人による連続発生事案の早期検挙解決
- 再犯のおそれのある性犯罪者の再犯対策の徹底
- 少年に影響を与える風紀・風俗事案の取締りの強化
- 暴力団の非合法化
- 密入国や不良外国人グループの水際での入国阻止
- 精神異常者の保護の徹底
- 容疑者の人権保護の行き過ぎの是正

などが揚げられる。

結 び

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で求めているものは、「世界一安全な国日本の復活」であり、子どもが安心して屋外で遊び、婦女子が深夜でも一人で歩ける社会である。欧米で今最も力を入れて取り組んでいるのは、地域社会の連携の創設であり、このために、多くの予算と住民への責任と義務が課せられている。自由を謳歌してきた我が国では、社会からの干渉を嫌う人が多く、自治会に入らないものなど、地域の連携は希薄になっている。このような現在の社会情勢を考えると、この実現は容易ではないが、独居高齢者世帯、少子化によって昼間の留守世帯の増加が見込まれるこれからの地域社会にとって、地域全体で治安を守るという発想は極めて重要な施策である。最新の防犯機器等を駆使し、ボランティア活動等を取り入れながら、新しい形の地域社会の連携を構築していく必要がある。

別表 1 凶悪犯罪の推移

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
凶 悪 犯	8,253 (100)	9,087	10,567	11,967	12,567	13,658 (165.5)	13,064	11,360	10,124	9,051 (109.7)
殺人	1,388 (100)	1,265	1,391	1,340	1,396	1,452 (104.6)	1,419	1,392	1,309	1,199 (86.4)
強盗	3,426 (100)	4,237	5,173	6,393	6,984	7,664 (223.7)	7,295	5,988	5,108	4,567 (133.3)
放火	1,566 (100)	1,728	1,743	2,006	1,830	2,070 (132.7)	2,174	1,904	1,759	1,519 (96.8)
強姦	1,873 (100)	1,857	2,260	2,228	2,357	2,472 (132.0)	2,176	2,076	1,948	1,766 (94.3)

別表 2 強盗事件の内訳

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
侵入強 盗	1,314 (100)	1,649	1,786	2,335	2,436	2,865 (218)	2,776	2,205	1,896	1,780 (135)
路上強 盗	1,119 (100)	1,495	2,070	2,509	2,888	2,955 (264)	2,695	2,192	1,759	1,537 (137)
同少年 比	73.1	69.0	68.2	66.5	63.0	65.8	55.0	55.0	52.5	50.4
コンピ ニ強盗	308 (100)	340	394	527	468	742 (241)	680	561	527	457 (148)

別表 3 外国人による凶悪犯検挙件数の推移

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
凶悪犯	228 (100)	267	242	308	323	336	345 (151)	315	270	234 (103)
強盗	130 (100)	195	164	219	247	255 (195)	269 (200)	236	188	139 (107)

(筆者は認定危機管理士)

2008年度スイス国際中小企業学会に参加して

亀井 克之（関西大学）

1. スイス国際中小企業学会（サンクト・ガレンの集い）について

本年度のスイス国際中小企業学会は、「中小企業におけるイノベーション、競争力、成長と伝統」という統一テーマのもと、2008年9月1日から3日までの3日間、スイスのサンクト・ガレン大学において開催された。1948年に初めて開催されたこの学会は、「サンクト・ガレンの集い」(Rencontres de St-Gall) と呼ばれ、今回は60周年を記念する大会となった。⁽¹⁾ Rencontre（ランコントル）はフランス語で出会いを意味し、文字通り、世界規模で活躍する中小企業の専門家同士の出会いと交流の貴重な場となっている。

この学会には、世界各国から、中小企業分野において顕著な研究業績を有する研究者のみが招待状を受け、参加者は毎回40人前後に限られている。当学会は2年毎に開催される。筆者は、今回、田中充・関西大学経済学部名誉教授のご紹介により、幸運かつ身分不相応にも、この伝統ある学会に初参加する機会を得た。田中充名誉教授は、我が国における中小企業研究の第一人者の一人で、日本リスクマネジメント学会の創設期に中小企業専門部会において活躍された。国際的に活躍される田中充名誉教授は30年以上にわたりサンクト・ガレンの集いに参加されている常連で、英文で著された専門書は海外で高く評価されている。⁽²⁾

田中充名誉教授の言葉をお借りして、この学会の特色について、以下に記す。

「サンクトガレン大学の偉大なるゲーターソン教授が1948年に同志4人と創設された“サンゴールの集い”，その愛弟子プライトナー教授が一層国際的規模での中小企業研究のメッカとしてゆるぎなき軌道に乗せてきた本学会は、今や、3代目のフェグリスター教授とボレリー教授という新進気鋭の両ディレクターと、ウェーバー事務局長たちによって、「お互いの知識・研究・情報の交換」と“永遠の友情の確立”という崇高な目的が忠実に引継がれ、一層堅固なものにしていた」⁽³⁾

2. 2008年スイス国際中小企業学会「サンクト・ガレンの集い」60周年記念大会

2008年スイス国際中小企業学会「サンクト・ガレンの集い」60周年記念大会における参加者（論文発表者）は19カ国から45人であった。国別で見るとオーストリア8人、スイス6人、日本4人、英国・オーストラリア3人、スウェーデン・ベルギー・フランス・カナダ・フィンランド・ドイツ2人、イタリア・南アフリカ・ノルウェー・アメリカ・ハンガリー・中国（香港）・スペイン・シンガポール1人であった。日本からの参加者は、田中充・関西大学名誉教授、ハイテク・スタートアップ創出基盤に関する欧州5ヶ国の比較研究などに従事されている露木恵美子・明星大学准教授、ベンチャーやインキュベーションの研究などに取り組んでおられる鹿住倫世・高千穂大学准教授と筆者の4人であった。

この学会の特徴は、各時間帯に設定されたトピックごとに、関連する論文が集められ

て、論集には掲載されるが、論文執筆者による個別のプレゼンテーションは行われず、あくまで各時間帯のチェアが各論文の内容を簡単に紹介し、後は徹底したディスカッションが行われることにある。チェアを務めるのは、各国を代表し世界規模で活躍されている研究者である。なお、各ディスカッションの節目で、「サンクト・ガレンの集い」最古参の一人であられる田中充教授が締めくくりに相当する発言をなさっていたのが印象的であった。

今回の学会の概要を以下に記す。

全体統一テーマ「中小企業におけるイノベーション、競争力、成長と伝統」

- ・第1日目 9月1日(月)午前 (発表論文数8)
トピック：「アントルプルヌールシップ教育」
チェア：ブラックバーン(英国キングストン大学・中小企業センター教授)
主な論文：(フランス) Alain Fayolle, The Act of New Venture Creation : Exploratory Elements of an Explanation.
(日本) Tomoyo Kazumi, Desirable model for Japanese-style business incubators based on progressive practice.
(日本) Emiko Tsuyuki, How public research institutes can create new startups? A case study on Innovation center for startups; National Institute of Advanced Industrial Science and Technology in Japan.
- ・第1日目 9月1日(月)午後 (発表論文数9)
トピック：「アントルプルヌールシップ、中小企業、ファミリービジネス研究のファンダメンタルズ」
チェア：ウェルター(ドイツ・シーゲン大学教授)
主な論文：(カナダ) Louis Jacques Fillion, Entrepreneurial Representations, Self-Space and Metanoia.
(日本) Katsuyuki Kamei, Tradition and Innovation in Japanese Family SME.
(オーストリア) Josef Mugler, Critique and perspectives of entrepreneurship research - a maze with exit routes?
(オーストリア) J. Hanns Pichler, Schumpeter : <Prophet of Innovation>.
(スペイン) Jose M^a Veciana, Creativity, Innovation and Entrepreneurship: Its Interrelations and Impact on Economic Growth and Development in the Knowledge Society.
(スイス・オーストリア) Thierry Volery/Katherine Gundolf, Developments in Entrepreneurship and SME Research: A literature analysis from 1997 to 2006.

・第2日目 9月2日(火) 午前 (発表論文数10)

トピック：「イノベーション、競争、成長のための政策」

チェア：ムグラー (オーストリア・ウィーン大学教授)

主な論文：(スイス) Hans Jobst Pleitner, Red tape and SMEs.

(日本) Mitsuru Tanaka, Technological Innovation and SMEs in Japan.

(英国) David Watkins, Engaging Entrepreneurs in Formulating Research and Innovation Policy at the European Level.

(ドイツ) Friederike Welter et al., How to make regions (more) innovative.

・第2日目 9月2日(火) 午後 エクスカーション ライン川瀑布

・第3日目 9月3日(水)

午前・午後統一トピック：「中小企業におけるイノベーション・マネジメント」

午前 (発表論文数8)

チェア：ピヒラー (オーストリア・ウィーン大学教授)

主な論文：

(英国) Robert Blackburn/Clifford Conway, Clusters in the New Media Industry: Relevant Model or Artifact?

午後 (発表論文数6)

チェア：シェイパー (オーストラリア競争・消費者委員会)

主な論文：(カナダ) Louis Raymond/Josée St-Pierre/Marie Marchand, In search of performance for manufacturing SMEs: A taxonomical approach.

(スイス) Thierry Volery, The Strategic Management of Innovation in SMEs: A Multiple Case Study Approach in Switzerland.

(1) 2008年度スイス国際中小企業学会のサイト参照。

<http://www.kmu.unisg.ch/rencontres/Renc2008/band2008.html>

同学会の発表論文集は市販されている。

U. Fueglistaller, T. Volery, W. Weber, *Innovation, Competitiveness, Growth and Tradition in SMEs*, Papers presented to the Rencontres de St-Gall 2008KMU-Verlag HSG.

(2) Mitsuru Tanaka, *Small Business in the Japanese Economy*, Kansai University Press, 2000.

(3) 田中 充「2006年度スイス国際中小企業学会に参加して」【中小企業季報】2006 No. 4, 大阪経済大学中小企業・経営研究所, 25-26頁。

(筆者は関西大学総合情報学部教授, 博士(商学), 認定危機管理士)

日本RP学会活動ニュース（記録）

2008年11月6日

日本リスクマネジメント学会 理事長 上田 和勇
日本リスク・プロフェショナル学会 理事長 亀井 利明

日本リスクマネジメント学会(関東部会)・

日本リスク・プロフェショナル学会 合同研究会のご案内

会員各位 下記の通り日本リスクマネジメント学会関東部会と日本リスク・プロフェショナル学会の合同研究会を開催します。奮ってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日時：2008年12月6日(土)13時～17時30分

場所：専修大学 神田校舎7号館3階731教室（東京都千代田区神田神保町3-8）

最寄駅：JR「水道橋」西口徒歩7分/東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下」B5

出口徒歩3分/半蔵門線・都営新宿線・都営三田線「神保町」A2 出口徒歩3分

参加費：1000円（会員外の見学参加の場合は2000円）

(12:00-13:00 日本リスクマネジメント学会理事会)

13:00-13:05 開会の辞

研究報告

13:05-13:45

「環境保険政策におけるモラルハザードについて 一回避策の提案」桑名 謹三(環境政策研究所)

13:45-14:25

「匿名要求と中小企業の対策事例～仕出業における危機管理コーディネーション～」竹川 亨志(中京大学)

14:25-15:05

「日本発のキャプティブは何故低調なのか～日本企業RM取り組みの一断面～」池内 光久(大阪女学院大学)

15:05-15:20 休憩

15:20-15:40 15分スピーチ「パブリシティ責任 ～著名人のリスクマネジメント～」櫻井 圀郎(東京基督教大学)

特別テーマ「世界金融危機」

15:40-16:10 研究報告 「サブプライム問題の構造」階戸 照雄(日本大学大学院)

16:10-17:00 特別講演 「世界金融危機の構造」石井 至(石井兄弟社)

17:00-17:20 特別テーマ 質疑応答

17:20-17:30 閉会の辞

参加希望者は、12月13日の研究会（別紙参照）と合わせまして、①はがき、②電子メール(GFG04104@nifty.com)、③ファックスのいずれかの方法で11月30日までにご連絡下さい。

◆ファックス連絡票（以下に記入しそのまま送付下さい。06-6835-3038）◆

() 2008年12月6日(土) 専修大学での研究会に出席します。

() 2008年12月13日(土) 関西大学での研究会に出席します。

ご氏名 () ご所属 ()

2008年11月6日

日本リスクマネジメント学会 関西部会・日本リスク・プロフェショナル学会 合同研究会

会員各位

日本リスク・プロフェショナル学会
理事長 亀井 利明
日本リスクマネジメント学会
理事長 上田 和勇

拝啓 会員各位におかれましてはますますご清祥の段、大慶に存じます。さて、12月6日の日本リスクマネジメント学会、日本リスク・プロフェショナル学会の研究会に続いて下記の通り研究会(シンポジウム)を実施しますので、ご出席ください。出欠のいかんに関らず、同封はがきにてご連絡ください。事務処理および会員の現状把握のためよろしくお願いいたします。

敬具

記

日時 : 2008年12月13日(土) 13時00分～17時00分
場所 : 関西大学 千里山キャンパス 第2学舎4号館4階 F401教室
(<http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/mapsenri.html> をご参照ください)
阪急千里線関大前下車 北出口より徒歩10分
(<http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/access.html> をご参照ください)
参加費 : 資料代として1,000円(会員外2,000円)当日、受付でお支払いください

プログラム

13:00 - 13:30 会員総会
13:30 - 14:55 シンポジウム「凶悪犯罪とリスクマネジメント」
司会 大城 裕二(岡山商科大学)
パネラー 戸出 正夫(元白鷗大学)
パネラー 竹本 恒夫(富士火災)
パネラー 平岡 裕(大阪府防犯設備士協会)
パネラー 城戸 善和(熊本学園大学)
14:55 - 15:15 休憩
15:15 - 16:45 質疑応答
16:45 - 16:50 閉会の辞

お願い 日本リスクマネジメント学会平成21年度会費7,000円(20年10月～21年9月)およびまたは日本リスク・プロフェショナル学会平成21年度会費5,000円(21年1月～21年12月)を未払いの方は本年年中にお支払いいただきますようお願いいたします。
賛助会員の方もよろしくお願いいたします。

以上

日本リスク・プロフェッショナル学会
役員及び役職・役割分担一覧

(平成20年12月13日開催の日本リスク・プロフェッショナル学会会員総会にて決定)

【顧問】 (4名)

大橋 忠 (千友東海)
吉川 吉衛 (国士舘大学)
竹内 準治 (甲子園大学)
高木 利勝 (RF研究所)

【理事】 (16名)

理事・会長 戸出 正夫 (小山法政策研究所)
理事・理事長 亀井 利明 (関西大学名誉教授)
理事・事務局長 宮井 隆 (宮井経営総合研究所)
常務理事 関本 蘭子 (ひまわりの仲間たち)
同 中居 芳紀 (東京海上)
同 稲垣 正男 (稲垣商事)
同 才本 武雄 (ユニコーン・エス)
理事 上田 和勇 (専修大学)
同 亀井 克之 (関西大学総合情報学部)
同 大城 裕二 (岡山商科大学)
同 大橋 正彦 (大阪商業大学)
同 船坂 広男 (富士火災)
同 南方 哲也 (元長崎県立大学)
同 佐久間 潔 (一宮女子短大)
同 赤堀 勝彦 (神戸学院大学)
同 奈良由美子 (放送大学)

【評議員会顧問】(3名)

元吉公臣 (行政書士)
吉川了平 (公認会計士)
徳山喜昭 (富士工業)

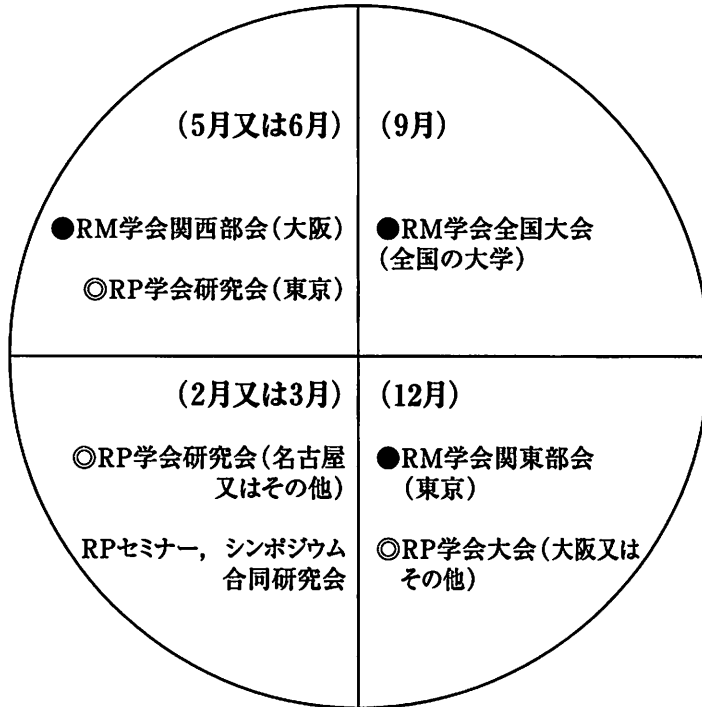
【評議員】(26名)

評議員・会長 竹本恒雄 (富士火災)
同・副会長 篠原壽一 (篠原産業)
同・副会長 井上 喬 (RMI)
同事務局長代理 徳常泰之 (関西大学商学部)
同・監事 和久井憲子 (ニューヨーク州弁護士)
同・監事 饗庭 正 (損保ジャパン)
評議員 今本敏夫 (日本通運)
同 竿田嗣夫 (京都学園大学)
同 高市 悟 (大阪能率協会)
同 稲垣まり子 (FR研究所)
同 納村 進 (税理士)
同 平岡 豁 (総合警備保障)
同 畑中治子 (MR研究所)
同 川本明人 (広島修道大学)
同 城戸善和 (熊本学園大学)
同 森 幸弘 (下関市立大学)
同 藤江俊彦 (千葉商科大学)
同 川崎和治 (沖縄大学)
同 高見尚武 (災害リスク研究所)
同 森高淳治 (GAC)
同 三宅芳夫 (大阪経済法科大学)
同 舟本勝彦 (日本電気)
同 植藤正志 (追手門学院大学)
同 山内英樹 (明治乳業)
同 古谷光一 (ウェルス・ライフ研究所)
同 土井宣子 (オフィス・アスカ)

以 上

日本RM・RP学会サイクル

(両学会の会員は研究会に相互にゲストとして参加できる。
両学会の研究会は合同で行うこともある)



- RM学会理事会・事務局が運営 (3回)
- ◎RP学会理事会・事務局が運営 (3回)

日本危機管理士協会だより

以下のとおり R P 資格を認定した（会報19号78頁に続く）

認定危機管理士

（20年8月1日）

認151 高野 一彦（東京都） 認152 奥井 武史（東京都）
認153 舟本 勝彦（神奈川県）

（20年9月1日）

認154 三宅 芳夫（大阪府） 認155 平岡 透（大阪府）
認156 村田 悟郎（滋賀県）
認157 欠 番

（20年11月1日）

認158 宮本 恭（神奈川県）

企業危機管理士

（20年9月1日）

企308 浅津 光孝（大阪府） 企309 向 敏志夫（大阪府）
企310 畑野 安生（大阪府） 企311 荒木 泰次（大阪府）

（21年1月1日）

会報19号78頁記載の企351～企366は確定（除 企362および企365）、企363の
山本 儀和 氏の氏名にミス・プリントあり。謹んで、お詫びいたします。
企367 田島 裕（千葉県）

R M A（Risk Management Adviser）

（平成20年9月1日）

（大阪能率協会RM講座修了試験合格、銀行業務検定協会金融RM2級合格による申請）

NA-174 白濱 美彦（大阪府） NA-175 田辺 誠（大阪府）
NA-176 三好 有紀（大阪府） NA-177 山崎 文義（大阪府）
NA-178 笹谷 稔（北海道） NA-179 浜崎 浩一（大阪府）
NA-180 江寄 為丸（京都府） NA-181 小林 利彦（三重県）
NA-182 高橋 理（大阪府） NA-183 前川 馨（兵庫県）
NA-184 田浦 豊盛（大阪府） NA-185 杉浦 之雅（愛知県）
NA-186 北村 昌平（奈良県） NA-187 桑島 豊（千葉県）
NA-188 三枝 英法（茨城県） NA-189 吉田 雅泰（千葉県）
NA-190 佐藤謙太郎（東京都） NA-191 浅野 哲郎（愛知県）
NA-192 平子 慶之（奈良県）

(平成20年 9月20日)

日本リスクマネジメント学会全国大会（於：岡山商大）における大学院生および新人による研究報告表彰による申請

NA-201 松下幸史朗（大阪市大大学院）－（CCR戦略とリスク・アベタイト）

NA-202 唐 珂（広島修道大大学院）

－（ハンズオンによるベンチャーキャピタル・リスクの軽減）

NA-203 上田 和範（関西大学大学院）

－（JR西日本におけるリスクマネジメントについて）

〈説明〉 認定危機管理士——日本RM学会称号

企業危機管理士 }
家庭危機管理士 } ——日本RP学会称号

RMA (Risk Management Adviser) }
FCA (Family Crisis Adviser) } →日本RP学会資格

〈案内〉

企業危機管理士（RMA）と企業危機管理士（RMC）の区別は廃止されました。どちらもカッコを取り企業危機管理士と称することになりました。また、家庭危機管理士（FCA）と家庭危機管理士（RCC）の区別も廃止され、どちらもカッコを取り家庭危機管理士と称することになりました。

新しく、「企業危機管理士」または「家庭危機管理士」に登録がえを希望される方は書面でお申し込み下さい。登録がえの手数料は無料ですが、登録証の必要な方は証書代として4,200円をお支払い下さい。

〈新刊紹介〉

赤堀 勝彦 著『企業リスクマネジメントの理論と実践』2008年10月（株式会社 三光）

著者は損害保険業界出身の保険・リスクマネジメント学者である。すでに多くの著書
を出版し、その博学ぶりは広く知られている

本書の構成は以下のとおりである。

- 第1章 企業リスクマネジメントと保険
- 第2章 企業の災害対策とリスクマネジメント
- 第3章 企業の個人情報漏洩リスクとリスクマネジメント
- 第4章 内部統制とリスクマネジメント
- 第5章 企業の環境問題とリスクマネジメント
- 第6章 環境ラベル制度
- 第7章 職場における心のリスクマネジメント

本書は第3章、第5章、第6章、第7章に特色があり、著者は複雑な問題をうまく分
析し、リスクマネジメントと関連づけている。

著者は日本火災のニューヨーク駐在員事務所長を経験しているアメリカ通である。そ
れゆえアメリカの文献は自由に読解できるはずにもかかわらず、アメリカ文献の引用が
ないというのはどうしたわけだろうか。

本書が学術的専門書となっているのに、外国文献の参照・引用がないということは保
守的な日本の学会では評価されにくい。このような損得を抜きにして、本書は分かりや
すく、中庸の立場でリスクマネジメントを解説し、その中に著者のオリジナリティーが
随所に見られる。一読に値するユニークな著書である。

(編集部)

株式会社ベネッセコーポレーションの案内

1. 会社概要

本社所在地	: 岡山県岡山市南方 3-7-17
創業	: 1955 年 1 月
売上高	: 連結 3,845 億円 (2008 年 3 月期)
営業利益	: 連結 348 億円 (2008 年 3 月期)
従業員数	: 連結 17,084 名、単体 3,078 名 (2008 年 4 月 1 日現在) ※契約社員、出向者、休職者含む

2. ベネッセとは

社名である“Benesse (よく生きる)”は、ラテン語の“bene (よい)”と“esse (生きる)”からつくった言葉で、「一人ひとりのよく生きるを支援する」という企業理念を表しています。この理念のもとで、私たちは、子育て・教育・語学・生活・福祉の領域で事業を展開しています。人々の向上意欲と問題解決を生涯にわたって支援することにより、お客さまや地域・社会にとってなくてはならない企業を目指しています。

3. 事業概要

①教育事業

幼児から高校生を対象とした通信教育講座「こどもちゃれんじ」「進研ゼミ」や、高校で実施される大学入試模擬試験「進研模試」などを中心に、学校外教育および学校や先生方の支援を行っています。

※「進研ゼミ」「こどもちゃれんじ」会員数：396 万人 ⇒ 対象生徒数の約 20%/国内最大 (08 年 4 月)

②語学事業

連結子会社である Berlitz International, Inc.、(株)サイマル・インターナショナルを通じて語学教育事業、通訳事業を中心に行っています。

※ベルリッツ語学センター数：約 70 ヶ国 500 拠点 ⇒ 世界最大規模 (08 年 3 月)

③ライフタイムバリュー(出版)事業

雑誌やインターネット、食材宅配などの事業を通して、暮らしに関わる情報提供、支援を行っています。

※「たまごクラブ」「ひよこクラブ」「いぬのきもち」「ねこのきもち」⇒ 市場シェア最大 (08 年 3 月)

④シニア(介護)事業

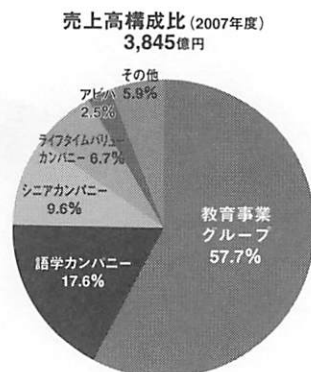
連結子会社の(株)ベネッセスタイルケアにおける入居型介護事業を中心に、研修事業、訪問・通所介護サービス事業を実施しています。また、保育施設の運営も行っています。

※介護付有料老人ホーム数：129 拠点 ⇒ 売上・利益国内最大 (08 年 3 月)

⑤アビバ事業

子会社の(株)アビバにおいてパソコン教室の運営事業を行っています。

※パソコン教室数：160 拠点 ⇒ 国内最大 (08 年 3 月)



(必見のこと)

日本リスク・プロフェッショナル学会研究会 (日本リスクマネジメント学会ゲスト参加)

下記のとおり、研究会を開催しますので奮ってご参加下さい。出欠は同封の葉書にて平成21年2月10日までにご通知下さい。

日 時：平成21年2月22日（日）午後1時

場 所：〒491-0938 愛知県一宮市日光町6

一宮女子短期大学8号館8207教室

責任者：佐久間 潔

交 通：JR名古屋からJR東海道線乗車、尾張一宮（快速9分）下車、西口の②番バス（起方面行乗車）繊維センター前（一宮女子短大前）下車

会 費：1,000円

プログラム

午後 1：00～ 1：10 開会の辞 上田 和勇（専修大学）

午後 1：10～ 1：30 会員総会

午後 1：30～ 2：00 15分スピーチ 2題

（報告希望者は21年2月10日迄に事務局へ申出のこと）

午後 2：00～ 4：30 研究報告3題

医療現場でのリスクについて 杉本百合香（名古屋共立病院）

食品リスクと危機管理 宮井 隆（宮井経営研究所）

著作権処理におけるRM 小栗 吉雄（小栗行政書士事務所）

午後 4：30～ 4：40 閉会の辞 戸出 正夫（元白鷺大学）

本学までの所要時間

試験当日は一宮駅西口より本学までの無料送迎バスを運行します。

名古屋からも近く
とっても便利!!

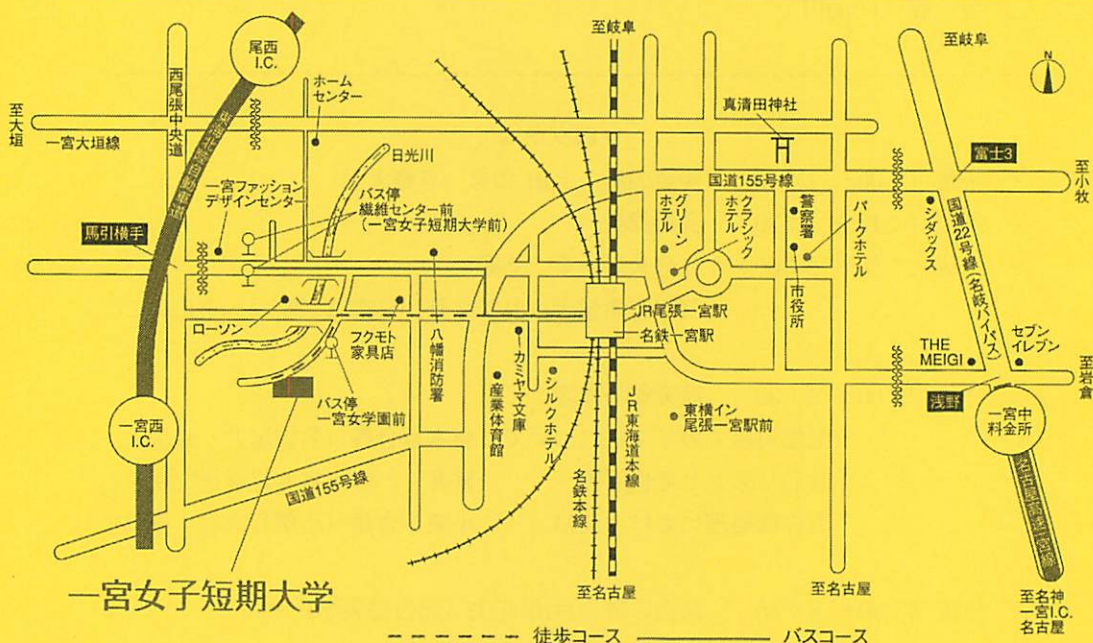
名古屋駅から尾張一宮駅まで、
わずか9分♪JR利用

名古屋から	JR(特別快速)	尾張一宮まで 9分	豊田から	名鉄(特急 知立経由)	名鉄一宮まで 59分
名鉄名古屋から	名鉄(特急)	名鉄一宮まで 14分		名鉄(急行 赤池・伏見経由)	名鉄一宮まで 60分
藤ヶ丘から	地下鉄・JR	尾張一宮まで 40分	豊橋から	JR(新快速)	尾張一宮まで 59分
	地下鉄・名鉄(特急)	名鉄一宮まで 40分		名鉄(特急)	名鉄一宮まで 64分
春日井から	JR(快速)	尾張一宮まで 29分	岐阜から	JR(新快速)	尾張一宮まで 7分
	JR・名鉄(特急)	名鉄一宮まで 36分	名鉄岐阜から	名鉄(特急)	名鉄一宮まで 9分
常滑から	名鉄(急行)	名鉄一宮まで 64分	大垣から	JR(新快速)	尾張一宮まで 19分
半田から	JR	尾張一宮まで 53分	多治見から	JR(快速ほか)	尾張一宮まで 55分
知多半田から	名鉄(急行・特急)	名鉄一宮まで 47分		JR・名鉄(特急)	名鉄一宮まで 55分
知立から	名鉄(特急)	名鉄一宮まで 35分	桑名から	近鉄・名鉄(急行・特急)	名鉄一宮まで 35分
刈谷から	JR(新快速)	尾張一宮まで 29分	四日市から	近鉄・名鉄(特急)	名鉄一宮まで 37分
	名鉄(急行)	名鉄一宮まで 44分	米原から	JR(新快速ほか)	尾張一宮まで 53分
岡崎から	JR(新快速)	尾張一宮まで 40分			
東岡崎から	名鉄(特急)	名鉄一宮まで 45分			

※所要時間には、乗り継ぎ時間は含まれておりません。

※JR尾張一宮駅・名鉄一宮駅下車、共に西口から②番のりばより起方面行バスにて織織センター前(一宮女子短期大学前)下車。

朝夕は①番のりばより一宮女子学園行直通バスがあります。なお、徒歩の場合は、一宮駅西口より15分。



宿泊のご案内

本学での受験者で、受験時の宿泊を希望する方は下記のところへ直接申し込んでください。なお、料金・食事など電話で確認のうえ、予約してください。

ホテル名	所在地	電話	ホテル名	所在地	電話
クラシックホテル	愛知県一宮市栄3-3-10	(0586)24-6111	パークホテル	愛知県一宮市本町2-7-12	(0586)73-8900
シルクホテル	愛知県一宮市新生2-5-32	(0586)43-6611	一宮グリーンホテル	愛知県一宮市栄1-6-1	(0586)23-0511
東横イン尾張一宮駅前	愛知県一宮市栄4-4-10	(0586)25-1045			

〈編集後記〉

本号は学会創立15周年記念号であるため多くの学会員から原稿を公募して編集した。投稿が多く予定頁数を超過してしまった。しかし、多方面にわたるユニークな論文が収録され、他の追隨を許さない内容となっている。

会員各位は第21号に論文を寄稿してほしい。原稿締切りは平成21年5月15日です。

(編集責任者 亀井利明・宮井隆)

〈日本R P学会平成21年度の会費払込みのお願い〉

当学会の平成21年度(平成21年1月~12月)の会費未払いの方は1月末日迄に、5,000円を郵便振替にてお振込み下さい。今後のご案内は会費払込者のみにを行います。

00950-8-242156 日本リスク・プロフェショナル学会

2009年1月30日発行

日本リスク・プロフェショナル学会 会報 実践危機管理 第20号 (創立15周年記念号)

発行責任者 亀井利明
発行所 日本リスク・プロフェショナル学会

(事務局)

〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-14-15-703
日本リスク・プロフェショナル学会
Tel/Fax 06-6835-3038 or 06-6328-2033

(印刷所)

RPSセンター
〒537-0024 大阪市東成区東小橋2-2-21
Tel 06-6581-3532 Fax 06-6974-5925

(郵便振替)

00950-8-242156
日本リスク・プロフェショナル学会

(銀行口座) 振込は個人名でお願いします。

三菱東京UFJ銀行淡路支店(普通)5152275
危機管理総合研究所

(書留郵便送付先・緊急連絡先)

〒565-0873 吹田市藤白台4-22-11(亀井方)
日本RP学会連絡所

(本号は「心の危機管理」第4号に相当)

〈非売品〉